

平成19年10月25日

平成19年10月25日

標 茶 町 議 会
平成18年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号（10月25日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成18年度標茶町一般会計決算について	4
認定第2号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算について	4
認定第3号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算について	4
認定第4号 平成18年度標茶町老人保健特別会計決算について	4
認定第5号 平成18年度標茶町土地地区画整理事業特別会計決算について	4
認定第6号 平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算について	4
認定第7号 平成18年度標茶町病院事業会計決算について	4
認定第8号 平成18年度標茶町上水道事業会計決算について	4
決算審査意見書補足説明	33
内容質疑	39
総括質疑	
深見 迪 君	60
黒 沼 俊 幸 君	68
田 中 敏 文 君	72
越 善 徹 君	76
小野寺 典 男 君	79
閉会の宣告	94

平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成19年10月25日（木曜日） 午前10時06分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成18年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成18年度標茶町老人保健特別会計決算
- 認定第 5号 平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算
- 認定第 6号 平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成18年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成18年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（14名）

委員長	末柄 薫 君	副委員長	越 善 徹 君
委員	田 中 進 君	委員	黒 沼 俊 幸 君
〃	菊 地 誠 道 君	〃	後 藤 勲 君
〃	林 博 君	〃	小野寺 典 男 君
〃	館 田 賢 治 君	〃	深 見 迪 君
〃	田 中 敏 文 君	〃	川 村 多美男 君
〃	小 林 浩 君	〃	平 川 昌 昭 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 鈴 木 裕 美 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	中 居 茂 君

平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	山 口 登 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	臼 井 好 和 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
社会教育課長	藤 岡 克 己 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
会 計 管 理 者	稲 沢 伸 穂 君
兼 出 納 室 長	
監 査 委 員	山 口 幸 夫 君
監 査 委 員	伊 藤 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君 (議会事務局長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長 (鈴木裕美君) ただいまから平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時06分)

◎委員長の互選

○議長 (鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員 (黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員 (平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私からの指名することでお諮り願います。

○年長委員 (黒沼俊幸君) ただいま平川君から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員 (黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川君からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員 (平川昌昭君) 委員長には、末柄委員を推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員 (黒沼俊幸君) ただいま平川君から、委員長に末柄君の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には末柄君が当選しました。

休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

（委員長 末柄 薫君委員長席に着く）

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（末柄 薫君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 副委員長の互選につきましては、指名推選とし、私からの指名することでお諮り願います。

○委員長（末柄 薫君） ただいま平川君から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川君からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 副委員長には、越善委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（末柄 薫君） ただいま平川君から、副委員長に越善君の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には越善君が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（末柄 薫君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 初めに、認定第1号から第6号までの平成18年度標茶町一般会計、特別会計5会計の決算内容についてご説明させていただきます。

まず、本町の行財政を取り巻く情勢でございますが、ご案内のように、今、日本はかつてない財政危機と戦後初めての人口減少時代を迎えるとともに、急激な少子高齢社会、環境問題の多様化、凶悪事件の多発や大規模災害の発生等々、将来に不安を予期せざるを得ない時代に直面しているとともに、時代の大きな転換期に直面し、さらには国の行財政改革として三位一体改革や市町村合併、そして道州制、支庁制度改革等々、町の将来や自治のあり方に大きく影響する改革が強力に推し進められております。特にこれまで地方振興策として地方の歴史的、地理的、産業・経済的、文化的特徴等を助長し、特徴のある地域をつくるという考え方が主流でありましたが、最近では人口30万人規模自治体への再編成により、約1,800となった自治体数をさらに1,000を目標にするという考え方になってきておりまして、人口の少ない自治体にとりましては存亡の危機に直面していると言っても過言ではない状況下にあります。このことは、行財政の運営にとどまらず、町民の皆様のご生活や活動にも大きく変化を及ぼすことが予想されますが、状況打開のためにはこれまでの常識を変え、官民総がかりでの取り組みが必要であります。長い間、公の担い手は行政という概念でありましたが、これからは住民の皆様、地域会、企業、団体等の地域に存在するすべての方々がそれぞれにふさわしい任務分担のもと公の担い手となってまちづくりを進めることが必要であります。このような状況を踏まえ、町民の皆様すべてが心寄せ合い、知恵を絞り、手を携え、行動することを目指します協働のまちづくりを進めてきたところでございます。

次に、財政を取り巻く状況でございますが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は、国、道への依存体質が引き続き顕著であります。平成18年度における自主財源比率は、地方交付税の引き続きの削減等によりまして、決算年度数値で30.4%となりましたが、対前年比では2.4ポイントの減となりました。内容的には、自主財源の主軸をなす町税は景気低迷に伴う個人、事業所得の減少が続き、また歳出におきましては公債費償還がピークに達しているなど、本町財政は山積する行政課題と相まって総じて厳しい状況が続いております。さらにはまた、国の歳出削減方針によりまして新たな地方交付税の削減が予想されるなど、引き続き不透明で不安定な財政運営を強いられているところであります。こうしたことから、将来に向け持続可能な健全で安定した財政運営を目指し、前年度に引き続き財政の効率化、質的改善に取り組んできたところでありまして、平成18年度中に実

施いたしました行財政改革につきましては、職員数を前年度4月1日に比較し10名を削減したところでありますし、人件費では一般職基本給で2,975万円の減、職員手当では1,814万9,000円の減、共済費等では184万9,000円の減の合計4,974万8,000円の削減を実施したところであります。

次に、平成18年度における一般会計、特別会計5会計の決算の概要についてご説明申し上げます。それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料により説明をさせていただきますが、一般会計は歳入決算額で93億1,545万8,213円、歳出決算額は92億6,323万3,554円で、歳入歳出差引額は5,222万4,659円となり、特別会計5会計全体では歳入決算額47億177万8,702円、歳出決算額46億6,601万4,608円で、歳入歳出差引額は3,576万4,094円で決算を終えたところであります。

そのうち町税でございますが、依然景気回復の兆しが見出せず、所得全体の落ち込みなど、多くのマイナス要因を抱えながらも、課税客体の適正な捕捉、収納対策の取り組み等、納税者への理解を求めながら対応してまいりまして、結果としまして収納率は90.1%と、対前年度比1.3ポイントの減となったところでございます。収納対策につきましては、決算審査意見書においてもご指摘をいただいておりますが、税外収入金も含めまして収入の確保に向け一層の理解と協力を得られますようさらに努めてまいることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、基金等の支消でございますが、財政調整基金を3億3,000万円、減債基金を1億164万9,000円、備荒資金を4億400万1,000円、合計8億3,565万円を支消いたしまして、所要財源の調整を図ってきたところであります。

なお、後ほどまた説明をいたしますが、平成18年度中、財政調整基金、減債基金及び備荒資金への積み立て額につきましては、ルール分のほかに行政コスト削減分を含めまして8億1,270万7,602円を積み立てしたところであります。

歳出につきましては、後ほど主要な施策の成果等において概要を申し述べますが、当初予算可決後、7回の補正予算のご審議をいただき、施策の具現化を図ってきたところでございます。

また、一般会計より国民健康保険事業事業勘定特別会計に1億1,222万123円、老人保健特別会計に7,556万172円、下水道特別会計に2億8,731万2,669円、土地区画整理事業特別会計に2億9,978万8,070円、介護保険事業特別会計に1億4,661万2,000円を繰り出しし、それぞれの事業に支障が生じないように配慮してきたところでございます。

その結果、平成18年度にかかわる主な財政指数は、財政力指数が0.221で、経常収支比率は交付税や臨時財政対策債の大幅な減少等によりまして引き続き高い状況となっております。また、89.8%となりまして、前年度よりは0.3ポイント高くなったところであります。また、公債費比率につきましては19.1%と0.5ポイント高くなっております。また、起債制限比率につきましても12.3%となりまして、年々微増の状態が続いているところであります。

なお、国は各自治体の財政状況を把握するため、従来の起債制限比率から連結決算方式

に改められ、実質公債費比率という方法が採用されてまいりました。これは、ご案内のとおり、従来の起債制限比率に用いられた地方債の元利償還金に加え、下水道会計等が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合等の公債費に準じる経費等を算入するものであり、比率が25%以上は地方債の制限団体、18%以上は許可団体と定義されたところであります。本町の平成18年度の実質公債費比率は19.3%となりましたので、引き続き許可団体となっております。基準を超えた原因につきましては、昨年も説明しておりますが、将来の負担を軽減するため、平成16年度において減税補てん債を1億4,970万円を繰上償還したことにより数値が上昇したものでありまして、従来認められていました繰上償還分の数値調整が認められなかったことにより数値が上昇したものであります。繰上償還をしなかった場合は、制限をクリアするところであります。平成16年度の繰上償還の影響は3カ年続きますことから、数値を上回っております。なお、平成19年度においては17.8%程度になる予定でありまして、制限数値を下回る見込みとなっております。

次に、認定第1号から第8号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書につきましてご説明をさせていただきます。

最初に、お手元に配付させていただきました平成18年度標茶町決算資料の1ページをお開きください。各会計歳入歳出総括表についてご説明いたします。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は93億1,545万8,213円、歳出決算額は92億6,323万3,554円で、歳入歳出差引額は5,222万4,659円となりました。

次に、国民健康保険事業事業勘定特別会計ですが、歳入決算額は11億9,776万4,267円、歳出決算額は11億8,953万235円で、歳入歳出差引額は823万4,032円となりました。

下水道事業特別会計では、歳入歳出決算額とも同額で10億2,178万1,769円でございます。

老人保健特別会計では、歳入決算額は9億8,804万88円、歳出決算額は9億7,694万1,104円で、歳入歳出差引額は1,109万8,984円となりました。

土地区画整理事業特別会計は、歳入歳出決算額とも同額で4億2,745万2,490円でございます。

次に、介護保険事業特別会計であります。まず保険事業勘定につきましては、歳入決算額は5億9,273万2,361円、歳出決算額は5億8,066万5,496円で、歳入歳出差引額は1,206万6,865円となり、サービス事業勘定では、歳入決算額が4億7,400万7,727円で、歳出決算額が4億6,964万3,514円となり、歳入歳出差引額は436万4,213円となりまして、介護保険事業特別会計トータルでは、歳入決算額10億6,674万88円、歳出決算額10億5,030万9,010円で、歳入歳出差引額は1,643万1,078円となりました。

企業会計を除く各会計合計では、歳入決算額140億1,723万6,915円、歳出決算額139億2,924万8,162円で、歳入歳出差引額は8,798万8,753円で決算を終えたところであります。

ちなみに、平成17年度における歳入決算額は146億3,553万7,149円で、歳出決算額は145億6,412万9,659円でありまして、平成18年度決算額と平成17年度決算額を比較しますと、

歳入決算額では6億1,830万234円、4.2ポイントの減、歳出決算額は6億3,488万1,497円、4.4ポイントの減、歳入歳出差引額では1,658万1,263円で23.2ポイントの増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳であります、1款町税から21款町債までの合計で申し上げますが、最終予算額が93億2,829万6,000円に対しまして、調定額は96億978万9,670円で、収入済額は93億1,545万8,213円、不納欠損額978万5,788円、収入未済額につきましては2億8,454万5,669円で、収納率は96.9%となりました。

ちなみに、収入済額93億1,545万8,213円のうち、自主財源は28億3,512万7,883円で、前年度に比較し2.4ポイントの減の30.4%で、依存財源は64億8,033万330円で69.6%を占めたところです。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額93億2,829万6,000円に対しまして、支出済額は92億6,323万3,554円、翌年度繰越額が1,665万円、不用額は4,841万2,446円で、最終予算額に対する支出済額の比率は99.3%となりました。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳でございますが、その主なもののみをご説明いたします。人件費につきましては、平成17年度決算額16億684万7,000円に対しまして、平成18年度決算額は15億4,950万3,000円で、その構成比は16.7%で、構成比の前年度対比では0.7ポイント増で、金額では5,734万4,000円の減で、対前年比では3.6%の減となりました。

物件費では、平成17年度決算額13億6,498万3,000円に対しまして、平成18年度決算額は13億7,706万4,000円で、その構成比は14.9%で、前年度対比では1.3ポイントの増で、額では1,208万1,000円の増となりました。

補助費等では、平成17年度決算額23億7,734万3,000円に対しまして、平成18年度決算額は18億216万6,000円で、その構成比は19.4%で、前年度対比では4.3ポイント、5億7,517万7,000円の減となりました。この大幅な減につきましては、平成17年度に病院事業会計から繰入金5億円を備荒資金組合納付金として処理していたことによるものであります。

普通建設事業費につきましては、平成17年度決算額13億6,726万3,000円に対しまして、平成18年度決算額は12億94万3,000円で、その構成比は13%であります。前年度対比では0.6ポイント、1億6,632万円の減となりました。

公債費では、平成17年度決算額13億5,921万8,000円に対しまして、平成18年度決算額は13億4,893万円で、その構成比は14.5%であります。構成比の前年度対比では0.9ポイントの増、額では1,028万8,000円の減となりまして、前年度に対する増減率は0.8%の減となりました。

積立金では、平成17年度決算額5億9,691万4,000円に対しまして、平成18年度決算額は5億7,561万4,000円で、その構成比は6.2%であります。構成比の前年度対比では0.3ポイントの増、額では2,130万円の減となっております。

次に、5ページから7ページであります、ただいまご説明いたしました歳入歳出、そ

して歳出の性質別につきまして、今年度は平成14年度を基準といたしまして、平成18年度までの趨勢比較を行っております。

まず、5ページの一般会計年度別歳入比較表でございますが、特徴的なものについてご説明申し上げます。町税でございますが、年々減少し、平成14年度に比較しまして、18年度では92.3%となっております。逆に、地方譲与税につきましては年々増加し、平成18年度では130.9%となっております。配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、少額であります。平成16年度から新設となったものでございます。問題の地方交付税につきましては、平成14年度に比較しまして、金額では7億8,379万5,000円の減で、率にしましては85.1%まで減少しております。ちなみに、一番多かった平成11年度に比較しますと、額で18億6,602万9,000円減少しております。また、使用料及び手数料につきましては、平成18年度から体育施設の有料化を実施しておりますが、他の費目での減少もありまして、総体では平成17年度に比較し2,600万円ほど減少しておりますが、対平成14年度の趨勢的には2.1%の微増となっております。国、道支出金につきましては、公共事業の縮減や一般財源化によりまして年々減少を続けており、平成15年度をピークに減少をしております。財産収入につきましては、平成16年度、農業施設売払収入がありましたことから263.3%となっておりますが、平成17年度以降はこの分がありませんので、数値が減少しております。繰入金につきましては、公債費償還がピークを迎えておりますことから、財源不足を基金から繰入金等によって処置しております。このことから、平成14年度に比較し128.4%となっております。町債につきましては、平成15年度以降削減を図り、平成18年度では49%と半減しております。

歳出につきましては、7ページをお開きください。一般会計年度別歳出性質別比較表ですが、人件費では、行財政改革を実施しておりますことから、平成14年度に比較し、年々減少し、84%まで減少しております。また、普通建設事業費においても国の公共投資削減方針もありまして、56.3%と大幅に減少しております。一方、扶助費においては、措置から支援費制度に変更になりまして、平成15年度から大幅に増加しております。公債費償還が先ほども説明いたしましたように平成15年度にピークを迎え、その後減少をしております。平成18年度では平成14年度に比較し98.6%となっております。

なお、6ページの歳出費目別の比較につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、8ページの国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてでございますが、歳入では、1款国民健康保険税では、最終予算額4億3,000万5,000円、調定額5億3,759万4,124円、収入済額4億1,467万6,092円、不納欠損額は526万720円で、収入未済額は1億1,765万7,312円で、最終予算額に対する収納率につきましては96.4%、また調定額に対する比率は77.1%となりました。以下、款別の説明を省略させていただき、合計のみをご説明いたします。合計では、最終予算額12億1,143万2,000円に対しまして、調定額13億2,094万1,299円、収入済額11億9,776万4,267円、不納欠損額526万720円、収入未済額1億1,791

万6,312円で、最終予算額に対する収納率につきましては98.9%、調定額に対する比率は90.7%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費では、支出済額が1,093万7,325円、2款保険給付費が7億5,876万4,723円、3款老人保健拠出金につきましては2億3,567万1,692円となりました。以下、款別の説明を省略させていただきます。合計で申し上げますが、最終予算額12億1,143万2,000円に対し、支出済額は11億8,953万235円、不用額が2,190万1,765円で、最終予算額に対する支出済額の比率は98.2%となりました。

次に、ページが飛びますが、14ページをお開きください。国民健康保険事業決算の参考資料についてご説明をいたします。まず、世帯数及び被保険者数の状況ですが、世帯数では平成18年度は2,062世帯で、平成17年度に比較し25世帯増加し、被保険者数では4,711人で、平成17年度に比較し60人の減であります。

次に、保険税の状況、現年度分ですが、調定額につきましては平成18年度は4億3,003万2,000円で、平成17年度に比較し1,044万5,200円減少し、1世帯当たりの調定額でも前年度に比較し7,687円減となったところです。収納額の1世帯当たりでは、平成18年度が19万6,003円で、平成17年度に比較し8,039円の減となりました。なお、現年度分の収納率は93.98%と対前年度比で0.37ポイント減少しております。

次に、滞納繰り越し分でございますが、調定額につきましては平成18年度1億756万2,124円で、平成17年度に比較し519万2,388円増加し、1世帯当たり調定額でも1,909円増加したところです。なお、平成18年度の不納欠損額は526万720円で、平成17年度に比較し468万61円減少し、収納率では9.77%と対前年度比1.66ポイント増加しました。

次に、年度末滞納繰り越し分の推移につきましては、表に記載しているとおりであります。平成18年度上昇率は108.1%と対前年度比3.2ポイント増加しております。

15ページ以降の資料につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、9ページにお戻りください。下水道事業特別会計歳入歳出決算の状況ですが、まず歳入でございますけれども、その主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金は、収入済額415万8,932円、収入未済額584万1,090円でありまして、最終予算額に対して100.2%の比率で、2款使用料及び手数料は、収入済額7,178万6,980円、不納欠損額11万430円、収入未済額629万6,010円で、最終予算額に対して100.2%、また3款国庫支出金は、収入済額2億5,850万円で、最終予算額に対して100%、5款繰入金は、収入済額2億9,645万8,669円で、最終予算額に対して97.2%、8款町債につきましては、収入済額3億8,780万円で、最終予算額に対して100%、合計は、最終予算額10億3,001万5,000円、調定額10億3,402万9,299円、収入済額10億2,178万1,769円、不納欠損額11万430円、収入未済額1,213万7,100円で、最終予算額に対する収納率は99.2%となりました。

次に、歳出ですが、主なものとして、1款総務費では、最終予算額8,175万3,000円に対し、支出済額7,675万8,257円で、最終予算額に対する比率は93.9%、2款公共下水道事業費は、最終予算額5億2,495万円に対し、支出済額5億2,299万9,785円で、最終予算額に対

する比率は99.6%となりました。4款公債費は、最終予算額4億2,302万5,000円に対して、支出済額4億2,202万3,727円で、最終予算額に対する比率は99.8%となりました。合計では、最終予算額10億3,001万5,000円に對しまして、支出済額は10億2,178万1,769円で、不用額が823万3,231円でありまして、最終予算額に対する支出済額の比率は99.2%となりました。

次に、10ページの老人保健特別会計歳入歳出決算の状況であります。まず歳入ですが、1款支払基金交付金から6款繰越金まで、最終予算額及び調定額に對し、収入済額はほぼ100%となりまして、合計では、最終予算額9億8,803万8,000円に對しまして、調定額、収入済額ともに9億8,804万88円となりました。

次に、歳出ですが、合計のみでご説明いたします。最終予算額9億8,803万8,000円に對し、支出済額9億7,694万1,104円、不用額1,109万6,896円で、最終予算額に対する支出済額の比率は98.9%となりました。

次に、11ページの土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。まず歳入ですが、その主なものについてのみご説明いたします。3款繰入金は、最終予算額2億9,987万5,000円に對し、調定額、収入済額とも同額の2億9,978万8,070円で、最終予算額、調定額に對する比率は100%となりました。4款町債は、最終予算額、調定額、収入済額とも1億2,600万円です。合計では、最終予算額4億2,753万9,000円、調定額4億2,862万5,356円、収入済額4億2,745万2,490円となり、最終予算額及び調定額に對する収入済額の比率はそれぞれほぼ100%、99.7%となりました。

次に、歳出ですが、1款事業費につきましては、最終予算額2億5,642万5,000円に對し、支出済額2億5,641万3,026円、不用額1万1,974円で、2款公債費は、最終予算額1億7,104万1,000円に對し、支出済額1億7,103万9,464円、不用額1,536円で、いずれも執行率はほぼ100%となりました。合計では、最終予算額4億2,753万9,000円、支出済額4億2,745万2,490円、不用額8万6,510円で、その執行率はほぼ100%となりました。

次に、12ページの介護保険事業特別会計歳入歳出決算のうち保険事業勘定の状況であります。歳入の主なものについてのみご説明いたします。1款保険料は、最終予算額9,631万6,000円に對し、収入済額は9,673万4,200円で、最終予算額及び調定額に對する比率はそれぞれ100.4%、98.1%となり、2款国庫支出金は、最終予算額1億3,434万4,000円に對して、収入済額は1億3,470万7,095円、最終予算額及び調定額に對する比率は100.3%、100%となったところであります。3款道支出金は、最終予算額8,045万2,000円に對し、収入済額は8,113万9,491円で、最終予算額及び調定額に對する比率は100.9%、100%となりました。4款支払基金交付金は、最終予算額1億5,998万5,000円に對し、収入済額は1億6,007万3,000円で、最終予算額及び調定額に對する比率は100.1%、100%となりました。6款繰入金は、最終予算額1億1,088万円に對し、収入済額は1億1,087万9,000円で、最終予算額及び調定額に對する比率はいずれも100%となりました。7款繰越金は、最終予算額919万9,000円に對し、収入済額は919万9,575円で、最終予算額及び調定額に對する比率はいずれ

も100%となりました。合計では、最終予算額5億9,118万1,000円、調定額5億9,461万6,361円、収入済額5億9,273万2,361円となり、最終予算額及び調定額に対する収入済額の比率はそれぞれ100.3%、99.7%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費につきましては、最終予算額4,684万5,000円、支出済額4,415万7,342円、翌年度繰越額167万円、不用額101万7,658円で、その執行率は94.3%となりました。2款保険給付費では、最終予算額5億2,743万3,000円に対し、支出済額5億2,098万493円、不用額は645万2,507円で、執行率は98.8%となりました。合計では、最終予算額5億9,118万1,000円に対し、支出済額5億8,066万5,496円、翌年度繰越額167万円、不用額884万5,504円で、その執行率は98.2%となりました。

次に、13ページのサービス事業勘定の状況でございますが、主なもののみご説明申し上げます。まず、歳入ですが、1款サービス収入では、最終予算額4億3,113万1,000円に対し、収入済額は4億3,142万7,939円で、最終予算額及び調定額に対する比率は100.1%、99.9%となりました。2款繰入金は、最終予算額、調定額、収入済額ともに3,573万3,000円で、4款繰越金は、最終予算額642万9,000円に対し、収入済額は642万9,543円で、最終予算額及び調定額に対する比率はいずれも100%となり、合計では、最終予算額4億7,390万円、調定額4億7,429万137円、収入済額4億7,400万7,727円、収入未済額28万2,410円となり、最終予算額及び調定額に対する収入済額の比率はそれぞれ100%、99.9%となりました。

次に、歳出ですが、1款サービス事業費につきましては、最終予算額4億7,375万円、支出済額4億6,964万3,514円、不用額410万6,486円で、その執行率は99.1%となりました。合計では、最終予算額4億7,390万円、支出済額4億6,964万3,514円、不用額425万6,486円で、その執行率は99.1%となったところであります。

以上で平成18年度標茶町決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。資料につきましては、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の1ページから8ページまでに記載をしてございます。

まず、産業の振興についてであります。本町を取り巻く状況につきましては、さきにも触れましたとおり、依然として経済の低迷状態が続いております。主要産業の酪農を取り巻く状況につきましては、個別経営の規模拡大が進む一方、後継者不足や経済的理由から離農が続いておまして、生乳生産量の維持や遊休農地の発生抑制が大きな課題となっております。生乳生産量は13年ぶりとなる減産計画のもと前年比3.8%減の16万2,000トンという結果になったところであります。この減産計画が実行された背景には、長引く飲用乳の消費低迷がありましたことから、生産者団体とも協調しながら本町独自の消費拡大運動、キャラクターのみるくっくさんやキャッチフレーズ「牛乳を食べよう」を展開し、業界からの評価とともに町民の皆さんにも徐々に浸透しつつあります。また、オーストラ

リアとのF T A問題から300名もの町民の皆さんの参加を得ながら日豪F T Aを考える標茶集会を開催し、基幹産業を守るという意思統一を図ることができたところであります。また、これまで最優先課題として取り組んでまいりました家畜ふん尿処理対策につきましては、関係機関と連携して巡視の強化やパンプの配布、ファクス等により注意を喚起し、適切な管理、利用、違反の発生予防等に取り組んできたところです。第2期2年目を迎えました中山間地域直接支払交付金制度につきましては、集落協定への参加者は390戸、18法人で、2万4,770ヘクタールの農地を対象として、交付金総額は3億9,132万円となり、特徴的な共同取り組みとともに耕作放棄地の発生抑止に効果を上げているところであります。また、個別経営内の経営向上とゆとりある生活を目指します家族経営協定につきましては、今年度1組の締結が実現したところです。育成牧場の経営につきましては、特に新たにスタートしました哺育事業において利用者の信頼をいただきますよう技術向上に努めているところであります。

林業の振興につきましては、引き続き保安林造林や保育事業を展開し、また治山や林道網の整備、普及啓発活動を強化するとともに、最終年を迎えます森林整備地域活動支援交付金制度につきましても197の個人、法人の参加により4,815ヘクタールの森林に対し協定を締結し、適切な森林管理に資する取り組みへの活用を図ったところであります。また、京都議定書に基づき温室効果ガスの排出抑制計画を策定し、町の全施設で実践をしていくことといたしました。

水産の振興では、塘路湖、シラルトロ湖の環境保全に配慮しながら、塘路漁協の増殖事業を引き続き支援するとともに、コイヘルペスウイルスの発症対策につきましては漁協を主体として監視を継続してまいりました。

商業の振興では、商工会事業の支援や事業者に対する町融資制度において必要な資金運営選択肢の充実を図りながら支援を行い、労働対策では引き続き職業病対策、生活安定対策、冬期雇用対策を実施し、観光振興では、本町の自然環境をテーマとしながら、地域産業、歴史、文化、生活等の体験、学習、交流を推進するとともに、観光施設の維持管理と充実、観光事業に対する支援や特産品のP R活動を展開してまいりました。

次に、生活環境の整備についてでございますが、だれでも健康で安心して暮らせる快適な町を目指して住民要望や計画の優先度に意を配しながら、社会資本の整備に努めてまいりました。

国道では、地域高規格道路の阿歴内道路約5キロメートルが整備区間として早期着工に向け準備が進められておりますし、標茶を基点とする道東縦貫道路につきましては引き続き計画路線への昇格のため要請行動を進めてきております。国道243号線虹別萩野高台の吹雪対策として防雪さくが設置されましたし、国道274号線コッタロの沢付近の危険箇所改良につきましても実現に向け作業が進められております。

道道につきましては、継続的に各路線で改良舗装や防雪さく工事等が実施され、交通の利便性が向上しておりますが、開運橋かけかえ事業につきましては開運橋等駅前中央通整

備促進協議会を中心に関係機関の努力によりまして、ご案内のとおり本年2月1日に開通したところであります。

町道につきましては、町内各地域で道路整備を行い、その結果、当該年度末における現況は508路線、729キロメートル、改良延長390キロメートル、舗装延長347キロメートル、改良率で53.4%、舗装率で47.5%となったところです。冬期間の道路維持管理では、降雪日数が67日間、降雪量累計が176センチメートルと前年に比較し半分となりましたが、直営のほか委託業者21社により交通の確保に努めてきたところであります。

都市計画につきましては、新富公園を麻生公園と名称変更し、公園遊具の再利用等で整備を行ったところです。また、鉄東区画整理事業につきましては、建物等移転補償12件、区画道路改良舗装工事6路線、698メートル及び宅地整備を実施し、進捗率は当該年度末で98%となったところです。なお、オモチャリ川の未整備区間181メートルにつきましては整備完了いたしました。

住宅の整備につきましては、開運団地におきまして建設コストの縮減や超過負担の経験を図りつつ2棟10戸の建てかえを実施したところです。限定特定行政庁としての建築行政につきましては、建築物確認審査26件、完了検査21件、建設リサイクル法届け出審査11件の適正かつ迅速な処理に努めてまいりました。

公共下水道では、標茶終末処理場の劣化診断を行い、更新計画を樹立するとともに、平和地区において污水管、雨水管の整備を進めてまいりまして、整備率は84.1%となり、3月に一部供用開始となりました塘路地区特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を含めた下水道全体の普及率は58.9%となったところであります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。急激な少子高齢化や厳しい経済環境等、社会福祉を取り巻く環境が複雑かつ多様化している中で社会福祉協議会、関係機関、団体と連携し、施策の推進をしてきたところをございまして、これからの方向性を示す諸計画として町民の皆様の協力を得て策定いたしました標茶町保健福祉総合まちづくりプランや第3期の高齢者保健福祉計画、介護保険計画の着実な推進を図ってきたところであります。

高齢者福祉につきましては、福祉事業を円滑に進めるとともに、住宅改造費助成事業の拡充ややすらぎ園においては快適性の向上を図るため、昨年に引き続き脱臭器を設置し、完了したところであります。また、地域包括支援センターを設置し、高齢者福祉の充実に努めるとともに、保険事業につきましても堅実な運営を行ってまいりました。

障害者福祉につきましては、作業所の支援を行うとともに、障害者自立支援法による地域生活支援事業の円滑な実施に努め、さらには障害者保健福祉計画を策定し、障害者の尊厳を重視した社会の充実に努力してきたところであります。

児童福祉につきましては、みどり保育園でゼロ歳児保育を実施するとともに、学校と保育所、幼稚園との連携を強化し、保育内容の充実に努め、さらには児童館の運営、学童保育、子育て支援センター、子供発達相談室の運営を引き続き行ってきたところであります。

住民の健康増進につきましては、総合検診、人間ドックを通じ疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、1次予防として教育大学との連携によるおたっしやプロジェクトを推進し、健康意識の向上、健康づくり、介護予防の事業を実施したところであります。

町立病院の運営につきましては、職員研修の強化をしつつ医療サービスの提供と利用しやすい病院づくりに取り組んできたところであります。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物の収集区域を全町に拡大するとともに、住民お一人お一人のご協力のもと減量化、資源化を進めてまいりました。また、自然の番人宣言を通じ廃棄物のポイ捨ての根絶に向けた啓蒙や清掃活動を実施したところです。

安全、安心の暮らしの施策につきましては、大地震や異常気象による自然災害、林野火災等を想定し、水防訓練や住民避難訓練、炊き出し、さらには自衛隊ヘリコプターによる消火訓練を含めた標茶町防災総合訓練を実施したところであります。また、標茶町生活安全条例を制定し、事故や犯罪の防止に配慮した環境整備を行うとともに、振り込め詐欺や架空請求、催眠商法等の犯罪防止に努めたところです。

次に、教育の振興についてでございますが、心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めてまいりました。

確かな学力の向上につきましては、地域の特色を生かす教育、個に応じた指導方法の工夫改善、指導と評価の一体化による指導工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努めるとともに、教職員の研修を積極的に支援し、また磯分内小学校及び標茶中学校の2校を研究指定校として学校教育の充実を図ったところであります。

豊かな心を育てる教育では、5学級以上の中学校に心の教室相談員を配置するとともに、不登校、いじめ防止にかかわる一校一運動を推進し、道教委のいじめ実態調査とあわせていじめの早期発見、早期対応に当たってまいりました。

心身ともに健康な生活を送るための基盤となる体力づくりにつきましては、あらゆる事業を通じ健康教育の推進を図り、学校保健についても各種定期検診等を行い、疾病や事故の予防、防止に努めてきたところであります。

平成19年度からスタートします特別支援教育への対応につきましては、児童生徒の実態把握はもとより、町内全校に委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、学校の実態に合わせた特別支援教育が実施されるよう準備を進めてきたところであります。

通学路の安全確保につきましては、児童生徒を対象とした防犯教室や学校、地域、保護者を対象としましたパトロールボランティア講習会を開催し、地域総体で安全確保の充実に努めてまいりました。

学校施設の整備につきましては、標茶小学校体育館防音改築として調査設計を行い、旧耐震基準以前の校舎、体育館につきましては耐震診断調査を実施したところであります。また、施設整備基金によりまして塘路教員住宅の改修、磯分内小学校屋体及び標茶幼稚園

の床改修、標茶小学校、標茶中学校及び虹別中学校の特学教室設備の改修等を行ったところであります。

学校給食では、阿歴内線の給食配送車の更新を行うとともに、食器の計画的入れかえを行っております。

遠距離通学児童生徒には16路線のスクールバスを運行し、18年度末で廃校となる弥栄小学校児童につきましては増便により通学確保を図ることとしたところであります。

社会教育につきましては、標茶町社会教育第5次中期計画に基づき、生涯学習の観点に立って生涯各期の学習課題やライフスタイルあるいは地域課題に合った学習機会を創造し、生活の向上や地域づくりに生かされるよう努めてまいりました。また、社会教育の推進体制の強化を目指し、公民館運営委員を各館に5名以内配置することとし、社会教育委員に各公民館運営委員を1名ずつ委嘱し、定数も10名から15名に増員したところであります。

幼少年、家庭教育支援事業につきましては、地域子ども教室を全町的に展開し、子育て応援講座を釧路短期大学との連携のもと、子育て支援センターと共同して家庭と地域の教育力の向上を目指してきたところであります。公民館においても家庭教育学級を開講し、特色ある取り組みを行ってきたところであります。

青年教育につきましては、標茶町青年団体連絡協議会の解散に伴い、成人式前夜祭を新成人による実行委員会形式で取り組んでまいりましたが、一方青年の持っているエネルギーをリーダー研修や青年の社会参加、学習活動にどう結びつけていくかが課題でもあります。

女性教育につきましては、標茶町女性団体連絡協議会が中心となり、女性の集い、エブリック、リーダー養成講座等多くの事業が展開されてきたところです。

成人教育では、公民館活動を中心に地域課題解決のための事業を多面的に展開し、高齢者教育につきましては高齢者が心身ともに健康で生きがいを持って地域社会に参加や貢献できるよう配慮しながら、子育て応援講座や地域子ども教室への参加、援助等の取り組みが行われ、また公民館事業として高齢者学級交流宿泊学習会やたんちょう大学を实践したところでございます。

文化の振興につきましては、各種助成制度によりまして活動の支援を行い、スポーツの振興につきましては団体の育成支援とともに、施設の有効活用と指導者の育成により町民皆スポーツの基盤整備を図ってまいりました。さらに、健康づくり運動指導員も軌道に乗り始め、肉体改造教室や貯筋くらぶ、さらには町内会単位の健康づくりに活躍されております。

図書館につきましては、引き続き利用者の利便性や利用拡大に努め、郷土館につきましては展示の充実を図るとともに、旧駅通及び第2収蔵庫の補修、改修を行い、さらにはウライヤ遺跡越善地点の緊急発掘調査の継続やキタサンショウウオの生息調査、ベニバナヤマシヤクヤクの植生調査の継続調査を実施したところであります。

次に、地域活動の振興についてであります。地方自治体を取り巻く環境につきまして

は前段でも述べましたが、こうした状況の中で町民の皆様と行政が課題を共有し、それぞれ自己決定、自己責任のもとでのパートナーシップが求められておりますことから、健全な地域コミュニティの形成や住民意識の高揚が図られるよう思想の普及や支援措置を講じてきたところであります。

また、まちづくり推進委員会やまちづくり町民講座を開催し、協働のまちづくりを進めてきたところであります。

地域づくりにつきましては、自治会の自主的な活動を支援するため、自治会振興補助金や地域振興補助金、コミュニティ助成事業等を活用しながら地域との連携を深め、コミュニティ形成の充実を図ってきたところであります。

また、人づくりにつきましては、地域文化振興事業や地域間交流事業、生涯学習等を通じ積極的に実施をしてきたところであります。

次に、9ページからの予算執行の実績についてご説明いたしますが、要点、主なもののみご説明をさせていただきます。まず、9ページの2款総務費であります。町有施設の整備では、最終予算額3,046万5,000円に対し、決算額3,046万3,000円で、執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果といたしましては、武道館屋根塗装改修ほか町有施設整備改修工事を行いまして施設の延命を図ったところであります。

10ページの地域振興事業では、最終予算額2,147万円に対しまして、決算額は2,132万9,000円で、執行率は99.3%でありまして、施策の成果といたしましては、コスモスを中心とした花いっぱい推進事業や振興施設等誘致事業、ふるさと会あるいは合宿等を通じた地域間交流事業、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業や自治会振興事業、そして産業後継者定住対策事業を行うとともに、今年度は特にコミュニティ助成事業として磯分内市街街路灯の修繕事業及び開運町内会防災備品の整備事業の支援を行ったところであります。

このほか2款総務費では、職員研修事業、住居表示事業、地籍調査事業、町営バス運行事業、標津線転換事業等を実施したところであります。

次に、3款民生費のうち社会福祉の増進であります。最終予算額、決算額ともに1億5,789万7,000円でありまして、施策の成果といたしましては、社会福祉協議会を初めとする各種福祉団体に対し活動運営費を助成し、自主活動の向上が図られるとともに、低所得者等に対してほっとらいふ制度として生活援助等を実施し、記載の成果を得たところであります。また、国民健康保険事業会計に対しまして今年度は1億1,222万1,000円の繰り出しを行い、国民健康保険加入者に対する負担の軽減と会計の安定化を図ったところであります。

高齢者福祉の増進では、最終予算額1,773万5,000円に対し、決算額は1,773万円で、執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果といたしましては、1、敬老会助成から12ページの18、徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営までそれぞれ事業を実施したところでございます。今年度は特に16、高齢者等住宅改修費の助成や緊急通報システムの設

置、さらには徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営により記載の成果を得たところでもあります。

次に、心身障害者福祉の向上では、最終予算額1億4,349万円に対し、決算額は1億4,313万9,000円で、99.8%の執行率であり、施策の成果といたしましては、1の障害者団体に対する活動費等の助成から13ページ記載の16、重度心身障害者への医療費助成まで事業を実施し、それぞれ記載の成果を得たところではありますが、今年度は特に問題となっていました9、タンポポの里共同作業所運営費補助について、2カ所の作業所運営委員会に支援をし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図り、また12から14にあります自立支援法に基づく事業につきましても実施をとところでもあります。

次に、14ページの介護保険事業につきましては、最終予算額、決算額ともに1億4,661万2,000円で、施策の成果といたしましては、保険事業勘定の(1)の要介護認定事業、(2)の保険給付事業、そして今年度から(3)、(4)を地域包括支援事業としてセンターを設置し、保健、福祉、医療の包括的、継続的支援を行ったところでもあります。また、介護サービス事業勘定の各種サービス事業につきまして制度が円滑に運営されるよう意を配しながら実施をしたところではありますが、介護老人福祉施設の運営において前年度に引き続き利用者の生活環境改善のため脱臭器の整備を行うとともに、(6)、介護予防支援事業所の運営を行い、要支援認定を受けた在宅高齢者等に対して介護予防ケアプランを作成し、介護家庭の負担の軽減を図ったところでもあります。

また、15ページに記載の児童福祉の増進では、最終予算額2,697万4,000円に対し、最終決算額2,688万5,000円で、99.7%の執行率となり、施策の成果といたしましては、1、学童保育所の運営から4、乳幼児医療の助成までを実施してきたところでもあります。また、子育て支援センターの運営では、最終予算額、決算額ともに同額の992万7,000円で、子育て家庭の不安等に対し相談助言、サービス育成支援、遊びの場の提供等を行い、子育ての不安の緩和と児童の健全育成が図られたところでもあります。

このほか民生費では、軽費老人ホームの運営、ふれあい交流センターの運営、母子父子福祉の増進、保育所、児童館の運営、児童手当の支給等々を行い、本町福祉総体の充実、維持に努めてまいりました。

次に、16ページから18ページに記載の衛生費ではありますが、このうち保健衛生及び予防対策につきましては、最終予算額3,956万1,000円に対し、決算額3,939万8,000円で、99.6%の執行率で、施策の成果といたしましては、1、保健推進委員活動から18ページ記載の17、食生活改善推進事業までを実施してきたところでもあります。なお、昨年度までの介護予防地域支え合い事業につきましては、前段民生費で説明の介護保険事業地域包括支援事業として実施しております。

18ページに記載の病院会計補助金につきましては、最終予算額、決算額ともに4億1,279万9,000円で、町立病院の医療供給体制の充実とサービスの向上とともに会計の安定を図ったところでもあります。

墓地、火葬場運営事業では、最終予算額、決算額ともに609万3,000円で、今年度も霊園内の改修を行ったところです。

このほか衛生費では、環境衛生対策、老人医療費の支給、助成事業、塵芥処理事業、ごみ処理施設整備対策事業に加え、上水道会計負担金の各事業を取り組み、それぞれ記載の成果を得たところです。

次に、労働費では、勤労者会館の運営や冬期間の雇用対策、失業対策を重視した対策に加え、職業病対策等を実施したところです。

次に、農林水産業費のうち農業基盤の整備であります。最終予算額3億3,584万1,000円に対しまして、決算額は3億3,572万6,000円で、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、酪農基盤整備事業、道営土地改良事業として農道6本の整備や基幹水利施設補修等の各種土地改良事業を実施するとともに、中虹別地区では20戸、642ヘクタールの農用地集団事業を実施し、それぞれ所定の成果を得たところです。

また、19ページの農業経営の振興につきましては、最終予算額4億4,244万4,000円に対しまして、決算額は4億4,229万2,000円で、おおむね100%の執行率であり、施策の成果の主なものにつきましては、新規就農者支援事業によりまして地域農業の安定化に寄与するとともに、中山間地域等直接支払交付金によりまして耕作放棄地の防止とともに、多面的な機能の維持が図られ、また農業経営に係る各種貸付金の利子補給を行い、農業経営の安定化を図ったところであります。今年度は特に11、牛乳消費拡大事業として地場産乳製品の消費拡大運動や地産地消運動を展開したところです。このほかに、1・5運動推進事業から21ページまでの記載の事業を実施し、それぞれ成果を得たところであります。

次に、畜産の振興ですが、最終予算額、決算額ともに同額の4,160万4,000円で、施策の成果といたしましては、家畜排せつ物処理施設の整備農家に対し負担軽減支援を行うとともに、畜産関係団体に対する活動支援を行ってまいりました。

また、育成牧場運営事業では、最終予算額3億1,892万4,000円に対しまして、決算額3億1,875万2,000円で、執行率は99.9%となりました。施策の成果といたしましては、特に冬期舎飼いの改善と家畜排せつ物適正処理を図るための畜舎1棟と堆肥舎1棟の整備を行ったところであります。

また、林業の振興では、最終予算額1億3,212万4,000円に対しまして、決算額は1億3,203万2,000円で、執行率は99.9%でありまして、施策の成果といたしましては、森林整備地域活動支援事業により不在森林所有者の植林、保育等森林整備の促進と維持管理の徹底が図られるとともに、森林整備対策事業や各種造林事業等により森林の整備が推進され、さらには有害鳥獣駆除事業により人畜及び農林水産業への被害の軽減防止が図られるなど、それぞれ所定の成果を得たところであります。

このほか農林水産業費では、農業用水道施設の整備、水産業の振興を行ったところであります。

次に、22ページに記載しております商工費の商工業の振興であります。最終予算額、

決算額ともに同額の1億5,374万3,000円でありまして、施策の成果といたしましては、商工会への助成や町内中小企業及び第三セクターに対し融資や保証料を助成し、企業の安定経営を図ったところであります。

次に、土木費であります。町道の整備では、最終予算額3億702万7,000円に対しまして、決算額3億677万3,000円で、執行率は99.9%であり、施策の成果といたしましては、磯分内瀬文平線防雪さくの整備や虹別61線の改良舗装、標茶市街等3路線の改良舗装やその他町道の補修や除雪対策等を行い、交通の利便性を図ったところであります。

また、23ページの土地区画整理事業では、最終予算額は2億9,987万5,000円に対しまして、決算額は2億9,978万8,000円で、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、区画道路6本、特殊道路4本の整備等々を実施し、年度末における事業進捗率は98%となったところであります。

24ページの町営住宅建設事業では、最終予算額1億3,779万4,000円に対しまして、決算額は1億3,778万2,000円で、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、開運団地2棟10戸を整備するとともに、一部除却を実施したところでございます。

河川改修事業では、最終予算額4,180万円に対しまして、決算額4,179万2,000円で、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、昨年に引き続きオモチヤリ川の改修を進め、全区間整備完了したところであります。

このほか土木費では、各種都市計画事業等を実施し、それぞれ所定の成果を達成したところであります。

次に、消防費についてありますが、北部消防事務組合に対する負担とともに過去の地震災害に対する利子補給を行ったところであります。

次に、教育費ですが、小学校教育では、最終予算額5,569万1,000円に対し、決算額5,487万9,000円で、執行率は98.5%となり、施策の成果といたしましては、6、標茶小学校防音事業として基本設計、実施設計を実施したほか、教育用コンピューター機器の整備や父母負担の軽減、さらには教育振興対策を初めとした各種の助成、支援を実施し、記載の成果を得たところであります。

また、26ページの中学校教育では、最終予算額3,894万8,000円に対し、決算額3,834万円で、執行率は98.4%となり、施策の成果といたしましては、小学校教育と同じく教育用コンピューター機器の整備や父母負担の軽減、教育振興対策、各種助成事業に加え、外国青年招致事業や心の教室相談員を配置するなどの事業を実施し、特に今年度は教科書改訂に伴い教師用指導書、教科書を購入し、記載の成果を得たところであります。

また、社会教育費では、最終予算額1,404万9,000円に対して、決算額は1,361万9,000円で、執行率は96.9%となり、施策の成果といたしましては、1、幼少年教育から27ページに記載の6、文化財の保護までの事業を実施し、それぞれ記載の成果を得たところであります。

また、保健体育の振興につきましては、最終予算額、決算額ともに675万1,000円であり

まして、今年度は特に体育施設有料化に伴う券売機等の備品の整備を行ったところであり
ます。

学校給食の充実では、最終予算額599万4,000円に対し、決算額599万3,000円で、執行率
はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、特に阿歴内線の給食配送車の更新
を行っております。

次に、学校教育施設整備につきましては、最終予算額2,382万円に対し、決算額は2,381
万2,000円で、執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果といたしましては、塘路
教員住宅改修工事のほか、町内各学校の施設設備の整備を行ったところでありまして

そのほか教育費では、教育振興会への支援、学校教育の推進、幼稚園教育、図書蔵書充
実等の事業を実施したところでありまして

次に、30ページの災害復旧費ですが、道路・橋りょう災害復旧費では、最終予算額700
万円に対しまして、決算額は691万1,000円で、98.7%の執行率となっておりますが、施策
の成果といたしましては、単独災害復旧補修工事として20路線の補修工事を実施したとこ
ろであります。

13款の諸支出金の下水道事業につきましては、最終決算額2億8,921万円1,000円に対し、
決算額2億8,731万2,000円で、執行率は99.3%でありまして、施策の成果といたしまして
は、下水道会計に助成を行い、河川の水質汚濁防止と快適な居住環境の実現を図ったとこ
ろであります。

以上が平成18年度標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実
績報告書の内容でございます。説明を割愛させていただきました部分につきましては、お
目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成18年度基金の運用状況についてご説明いたします。まず、1ページの標茶町
育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度の
運用状況につきましては、貸付金返済で34件、金額で333万1,400円となっております。貸
し付けでは、新規で6件、継続2件の計8件で、新規貸付金額は158万4,000円、継続貸付
金額が28万8,000円で、貸付金合計では187万2,000円となっております。本年度末現在高の
内訳につきましては、現金預金で1,316万900円、貸付金で61件、2,134万1,600円となっ
ております。

次に、2ページの標茶町農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書であります。基金
の額は1,000万円でありまして、本年度の運用状況では、貸付金返済が1件で1,000万円、
利子が34万5,205円となっております。貸し付けは、継続分で1件、1,000万円ございま
す。

次に、3ページの標茶町医療資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は300
万円でありまして、本年度の運用状況は、貸付金返済が54件、949万7,878円で、貸し付け
は新規で54件、933万9,925円となっております。本年度末現在高の内訳では、現金預金が
169万822円、貸し付けが8件で130万9,178円となっております。

次に、4ページの標茶町土地開発基金の運用状況調書であります。基金の額は3億2,656万1,970円で、本年度の運用状況であります。積み立て額では土地の売り払い額156万8,495円と利子9万8,038円の合計166万6,533円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億4,438万4,726円、土地で1億8,217万7,244円となっております。

以上で平成18年度基金の運用状況についての説明を終わります。

次に、平成18年度財産に関する調書についてご説明いたします。1ページをお開きください。総括の1、公有財産のうち、(1)、土地及び建物でございますが、決算年度中の増減のありました部分についてのみご説明いたします。

まず、土地についてであります。公共用財産のうち学校で214平米の減少、公園で3,218平米の増加、その他の施設で8万5,818平米の増加、その他では6万8,353平米増加しました。合計では15万7,175平米増加し、決算年度末現在高では9,626万2,263平米となりました。

次に、建物でございますが、延べ面積計で申し上げます。学校で1,139平米減少し、公営住宅では308平米増加、その他の施設で223平米減少、その他では2,228平米増加しまして、合計では1,174平米増加しまして、決算年度末現在高では14万5,690平米となりました。

次に、(2)、山林でございますが、面積につきましては決算年度中増減がありませんので、決算年度末現在高は3,691万2,884平米でありまして、立木の推定蓄積量では、所有で1万6,410立米の増加、分収で640立米の増加、合計では1万7,050立米増加しました。決算年度末現在高では53万9,600立米となったところであります。

次に、(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はございませんで、決算年度末現在高は1,834万円であります。

次に、(4)、出資による権利であります。これにつきましても決算年度中の増減はございませんで、決算年度末現在高は9,771万3,500円であります。

続きまして、3ページの2、物品でございますが、増減のあったもののみ説明をさせていただきます。8番の貨物車、9番の軽4輪車、18番のショベルローダー、26番のトラクター、51番のカープフィーダーがそれぞれ1台増になっております。

次に、4ページからの3、基金であります。まず、(1)、育英資金貸付基金ですが、決算年度中の増減がございませんので、決算年度末現在高も3,450万2,500円となっております。

(2)、財政調整基金につきましては、元金積み立て額3億5,585万1,000円から取り崩し額3億3,000万円を差し引いた2,585万1,000円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は7億6,278万3,058円となりました。

(3)、土地開発基金につきましては、土地については251平米減少し、決算年度末現在高は23万4,973平米となりました。現金では、土地の売り払い額156万8,495円と利子積み立て額9万8,038円を合わせて166万6,533円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億4,438万4,726円となりました。

(4)、医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末現在高も300万円となっております。

次に、5ページの(5)、国民健康保険財政調整基金につきましても増減がございませんので、決算年度末現在高は10万399円となっております。

(6)、減債基金であります、元金積み立て額1億1,501万6,000円と利子積み立て額12万5,832円の合計額1億1,514万1,832円から取り崩し額1億164万9,000円を差し引いた額1,349万2,832円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は5億64万6,823円となりました。

(7)、福祉基金につきましては、利子積み立て額11万3,917円から取り崩した額1,477万9,500円を差し引いた1,466万5,583円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億6,724万4,478円となりました。

(8)、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て額3,157万2,356円と利子積み立て額17万5,644円の合計3,174万8,000円から取り崩した額1,408万500円を差し引いた1,766万7,500円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は3億3,150万8,336円となりました。

次に、6ページの(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て額3,918万9,055円と利子積み立て額7万5,945円の合計額3,926万5,000円から取り崩した額2,958万6,563円を差し引いた967万8,437円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億4,498万4,675円となりました。

(10)、農業集落排水事業償還基金につきましては、取り崩した額914万6,000円が年度中に減少し、決算年度末現在高は2,336万4,161円となりました。

(11)、介護給付費準備基金につきましては、元金積み立て額50万5,000円が決算年度中増加し、決算年度末現在高は1,255万6,995円となりました。

(12)、学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て額3,000万円から取り崩した額2,381万1,435円を差し引いた618万8,565円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億958万4,080円となりました。

次に、7ページの(13)、地域交通対策基金であります、元金積み立て額343万9,000円と利子積み立て額5万5,760円の合計額349万4,760円から取り崩した額456万9,877円を差し引いた107万5,117円が決算年度中減少し、決算年度末現在高は2億5,032万6,207円となりました。

次に、(14)、地域文化振興基金であります、取り崩した額132万8,970円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億979万2,029円となりました。

8ページ、9ページの行政財産及び10ページの普通財産の調書につきましては、前段でご説明いたしました総括と重複いたしますので、省略させていただきます。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算に係る事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書についての説明

を終わらせていただきます。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 認定第7号 平成18年度標茶町病院事業会計決算についてご説明をいたします。

附属書類からご説明をいたします。8ページをお開きください。平成18年度標茶町病院事業報告、1、概況、(1)、総括事項であります。平成18年度における町立病院の運営につきましては、病院長以下全職員が一丸となって鋭意努力してきたところであります。平成18年4月には平成14年度に続く史上最大の診療報酬の改定があり、医療点数の減少を余儀なくされることになったのに加え、医療制度改革も相まって、依然として経営環境は厳しい状況下に置かれています。

しかしながら、自治体病院は地域住民のために中核病院としての役割を持ち、良質な医療サービスの提供が期待されているところであり、当病院も救急指定病院として24時間体制をとり、日夜懸命の努力をしてきたところであります。

医業収益全体につきましては、前年度に比較して4%下回る2,436万8,000円の減収となりました。減収の要因としては、入院患者数が対前年度比1,607人の減、1日当たりでは4.4人の減、外来患者数が対前年度比8,313人の減、1日当たりでは34.1人の減と前年度を大きく下回ったことが挙げられます。

一方、医業費用ですが、給与費は前年度の育児休業取得等で前年度比較では812万8,000円の増となったほか、患者数の減に伴い薬品費など材料費は313万7,000円の減、経費等も節減に努めましたが、80万3,000円の減となり、総体では前年度に比べ418万8,000円の支出増となりました。最終的に医業収支では3億4,541万6,000円の損失となりましたが、医業外収益では一般会計より4億859万9,000円の繰入金を受け、16万3,000円の経常利益を計上いたしました。この結果、累積欠損金は同額減額したことにより、年度末において1億8万4,000円になったわけであります。

資本的収支につきましては、企業債として7,595万1,000円を償還し、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。また、債務負担行為により北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業活用による医療機器の整備を行いました。

次に、診療体制につきましては、在任医師並びに北海道大学、札幌医科大学当局のご厚意、ご尽力により、昨年同様内科医2名、外科医1名、産婦人科医1名の体制で臨み、小児科は旭川医科大学のご配慮により週1回の医師派遣体制で診療の充実を図っています。

自治体病院を取り巻く医療環境は、まことに厳しい状況下にあります。こうした実情を十分踏まえて住民の医療確保に万全を期し、今後も経営健全化に向けて一層の努力をする所存であります。

次に、9ページへまいります。(2)の議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)の職員に関する事項、イの職員数につきましては、前年度に比べて増減のあった

部分でご説明いたしますと、看護部の正看護師が1名の増で、内訳は技術職員が退職補充による正看護師2名の増、嘱託等、臨時職員は退職補充による正看護師1名の減であります。准看護師は3名の減で、退職によるもので、計の差し引き増減は2名の減であります。

次に、10ページへまいります。2の工事等、(1)の器械器具等ではありますが、レセプトコンピューターシステムの714万円からスチームオーブンの126万円まで計10件で、総額2,731万5,540円を投入し、整備を図りました。

次に、11ページへまいります。3、業務、(1)、患者取り扱い状況ではありますが、18年度における入院につきましては1万6,478人で、前年度比1,607人の減、外来につきましては4万951人で、前年度比8,313人の減となり、計では5万7,429人で、前年度比9,920人の減となりました。1日当たり患者数では、入院45.1人、外来167.8人で、前年度比は入院で4.4人の減、外来で34.1人の減となっております。患者1人1日当たり診療収入では、入院で2万733円、前年度比1,327円の増、外来で5,066円、前年度比529円の増であります。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入ですが、医業収益は5億8,845万4,342円で、前年度比2,436万7,869円の減となっており、うち入院収益につきましては3億4,163万5,121円で、前年度比932万5,385円の減、外来収益は2億746万3,958円で、前年度比1,604万4,628円の減、その他医業収益につきましては3,935万5,263円で、前年度比100万2,144円の増であります。

医業外収益につきましては4億2,349万3,727円で、前年度比2,631万2,439円の増となっており、うち受取利息配当金は420万5,983円で前年度比120万2,983円の増、他会計補助金は1億3,088万2,000円で、前年度比1,892万1,000円の増、他会計負担金は2億7,771万7,000円で、前年度比657万2,000円の増、患者外給食収益は315万543円で、前年度比28万5,638円の減、その他医業外収益は753万8,201円で、前年度比9万7,906円の減であります。

収益的収入の合計は10億1,194万8,069円で、前年度比194万4,570円の増となったところであります。なお、構成比につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、12ページへまいります。支出につきましては、医業費用は9億3,387万479円で、前年度比465万7,943円の増で、うち給与費は6億4,568万297円で、前年度比812万7,557円の増、材料費は9,066万4,178円で、前年度比313万7,054円の減、経費は1億3,032万6,976円で、前年度比78万3,673円の減、減価償却費は6,262万7,376円で、前年度比98万7,791円の減、資産減耗費は178万3,000円で、画像診断装置等6台の廃棄処分によるもので、前年度比145万8,500円の増、研究研修費は278万8,652円で、前年度比1万9,596円の減であります。

次に、医業外費用ですが、7,791万3,772円で、うち支払利息及び企業債取り扱い諸費6,407万9,152円、患者外給食材料費235万3,333円、消費税112万5,100円、雑損失1,035万6,187円で、医業外費用総体の前年度比は249万8,578円の減となっております。なお、雑損失につきましては、この収支が税抜きのため、収益的支出の仮払消費税及び仮払地方消費税と器械器具等消費税を合計した中から収益的収入の仮払消費税及び仮払地方消費税を差し引

いた差額を計上しております。構成比、収入に対する割合は記載のとおりですので、ご了承ください。

収益的支出の合計は10億1,178万4,251円で、前年度決算額10億962万4,886円に対し215万9,365円の増となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、固定資産売却代金はありませんので、資本的収支の収入は前年度比増減なしであります。

支出につきましては、企業債償還金の7,595万1,333円の支出のみで、支出合計も同額で、前年度比5億1,102万6,735円の減となっており、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補てんをして決算を終えております。

次に、13ページへまいります。4、会計、(1)、企業債の概況であります。18ページをお開きください。後段に企業債明細書がありますが、平成18年度における企業債の発行額はありません。発行総額は、8件で22億5,900万円、当年度償還高7,595万1,333円、償還高の累計は4億5,250万7,864円、未償還残高は18億649万2,136円となっております。

次に、14ページをお開きください。14ページから17ページまでの平成18年度標茶町病院事業会計収益費用明細書につきましては、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、再び18ページへまいります。固定資産明細書ですが、(1)、有形固定資産明細書、土地以下車両までの年度当初の現在高の合計は32億2,057万9,238円、当年度増加額は器械、備品で2,601万4,800円、レセプトコンピューターシステム等購入による増であります。当年度減少額は、器械、備品で画像診断装置等の廃棄処分による3,566万円であります。年度末現在高の合計は32億1,093万4,038円。減価償却累計額のうち当年度増加額は、建物で4,914万3,729円、構築物で332万1,738円、器械、備品で1,016万1,909円で、合計6,262万7,376円。当年度減少額につきましては、画像診断装置等の廃棄分で3,387万7,000円であります。累計の合計は10億1,073万96円、年度末償還未済額合計は22億20万3,942円となっております。

次に、(2)、無形固定資産明細書ですが、電話加入権で年度当初の現在高は38万8,032円であり、年度中の増減、減価償却を含めて異動がありませんので、年度末現在高も同額となります。

(3)の投資明細書ですが、一般会計への長期貸付金で、当年度増加額が5億円で、年度末現在高も同額となります。

次に、3ページの財務諸表についてご説明いたします。平成18年度標茶町病院事業損益計算書でありまして、1、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして5億8,845万4,342円。2の医業費用につきましては、(1)、給与費から(6)、研究研修費まで合わせまして9億3,387万479円であり、医業損失は3億4,541万6,137円となりました。3の医業外収益につきましては、(1)の受取利息配当金から(5)のその他医業外収益まで合わせて4億2,349万3,727円であり、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企

業債取り扱い諸費から（４）の雑損失まで合わせて7,791万3,772円で、医業外収益合計から医業外費用合計額の差引額は3億4,557万9,955円となりまして、その額から医業損失を差し引いた額16万3,818円が経常利益となり、当年度純利益も同額であります。前年度繰越欠損金は1億24万7,917円でありますので、その額から当年度純利益を差し引きますと、当年度未処理欠損金は1億8万4,099円と計上されることになりました。

次に、４ページへまいります。平成18年度標茶町病院事業剰余金計算書、欠損金の部ですが、先ほど損益計算書の説明で申し上げましたとおり、前年度未処理欠損金は1億24万7,917円、前年度欠損金処理額はゼロでありますので、繰越欠損金年度末残高も1億24万7,917円であります。当年度純利益は16万3,818円ありますので、当年度未処理欠損金は1億8万4,099円となりました。

次に、資本剰余金の部ですが、１、受贈財産評価額の前年度末残高は470万円、前年度処分額、当年度発生高、当年度処分額はともにゼロであります。したがって、当年度末残高も470万円あります。２、国、道補助金の前年度末残高は2億6,063万2,000円、処分額、発生高はありませんので、当年度末残高も2億6,063万2,000円となり、翌年度繰越資本剰余金は2億6,533万2,000円となりました。

次に、５ページへまいります。平成18年度標茶町病院事業欠損金処理計算書、１、当年度未処理欠損金につきましては1億8万4,099円、２、欠損金処理額はゼロで、３、翌年度繰越欠損金も1億8万4,099円となりました。

次に、６ページへまいります。平成18年度標茶町病院事業貸借対照表についてであります。資産の部では、１、固定資産、（１）、有形固定資産のイの土地からホの車両までの有形固定資産合計22億20万3,942円。（２）、無形固定資産の合計は38万8,032円で、前年度と変更はありません。（３）、投資は、長期貸付金で、合計は5億円あります。したがって、固定資産の合計は27億59万1,974円となります。

２の流動資産は、（１）、現金、預金で1億5,745万8,605円、（２）、未収金で8,274万5,074円、（３）、貯蔵品で635万8,499円であり、未収金、貯蔵品の内訳につきましては19ページの参考資料に記載のとおりであります。したがって、流動資産合計は2億4,656万2,178円となり、資産合計は29億4,715万4,152円となりました。

次に、７ページへまいります。負債の部、３、固定負債は、その他固定負債で2,731万5,540円、合計も同額で、内訳は10ページに記載のとおりであります。

４、流動負債は、（１）、未払い金で4,337万4,074円、（２）、預かり金で433万6,758円、流動負債合計4,771万832円、負債合計は7,502万6,372円あります。なお、未払い金、預かり金の内訳は20ページに記載のとおりであります。

資本の部ですが、５、資本金、（１）、自己資本金は9億38万7,743円、（２）、借り入れ資本金は、イの企業債でありまして、18億649万2,136円、資本金合計で27億687万9,879円となります。

６、剰余金、（１）、資本剰余金につきましては、イの受贈財産評価額470万円、ロの国、

道補助金が2億6,063万2,000円で、資本剰余金合計は2億6,533万2,000円、(2)、欠損金につきましては、当年度未処理欠損金1億8万4,099円、合計も同額であります。剰余金合計は1億6,524万7,901円、資本合計は28億7,212万7,780円となり、負債資本合計は29億4,715万4,152円となりました。

次に、1ページをお開きください。平成18年度標茶町病院事業決算報告書であります。

(1)、収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額合計は10億5,874万1,000円で、決算額は10億1,419万8,341円、予算額に比べ決算額の増減は4,454万2,659円の減となり、決算額のうち消費税及び地方消費税として収入された額は225万272円であります。内訳であります。第1項医業収益は、予算額合計6億1,235万4,000円、決算額は5億9,026万886円となり、予算額との対比では2,209万3,114円の減であります。第2項医業外収益は、予算額合計が4億4,638万7,000円、決算額は4億2,393万7,455円となり、予算額との対比では2,244万9,545円の減となりました。

支出につきましては、第1款病院事業費用の予算額合計は10億5,874万1,000円、決算額は10億1,273万3,783円、不用額は4,600万7,217円で、執行率は95.7%となっております。また、決算額のうち消費税及び地方消費税として支出された額は1,130万5,719円であります。内訳であります。第1項医業費用は、予算額合計9億8,989万9,000円、決算額9億4,505万8,531円で、不用額は4,484万469円で、執行率は95.5%となっております。第2項の医業外費用は、予算額合計で6,834万2,000円、決算額は6,767万5,252円、不用額は66万6,748円で、執行率は99%となっております。第3項予備費は、予算額合計50万円で、決算額はゼロであります。

次に、2ページをお開きください。(2)の資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項固定資産売却代金で、予算額合計は2万円で、決算額はゼロ円、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減となりました。

支出の第1款資本的支出につきましては、第1項企業債償還金で、予算額合計7,595万2,000円、決算額7,595万1,333円、不用額667円で、執行率はおおむね100%となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,595万1,333円は、過年度分損益勘定留保資金7,595万1,333円で補てんをし、決算を終えたところであります。

なお、この案件につきましては、さきで開催されました病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で認定第7号の平成18年度標茶町病院事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(末柄 薫君) 休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君） 認定第8号 平成18年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からのご説明いたします。7ページをお開きください。初めに、平成18年度標茶町上水道事業報告書でございます。1、概要、(1)、総括事項でございますが、本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,189戸、給水人口4,654人と計画人口7,000人に対して普及率66.5%であり、前年度と比較し71人の減となっております。

年間配水量は49万8,836立方メートルで、前年度より2.4%の減少となりました。一方、有収水量においては43万7,103立方メートル、有収率で87.7%と前年度を0.1ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり185円30銭となり、供給単価156円18銭に対して、その差は29円12銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,826万7,048円（消費税込み7,168万400円）を主として、収入合計9,855万2,605円（消費税込み1億239万4,009円）であり、支出については、人件費3,151万6,042円を初め、企業債利息711万5,906円を含め、支出合計8,905万3,782円（消費税込み9,041万8,036円）となり、949万8,823円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債償還金631万1,821円、配水管新設工事等の建設改良費5,212万3,350円（うち消費税は247万7,150円）で、支出合計5,843万5,171円（消費税込み）に対し、収入は企業債3,120万円のみであり、2,723万5,171円の不足が生じたので、この不足金は損益勘定内部留保資金1,844万6,200円、減債積立金631万1,821円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額247万7,150円で補てんをし、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末において当年度利益剰余金949万8,823円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

なお一層の経営努力を払い、飲用水等の安定供給とあわせ健全な水道事業を推進するため、地域住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑な運営を図っていく所存であります。

次のページをお開きください。(2)、議会の議決事項につきましては、次の3件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁許認可事項につきましては、平成18年10月16日、上水道事業起債許可申請（配水管整備）、金額が3,250万円、申請先が北海道知事。

(4)、職員に関する事項でございますが、職員数は、兼任事務吏員3名、兼任技術吏員2名、計5名。ロ、給与改定は、該当事項なし。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

2、工事の金額でございますが、(1)、建設改良工事費、上水道検満メーター器取りか

え工事、施工内容、378器、工事費が1,890万円、着工年月日が平成18年5月26日、竣工が平成18年7月31日。配水管新設工事、施工内容につきましては428メートル、工事費が235万5,150円、着工、平成18年8月7日、竣工が平成18年12月21日。配水管布設がえ工事、施工内容が534メートル、工事費2,887万5,000円、着工、平成18年10月10日、竣工、平成19年2月9日。

3、業務の内容でございますが、(1)、事業量、イ、年度末給水人口4,654人、ロの年度末給水戸数が2,189戸、ハの年間配水量が49万8,336立方メートル、ニの月平均給水量が4万1,528立方メートル。

11ページをお開きください。平成18年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目1節の給水収益6,826万7,048円、2目1節受託工事収益805万7,000円、3目1節一般会計負担金90万円、4目1節手数料36万500円、2項1目1節預金利子5,983円、2目1節一般会計負担金2,045万6,000円、3目1節その他雑収益50万6,074円、よって上水道事業収益の合計は9,855万2,605円となっております。

次のページをお開きください。次に、支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費の1節の給料から21節の委託料までで4,674万1,004円となっております。2目受託工事費、3節工事請負費が805万7,000円、3目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費が2,283万4,390円、無形固定資産減価償却費が53万5,279円、4目資産減耗費、1節固定資産除却費361万8,793円、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取り扱い諸費、1節企業債利息711万5,906円、2目雑支出、1節その他雑支出15万1,410円、よって水道事業費用の合計は8,905万3,782円となります。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目1節企業債3,120万円、支出につきましては1款1項1目1節企業債償還金631万1,821円、2項1目導水配水施設費、1節工事請負費が2,974万3,000円、2節補償金10万3,200円、3節委託料180万円、2目営業設備費、1節工事請負費1,800万円、よって資本的支出の合計は5,595万8,021円となります。

次のページをお開きください。固定資産明細書、企業債明細書でございますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出でございますが、ただいままでの収入、支出明細集計で前年度との対比でございますので、差し引き増減で申し上げます。

収入の(1)、営業収益では、アの給水収益からエのその他営業収益までの合計で差し引き増減で510万6,109円の増でございます。(2)、営業外収益では、アの受取利息及び配当金からウの雑収益までの合計で48万4,452円の増でございます。合計では、559万561円の増でございます。

支出の(1)、営業費用では、ア、配水及び給水費からエの資産減耗費までの合計で差し引き増減で1,075万7,380円の増でございます。(2)、営業外費用では、アの支払利息及び

企業債取り扱い諸費とイの雑支出で増減で14万9,797円の増でございます。合計では、1,090万7,178円の増でございます。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出でございますが、収入の(1)、資本的収入は、ア、企業債で1,290万円の増。支出の(1)、資本的支出は、アの企業債償還金とイの建設改良費で合わせて1,853万7,387円の増でございます。

4、会計に関する事項でございますが、(1)、重要契約については該当ございません。(2)、企業債及び一時借入金の概況、イ、企業債残高につきましては、15ページの企業債明細書中未償還残高の欄に記載のとおりでございます。ロの一時借入金は、前年度末、借り入れ、本年度末、いずれもございません。

3ページをお開きください。財務諸表、平成18年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますが、合計額の報告とさせていただきます。

1、営業収益は、(1)、給水収益から(4)のその他営業収益までの計で7,758万4,548円。2、営業費用は、(1)、配水及び給水費から(4)の資産減耗費までの計で8,178万4,466円。よって、営業利益は420万1,918円の減となりました。

3、営業外収益は、(1)、受取利息及び配当金から(3)、雑収益までの計2,096万8,057円。4、営業外費用の(1)、支払利息及び企業債取り扱い諸費から(2)、雑支出までの計726万7,316円で、収支差し引き1,370万741円となりました。よって、経常利益は949万8,823円、当年度純利益も同様の949万8,823円、前年度の繰越利益剰余金はなし、したがって当年度未処分利益剰余金は949万8,823円でございます。

次のページをお開きください。平成18年度標茶町上水道事業剰余金計算書、利益剰余金の部、Ⅰ、減債積立金、1、前年度末残高1,975万1,143円、2、前年度繰入額1,481万5,440円、3、当年度処分額631万1,821円、よって、当年度末残高は2,825万4,762円。

Ⅱ、利益積立金、1、前年度末残高1,200万円、2、前年度繰入額及び当年度処分額はありませぬ。よって、当年度末残高は1,200万円、積立金合計4,025万4,762円。

Ⅲ、当年度純利益、当年度未処分利益剰余金が949万8,823円。

資本剰余金の部、Ⅰ、受贈財産評価額、1、前年度末残高322万7,218円、2、前年度処分額、3、当年度発生高、それから当年度処分額はありませぬ。よって、当年度末残高は322万7,218円。

Ⅱ、その他資本剰余金、1、前年度末残高3,598万7,617円、当年度発生高及び当年度処分額はありませぬ。よって、当年度末残高は3,598万7,617円。以上、合計の翌年度繰越資本剰余金は3,921万4,835円。

次のページへいきます。平成18年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書、当年度未処分利益剰余金949万8,823円、2、利益剰余金処分額は、(1)、減債積立金で949万8,823円、よって翌年度繰越利益剰余金はありませぬ。

次に、平成18年度標茶町上水道事業貸借対照表、資産の部、1、固定資産、合計で申し

上げます。(1)の有形固定資産、イの構築物からニの工具、器具及び備品までの有形固定資産合計が3億2,681万1,929円、(2)、無形固定資産は、イ、施設利用権で、無形固定資産合計で802万9,757円、よって固定資産合計が3億3,484万1,686円。

2、流動資産、(1)、現金預金1億9,057万7,728円、(2)、未収金757万9,695円、流動資産合計が1億9,815万7,423円、資産合計で5億3,299万9,109円。

次のページをお開きください。負債の部、3、固定負債は、(1)、引当金の修繕引当金で3,019万7,341円、固定負債合計で3,019万7,341円。

4、流動負債、前受け金で83万9,779円、(4)の預かり金で4万7,233円、よって流動負債合計が88万7,001円、負債合計では3,108万4,342円。

資本の部、5、資本金、(1)、自己資本金1億8,279万6,232円、(2)、借り入れ資本金のイ、企業債で、借り入れ資本金合計2億3,115万115円、資本金合計4億1,294万6,347円。

6、剰余金、(1)、資本剰余金は、イ、受贈財産評価額とロのその他資本剰余金で、資本剰余金合計で3,921万4,835円、(2)、利益剰余金、イ、減債積立金とロの利益積立金で、利益剰余金合計が4,975万3,585円、剰余金合計8,896万8,420円、資本合計5億191万4,767円、負債資本合計が5億3,299万9,109円となっております。

1ページをお開きください。平成18年度標茶町上水道事業決算報告書でございますが、最終予算に対する決算額の増減で報告いたします。(1)、収益収入及び支出、収入、第1項営業収益、予算額8,374万2,000円、決算額で8,140万750円、予算額に比べ決算額の増減が234万1,250円の減、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税が381万6,202円。

第2項営業外収益、予算額2,102万2,000円、決算額2,099万3,250円、予算額に比べ決算額の増減は2万8,741円の減、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税が2万5,299円。したがって、第1款水道事業収益は、予算額で1億476万4,000円、決算額で1億239万4,009円、予算に比べ決算額の増減が236万9,991円の減でございます。

続きまして、支出、第1項営業費用、予算額9,313万5,000円、決算額8,278万6,220円、不用額は1,034万8,780円、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税が99万9,754円。

第2項営業外費用、予算額865万2,000円、決算額763万1,816円、不用額が102万184円。

第3項予備費、予算額が50万円、決算額がゼロ円で、不用額50万円。したがって、第1款水道事業費用、予算額1億228万7,000円、決算額9,041万8,036円、不用額が1,186万8,964円でございます。

次のページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入、第1項企業債、予算額3,120万円、決算額3,120万円で、予算に比べて決算額の増減はございません。

支出、第1項企業債償還金、予算額631万2,000円、決算額631万1,821円、不用額179円。

続きまして、第2項建設改良費、予算額5,212万5,000円、決算額5,212万3,350円、不用額1,650円、決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は247万7,150円。したがって、第1款資本的支出、予算額5,843万7,000円、決算額5,843万5,171円、不用額1,829円でございます。

まして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,723万5,171円は、過年度分損益勘定留保資金1,844万6,200円、それから減債積立金処分額631万1,821円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額247万7,150円で補てんをし、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号の平成18年度標茶町上水道事業会計決算書の説明を終わります。

○委員長（末柄 薫君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員・山口君。

○監査委員（山口幸夫君）（登壇）平成18年度の標茶町各会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書について説明をいたします。

まず、意見書の1ページから説明をしてみたいと思います。朗読して意見書の説明にかえさせていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、1ページであります。平成18年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要、1、審査の対象、(1)、平成18年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2)、平成18年度標茶町特別会計、特別会計につきましては国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、介護保険事業特別会計歳入歳出決算、それから介護保険事業につきましては保険事業勘定と介護サービス事業勘定でございます。(3)、附属書類、平成18年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況、継続費精算報告書。

2、審査の期間、平成19年8月6日から平成19年8月9日まで。

3、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

第2、審査の結果、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、すべて法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められた。審査の結果の概要は、以下のとおりであります。

以下については省略をいたしまして、13ページから14ページにわたりまして結びというところでまとめてございますので、これを朗読いたします。13ページの一番下のほうであります。

一般会計及び特別会計の予算執行及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められたところであるが、本年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入93億1,545万8,000円、歳出92億6,323万4,000円で、前年度に比

し、歳入は7.6%、歳出は7.7%減となり、歳入歳出差引額は5,222万4,000円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1,005万円で、実質収支は4,217万4,000円の黒字で、単年度収支については224万9,000円の赤字となっている。

また、一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入140億1,723万7,000円、歳出139億2,924万9,000円で、歳入歳出差し引き残額は8,798万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は1,088万5,000円、実質収支は7,710万3,000円で、単年度収支についても569万4,000円の黒字となっている。

一般会計の財政構造について見ると、歳入の構成割合は自主財源が30.4%（前年度32.8%）、依存財源が69.6%（前年度67.2%）と依存体質が顕著であり、自主財源の主軸となる町税が前年度に引き続き低下するとともに、地方交付税も減少し、不足する財源は基金の取り崩し等によって賄われるという状況が続いている。一方、歳出の構成を見ると、義務的経費の割合は、人件費並びに公債費が前年度に引き続き減少しているが、予算総枠縮減の中で増加し、33.5%（前年度31.6%）となり、経常経費は物件費が増加したが、維持補修費、補助費等の減少で35.5%（前年度39.0%）となった。投資的経費は、普通建設事業費のほか災害復旧事業が執行され、13.1%（前年度13.7%）であった。また、一般会計から各特別会計への繰入金総額は9億3,063万9,000円で、前年度と比較し1億676万6,000円の増加となっている。

次に、主要な財務比率で見ると、経常収支比率89.8%となり、前年度より若干上昇し、依然として財政硬直化の傾向にあることを示している。財政力指数は、前年度よりわずかに上昇し、0.221となった。公債費比率は、19.1%で警戒ラインを超えている。実質公債費比率は、地方債が許可制から協議制に移行されたことにより新たに導入された指標であるが、19.3%となり、18%を超えていることから許可団体である。

基金積立金については、前述の支消と、一方歳出の各般にわたる行政コストの削減努力の結果により、財政調整基金、減債基金等の積み立てで年度中に4,883万4,000円増加し、本年度末残高は25億9,477万8,000円となった。

国の進める三位一体改革は、税源移譲も十分になされず、歳出削減方針により、新型地方交付税の導入など、引き続き不透明で不安定な財政運営を強いられている。

こうした状況にあっても、急速に進行する少子高齢化への対応など、町民生活の安全、安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等にこたえるとともに、将来に向けて持続可能な健全で安定した財政運営を目指し、引き続き事務事業や組織機構等の見直しを図り、財政の効率化、質的改善を推進しなければならない。

また、歳入の主軸をなす町税及び税外諸収入金の収入未済額は2億8,454万6,000円、前年度と比較では3,204万円の増加となっている。不納欠損額処理も99件、978万6,000円となり、毎年多額となっている。収納対策として釧路・根室広域地方税滞納整理機構が設立され、滞納整理の進展が期待されるが、新たな滞納を発生させない日々の対応が特に重要であり、引き続き収納対策には従前に増して努力が求められる。

今後も歳出削減と同時に自主財源の確保が至上命題であります。6月から体育施設の有料化が開始されました。税外で個々に受益者負担を求めるのは、平成8年のごみ処理手数料以来であり、自助、共助、公助の協働のまちづくりの試金石でもある資源ごみの回収による再利用売り払いでは1,000万円ほどの収入があり、自主財源の確保の好例である。

地方債では、財源調達先の民間化が進み、中には住民参加型市場公募債（ミニ公募債）のように町の事業に町民が直接資金投資という形で参画し、これまで政府系金融機関に払っていた利息を町民に還元することも可能となるなど、これまで以上に自治体の創意工夫が求められており、将来にわたって持続可能な財政構造の構築と安定した行財政運営の確保のため、より一層努める必要があります。

特別会計についても簡単に述べておりますので、その部分だけ朗読させていただきます。

まず初めに、国民健康保険事業であります。16ページのちょうど中段のところでございます。本年度末の世帯数は2,113世帯（前年比24世帯増）、被保険者数では4,741人（前年比86人減）で、本事業の実質収支は823万4,000円の黒字であるが、単年度収支では117万9,000円の赤字となる。歳入面では、基本財源の国民健康保険税は、その収納率は77.1%（現年度分94%、滞納繰り越し分9.8%）で、前年度実績に及ばず、不納欠損額も526万1,000円処理され、収入未済額は増加傾向にある。歳出面では、保険給付費の支出は前年度に引き続き増加している。保健事業では、医療費負担抑制につながる健康づくりの自己啓発を積極的に奨励し、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の展開と、あわせて財政の健全運営の確保に努めることが求められる。

次に、下水道事業であります。17ページの中段よりちょっと上であります。本年度の管渠整備は、平和地区の污水管、雨水管の整備が行われた。塘路地区の特定環境保全公共下水道事業は、一部供用開始となり、農業集落排水の事業も含めた下水道普及率は58.9%（前年度58.3%）に伸長された。新たな供用開始地区の水洗化の普及推進するとともに、本事業の基本財源である下水道使用料について未収額が増加傾向にあることから、滞納者に対する適切な措置を講じ、収納の確保を図るとともに、引き続き効率的な運営によって事業が推進されるよう努められたい。

次に、老人保健特別会計であります。17ページの下の方であります。本事業は、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度から運用されることから、これが発足適用となるまでの過渡的段階であり、被保険者は本年度末現在1,230人（前年度同期1,308人）で、年次減少となっている。したがって、医療諸費の支払い状況は9億7,458万6,034円で、前年度（10億6,426万1,052円）に比較し8,967万5,018円減少となっています。今後とも高齢者の保健向上と適正な医療確保のため、より一層努める必要があります。

次に、18ページの土地区画整理特別会計であります。本年度は、道路改良舗装工事6路線、12件の移転補償が行われ、当該事業全体の進捗率は98%となった。未収金のうち換地清算徴収金については一部整理がなされた。なお、鉄東土地区画整理の事業収束に当たり、換地処分に伴う清算金の徴収、交付については適切な事務の執行に努められたい。

次に、介護保険事業の保険事業とサービス事業勘定であります。18ページが一番下のほうであります。本年度末の被保険者数（1号）は2,341人（前年比で61人増）となり、保険事業における要介護認定事務では、審査会が29回開催され、493件が審査に付された。介護保険法の改正により介護予防、自立支援の強化の方向が示され、介護予防の拠点として地域包括支援センターが設立され、地域の高齢者への総合的な支援を展開することとなった。今後とも効率的で良好なサービスの提供とあわせて、歳出各般にわたって一層の経費の節減や事業の合理的運営が図られるよう努められたい。

次に、19ページの基金の運用状況について申し上げます。平成18年度標茶町基金の運用状況審査意見。

1、審査の対象及び審査の手続、平成18年度標茶町基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性並びに基金条例に基づき運用状況が妥当であるかどうかについて、関係書類等の照合、その他通常実施すべき審査手続を実施した。

2、審査の結果、審査に付された平成18年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、また基金運用状況は妥当であると認められた。

以下については、省略をいたします。

続きまして、公営企業の決算審査意見書について説明をいたします。

まず初めに、病院事業会計から説明をいたします。病院事業会計の1ページであります。

平成18年度標茶町病院事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成18年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成19年6月22日。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、アからエまでは財務諸表の内訳であります。(3)、附属書類、附属書類の明細はアからエまでであります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施した。

第2、審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成19年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められた。財務事務については、総体として適正に執行されているものと認められる。

以下については省略をいたしまして、8ページに結びというところでまとめてごさいますので、これを朗読いたします。

以上、予算執行、経営状況、財政状況にわたる計数の表示と所見を述べてまいりましたが、総括して次のとおり審査結果意見を申し上げます。

平成18年度病院事業は、町民の健康保持に必要な医療を提供するため、内科、外科、産

婦人科、小児科、リハビリテーション科により、その経営に当たっている。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万6,478人（前年度1万8,085人）、外来延べ患者数4万951人（前年度4万9,264人）で、入院、外来とも合わせて前年度比較で延べ9,920人の減少となった。

これらに従事する職員は、平成19年3月31日現在80名（うち19名は嘱託、非常勤、臨時職員）で、前年度比較で臨時職員が2名減員となった。

経営成績は、総収益10億1,194万8,069円、総費用10億1,178万4,251円の決算額となり、これを医業収支で見ると、医業収益は5億8,845万4,342円、医業費用が9億3,387万479円で、差し引き3億4,541万6,137円費用が収益を上回っているが、一般会計からの補助金と負担金4億859万9,000円を主なものとする医業外収益によって差し引き純利益16万3,818円が計上された。当年度純利益16万3,818円は、前年度繰越欠損金に充てられたが、年度末未処理欠損金は1億8万4,099円であり、引き続き医業収支の改善が必要となっています。

このように入院、外来とも年々患者数が減少傾向にある状況で、医業収益に占める職員給与費の比率が当年度は109.7%と前年度比5.7%の増であり、年々増加傾向にある。また、医業収益に占める他会計繰入金の比率も当年度は69.4%、前年度比6.9%の増であり、同様に年々増加傾向にある。地方交付税の大幅な削減が進行する中で町財政も逼迫し、経営負担としての一般会計からの繰出金の依存体質からの脱却が最重点課題であります。

これまで院内においては経営改善に向けて管理会議や各種委員会、職員研修等により患者処遇向上など医療の質とサービス向上に向けて努力されておりますが、引き続き町民に親しまれ、頼りにされる病院として患者との信頼関係の確立、サービス向上に努められるとともに、効率、効果的な職員体制の検討など積極的な取り組みが望まれます。

また、入院患者の減少により病床利用率は当年度は53.1%と前年比5.2%の減であり、年々減少にあることから、現在ある85床の有効を活用されるよう、病床利用率の向上や新たな視点での検討が必要であります。

今後も病院を取り巻く環境は、診療報酬や医療制度改正への対応、医師の確保、施設整備や医療機器の導入、更新などによる費用の増大も予想され、厳しい経営運営を強いられることになると思われますが、町立病院として住民に最も身近な医療機関としての期待は多いことから、病院事業が今日的病院を取り巻く環境の変化と住民の期待に適切に対応できるよう努め、一層の健全化を推進されることを望みます。

次に、上水道事業であります。上水道事業の1ページであります。

平成18年度標茶町上水道事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成18年度標茶町上水道事業会計決算。

2、審査の期間、平成19年6月27日。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、アからエまでは財務諸表の内訳であります。(3)、附属書類、アからエまでは附属書類の明細であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告

書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施した。

第2、審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数は正確であるとともに、平成19年3月31日現在における財政状況及び経営成績とも適正に表示されているものと認められた。財務事務については、総体として適正に執行されているものと認められる。

以下については説明を省略いたしまして、8ページにまとめてございますので、それを朗読いたします。

以上、予算執行、経営状況、財政状況にわたる計数の表示と所見を述べてまいりましたが、総括して次のとおり審査意見を申し上げます。

平成18年度上水道事業は、生活用水、その他浄水を町民に提供するため、給水戸数2,189戸(前年度2,200戸)、年間配水量49万8,336立方メートル、(前年度51万457立方メートル)、有収水量43万7,103立方メートル、(前年度44万6,995立方メートル)で、いずれも前年度よりわずかに減少した水需要構成の状況で運営され、配水管総延長は66.6キロ(導水管23.4キロ、配水管43.2キロ)となった。

これらに従事する職員は、平成19年3月31日現在5名(うち町長部局併任発令1名)である。

経営成績は、総収益9,855万2,605円、総費用8,905万3,782円の決算額で、差し引き949万8,823円(前年度1,481万5,440円)の純利益を生じ、減債積立金として処分を行うなど、例年の経営水準が維持されている。

財政状況は、資産総額5億3,299万9,109円で、前年度と比較して3,363万695円の増加となっている。これは、固定資産が2,265万7,738円、流動資産で1,097万2,957円、それぞれ増となったことによるものである。

当年度の建設改良事業は、総額5,212万3,350円執行されたが、この資金は企業債の発行で3,120万円調達したが、不足する2,092万3,350円は過年度分損益勘定留保資金1,844万6,200円、当年度消費税資本的収支調整額247万7,150円で補てんされており、財政状態に大きな変動はないものと見込まれる。また、企業債の当年度末未償還残高は2億3,015万115円で、前年度に比し2,488万8,179円の増であるが、計画的に起債償還も行われている。

上水道事業の今後の見通しとしては、給水収益の大幅な自然増収は見込めないが、水源変更に伴う費用の増加や各施設設備の修繕料など給水費用の増加が予想されます。

したがって、的確な水需要の予測、内部経費の節減、使用料の収納率向上、効果的な事業の執行により財政基盤の強化を図るとともに、企業として一層の経済性を発揮し、良質で低廉な浄水の提供によって住民生活及び生産活動など公共の福祉の増進が図られるよう、引き続き健全な経営の取り組みを一層推進すべきであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末柄 薫君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に、主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に継続費精算報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 民生費の25ページになりますが、社会福祉総務費で20節の扶助費のことでお聞きいたしますが、これは低所得者の支援援助費ということで、当初予算に比較いたしますと若干減になっておりまして、決算は。この場合、支援援助費の内容についてどの部分が減になったか。これは、多分ほっとらいふ制度の援助費と思いますが、でしよう。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 民生費の社会福祉総務費の扶助費でございますが、当初予算化していた部分と減額になった部分については、当初見ていた暖房費の件数が若干減ったということで、その部分が主に減っているということでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中進君。

○委員（田中 進君） 34ページのごみの関係なのですが、施設整備対策費、大分減額してありますが、当初予算していたのはいろいろあったと思うのですが、この辺について

もう少し詳しく。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ごみ処理施設整備対策費の予算でございますが、これにつきましては主に生ごみ処理機、コンポスト等の補助を行っている費目でございますが、主にこれは当初予算より減っているということにつきましては当初予定しておりましたごみ処理機、コンポスターの補助の件数が非常に少なかったということでこのような金額になっている次第です。

○委員長（末柄 薫君） 田中進君。

○委員（田中 進君） そのとおりのですけども、18年度で多分ほとんど、ほとんどというのか、申し込みがあったのかないのか、その辺、例えば実質使われているのは14万円程度かな、14万円程度なので、あれはたしか8万円ぐらいの関係の補助だったような気がするのですが、実質はこれ1件か2件かあったのでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 生ごみ処理機の補助の件数につきましては3件で、コンポスターで6件ということの内容でございます。

○委員長（末柄 薫君） 田中進君。

○委員（田中 進君） ちょっとしつこいようですけども、実際に例えば、これ先の今西町長のご提案が実に大きかったと思うので、何とも言えないのんですけども、例えば使った人のやっぱり1年間の生ごみに対する処理能力というのかな、それだとか処理量の問題だとか等々については助成を出してそれなりに家庭の中で対処してもらっていると思うのだけども、行政としてはその辺の使っている方々の状況等については把握はしているのでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 行政として生ごみ処理機の購入者に対するいわゆる購入後の使用の勝手等含めて、行政として今まで特にそういうフォローといいますか、そういう状況についてはつかまえてはおりません。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 37ページに5目の牧野管理費のまず11節需用費の中で多分に流用が結構出ております。170万円ほどです。それで、需用費の中というのは、部分的に例えば

消耗品であるとか燃料費とか食糧費とかいろいろ項目が分かれておりますから、主にですよ、その流用された中で主にどういうところが決算なったかということをお聞きいたします。

○委員長（末柄 薫君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

主に消耗品でございます。暖冬でございましたので、牛体が非常に汚れていたということで、その水分調整材が主に流用させていただいております。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 例えばこういう流用の決算のあり方というのは、認定ですので、補正の段階で、その段階でいろいろ質疑できればなと思っていたのですが、こういうふうになりますと、補正の段階で組みかえできなかったかということをお聞きしたのですが、その辺の流用の仕方というのはいかがでしたか。

○委員長（末柄 薫君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 委員のご指摘どおり、ある程度12月の段階で見通しながら補正をしておりますが、今申しましたように、3月時点での暖冬ということで、どうしても足りなかった分を補正をしたということでございます。あらゆる想定できるものにつきましては、当然事前に補正したいというふうに思っています。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 40ページ目12、食材供給施設費の減額になった部分の765万1,000円と、これも流用が12目13節から流用というその中身をお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、1点目、当初予算比で減額になっている765万1,000円の主な内容なのですが、これにつきましては補正段階で増減はございますが、委託料が主な減額の要因となっております。ご案内のとおり、食材供給施設の委託料につきましては、売り上げを一度収入として入れていただきまして、町が立てかえた分を差し引いて委託料として支払っております。そういうことで、当初予算時に見込んでいた収入を下回った場合にこのような減額補正が生じます。

それから、流用の内訳なのですが、まず1つは、11節で流用増になってございます。これは、夏の時期に空調機械が故障しまして、お客様を迎えるに当たってちょっと支障を来すということで緊急に修理が必要ということで流用で対応させてもらっております。

それから、同じく12節で流用増が起きております。金額は3,733円なのですが、3月分の電話料がこちらの見込みよりも多かったために、流用で対応させてもらっております。

それから、19節でも流用で対応しておりますが、こちらにつきましては食材供給施設を

使いまして、レトルトのカレーだったと思うのですけれども、総菜をつくって施設の収入のほかに収益を上げていきたいという、そういう要望がございまして、保健所に対する手続を行っております、その中で食品衛生協会の会費というものが新たに生じました。その部分と、それからインターネットの負担金について、こちらの見込みよりも多い請求があったものですから、流用で対応させてもらっております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 49ページの3目の財産管理費、その中の15節の工事請負費の中身についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

工事費であります、内容的には標茶小学校講堂を建てるに当たっての教員住宅の除却2棟3戸、それから中茶安別小学校前の道道厚岸標茶線の道道拡幅による物件移転の移動に伴う工事費でございます。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 不用額ちょっと多いのに驚いているのですけれども、その中の小中学校費、小学校費、中学校費ですね、これは多分予定の事業が変わって、なくなってといますか、それで不用額が生じたというのと、それからそれぞれの学校の中での節約の努力でというのとあると思うのです。それで、それをさらに学校運営管理費とそのほか2目、3目に分けてちょっと説明願えますか、どういう努力がなされてこの不用額が生じたかという。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

実際決算の不用額については、若干予算額的には大きな100万円単位になっております。

実際に主なものについては、ごらんとおり、報酬の額が不用額として大きな額を占めております。本来でありますと、報酬ですから公務補の報酬が主たるものでありますが、その部分について3月の補正予算、あるいは専決等でそれぞれ見込みをしながら適正な会計処理をするべきところではありますが、精査がなかなかうまくいかなかったという部分でこういった結果になりましたことは適正じゃなかったということで押さえております。その他の部分についてそれぞれ配当等含めて学校等の事業を進めているわけですが、特に学校等の配当について必要な部分はそれぞれ必要という部分で説明しながら、足りない分は足りない分で要求してもらおうような、そういったスタイルを現在とっておりまして、学校にもそれぞれご努力をいただきながら不用額を、なるべく無駄遣いしないような形での協力をいただいているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、恐らく物によっては数千円単位というのものもあるのだと思うのです。ざっと計算しても今の報酬費除けば100万円を超える不用額が2目、3目で小中学校費で生じているというふうに計算で出てくるのですが、その中で主なものというのが出せますか、おおむねこういうのが不用として上がってきているのだというのは。それとも、数千円単位で非常に細かくそれらを集めて100万円超えるのだということであれば、それはそれでいいのですが、その説明は要らないですけど。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 18年度の決算で私どもがそれぞれ17年度との予算の比較をした場合にどの程度が執行されているかということでの比較であります。主に需用費が前年度よりも87.5%ということで、これは実際には経費の部分であります。暖冬ということもありまして、暖房費がかなり少なかったということが大きな要因だというふうに考えております。

それから、主に大きいのが……総体的には大体前年度の95%から100%の間ぐらいで17年度との比較で推移しているということで押さえております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 51ページに社会教育費の社会教育総務費、総体的にちょっと改めて認識する意味でもお聞きいたしますが、流用へ、流用からって非常に多いので、まず目節は執行科目で十分そちらで対応していると思いますが、まず7節の賃金、これもほかから流用が多くて約50万円ほどの決算です。これは、例えば賃金ですから、どこの、工事にかかわるかなと思って見ていたのですが、内容について。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答え申し上げます。

7節の賃金の流用、その他も同じであります。これはほとんどが下水道処理施設建設に伴う緊急発掘に係る経費でございます。平成18年度の発掘工期は、6月の12日から8月

の10日となっております。それで、節間調整に基づく議決をしていただくいとまがなく、やむを得ず流用したものであります。発掘調査は、土を掘ってみないとわからないという状況がありまして、実際に遺物が想像以上に出まして、期間が限られているということで人海戦術で掘ったということもありまして、7節の賃金、これは発掘作業員の賃金であります。49万6,168円流用させてもらっています。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） その工事にかかわって掘ってみなきゃわからないというのは、それはわかるのです。下水道に伴って、それは前年度説明を受けていますから。6月から9月までにやって、その年度内にできなかつた、間に合わなかつたということですか、その補正の件で。そういうふうにならされたのです。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） もう一度申し上げますが、発掘工期につきましては6月の12日から8月の10日であります。したがって、議会の議決をいただくいとまがなかつたということでございます。ちなみに、平成19年度につきましては第3回の定例議会において内容精査をいたしまして、議決額ゼロ円で節間調整をさせていただいております。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、当然13節の委託料についても同じような流用ということで、これは流用しているわけですから、これも若干ふえています。これも遺跡にかかわる試掘調査、これも同じような工期的に間に合わなかつたということですか。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 13節の委託料は、遺物の年代測定委託であります。38万4,925円減額、賃金、それと報償費等のために減額をしております。要するに、流用元になっております。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、私お聞きしたかったもう一件、工事請負費もまた流用と、流用へですね、これは。当初の15万円が5万8,000円、約3分の1強ですか。これもいわゆる掘ってみなきゃわからなかつたのだよと、そういうことでその金額で決算したと、そういうことですか、15節。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

15節は、当初15万円でありましたが、5万8,000円を執行いたしまして、9万1,800円賃金等に流用しております。中身は、雑工事といいますか、要するに初めに支障物の除去だとか、そういう工事を請け負う分に支消しております。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 冒頭言いましたけど、総務費の中でなかなか細かく流用へ、流用からということで、全体的にちょっとやりくりしているかなと思うのですが、予算の認定

ということからすれば、もう既に執行されているわけですから、中身についてどうこうじゃなくて、こういう決算の仕方ですと、なかなか質疑する機会が過去になかったものですから、あえてお聞きしたのですが、こういう基本的な考え方はどうなのですか、なかなか目立っているものですから、お聞きしたのですが。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

予算要求段階での見積もりの甘さがあったというふうに認識しております。それから、その後の内容精査をしないまま事業実施に入ったということは、指摘されてもやむを得ない事実であるということで、深く反省するところであります。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 反省することは大変、ただ議会の中でいろんな質疑をして内容というのが、やはりそうすべきでないかと私はこういうのを見ていて思ったのですが、その点、教育長いかがですか、この辺については。

○委員長（末柄 薫君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけども、今担当課長のほうから話ありましたように、なかなか発掘調査というのは本当に難しい面がありまして、それと短期間で仕上げなきゃないと、事業の関係もありますから、そういった面で結果的に見ますと、精査というか、しっかりした見積もりの上に立っていないというふうな形になるのかもしれませんが、一定程度弾力的な予算運営をせざるを得ない分も出てきますけども、ただこういう結果を見ますと、やはり予算がそれぞれ組まれて執行するという、そういう方式になっていますから、極力予算の中で対応するというのが筋だということで、そういった面からしますと、これからこういった予算の執行のないように適切な指導をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 今に関連する質問ですけれども、この発掘調査については下水道から700万円の委託を受けていますね。その範囲の中ではできなくて、こういう処理をしたということによろしいですか。

○委員長（末柄 薫君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

基本的には、発掘予算の中でのやりくりをしております。ただ、人件費等が大幅に伸びましたので、14万8,944円については他の事業からの流用もございます。ですから、総額で700万円の予定でありましたが、714万8,944円実際にはかかっているということでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、まず町税の関係でありますけれども、町税の個人と法人、そして固定資産、土地保有税、この大きく4つに質問を、ちょっとお聞きをしておきたいなと思います。このいわゆる現年度分と滞納分の関係でありますけれども、滞納分の繰り越しの関係がやはりふえてきているというふうに見るのですが、この辺のふえてきている状況と、それから不納欠損の関係で、ここに出ている今言った4つの不納欠損のあるところは何件で、いつころ発生したものなのか、どういう理由だったのかをお聞きをしておきたいなと、このように思います。

それから……

○委員長（末柄 薫君） 一問一答でよろしいですよ。

○委員（館田賢治君） ああ、いいのか。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） お答えいたします。

町民税の個人と法人につきましては、それぞれ調定額は伸びておりますし、個人に関してはただ収納率は去年より落ちているというような状況にあります。これは、やはり景気の低迷がいわゆる担税力といいますか、そういったものに影響して落ちてきているのかなと。法人につきましては、調定額も上がっていますし、収納額も上がっておりますけれども、この部分については一部法人の伸びが数字にあらわれているのだなというふうに感じております。

それから、固定資産税であります。これにつきましてはいわゆる18年度を基準年とす

る評価替えがありまして、どうしても調定額は基準年については下がるということで落ちておりますけれども、それよりも大きいのは収納額が極めて悪かったと。これにつきましては、実は18年から1件850万円という税額になる大口の納税者が滞納になってしまったと。これで固定資産現年分の全体の2%ぐらいを占めるわけで、これらにつきましては今後毎年同じぐらいの税額が発生するわけですから、収納に力を入れて何とかしなきゃならないなというふうに感じているところであります。

あと、特別土地保有税につきましては、これはもう15年から現年度分の課税というのはないのですけれども、いわゆる本州の企業関係が土地転がし的な手法で持っていたものがそのまま凍りついてしまっているというのが現状であります。

それで、不納欠損の部分でございますけれども、一応税負担の公平だとか、あるいは納税の義務等を考えますと、不納欠損にするということはなかなか残念なことでありますけれども、一方でいつまでも債権管理をしなきゃならないという部分もやはり問題になってくるということで、地方税法に基づいて、その規定に基づいて処理せざるを得ないという部分も事実であります。一応地方税法の第15条で滞納処分の停止というのは、いわゆる処分する財産がないときと、それから処分することで生活を著しく窮迫するおそれがあるとき、それから所在や処分財産が不明なとき、こういったことに基づいて滞納処分の停止をするのですけれども、その状態が3年経過した場合にはいわゆる満了3年ということで時効を消滅させておりますし、それから滞納処分中に時効5年が先に来てしまったということで時効優先で落とすケース、それから地方税法の第18条でいわゆる消滅時効5年が来て、それで落とすというケースがございます。

それで、今言われていた町民税の部分につきましては23件で、満了3年というのは6件、それから時効優先で落としたのが5件、時効5年で落としたのが12件という内訳であります。それから、法人税につきましては、これは3件とも廃業している法人でありまして、全部均等割の部分でございますけれども、満了3年が1件、それから時効優先で落としたのが2件という内訳になっています。それから、固定資産税であります、これにつきましては金額がちょっとでかいのですけれども、満了3年で落としたのが27件、中身は個人12件であります。それから、時効優先が2件、時効5年が14件ということで、ただこの729万7,400円のうち、いわゆる道外の法人と、それから町外の法人、2法人で588万5,000円を占めているという部分もございまして、これらについてが固定資産の不納欠損の中では大きい部分を占めております。それから、特別土地保有税でございますけれども、これは7件で、29万2,400円で、中身としては時効優先が2件、時効5年を迎えたものが5件という形になっております。

以上です。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この欠損金を落とすということは、大変なことなのですけれども、やはりそれなりの努力の上に立って落とさざるを得ないわけですが、それにしてもこ

の収入未済額の関係でやっぱり未済額が前年度よりもふえてくるというその要素というのは、簡単に言えばどんなようなことが考えられるのかなと、その辺は担当課長としてどんな押さえ方しているのかなということ、ちょっとこれを聞いておきたいなと思います。

それと、歳入の分担金の関係で聞いておきたいなと思いますけれども、この農業の分担金もこれも年々ふえてくるというような状態にあるのかなと、こう見るのですが、そのうちこれも欠損も落としておりますし、この辺内容がどのような内容になっているのか、そして今後来年、再来年と見通していったときにこの数字の展開がどんなような見通しを立てているのか、かなり悪いような状況にいかざるを得ないのかなとも思いながら聞いているわけですが、その辺がどんなような関係になるか、それもお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） 18年の町民税の所得動向を見たとき、給与所得から営業所得、農業所得、その他、その他の場合は年金等の所得ということになるろうかと思っておりますけれども、その他の所得が伸びている以外は軒並みやはり所得が落ちていると。それで、全体としても前年比1.8%ぐらい所得が落ちているという状況で、やはりそれらの景気の低迷というものが収納率にもあらわれるのかなということと、もう一つは固定資産税に関していえば、先般の議会でも一般質問にありましたけれども、例えば離農した跡地が残っていて固定資産税だけは発生するというような状況で、また納税者が高齢化していくという中でそういった部分での滞納の伸びというのも間違いなくあるのかなというふうに理解しているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農業費分担金の関係についてお答えいたします。

まず、18年度決算中の不納欠損であります。こちらの1件の方の不納欠損がございませぬ。平成10年度分から平成13年度分までの85万1,732円を不納欠損しておりますが、理由につきましてはこの方自己破産等を行っております。先ほど税務課長からもあったとおり、差し押さえるべき財産がない状況で、なおかつ本人高齢で、大変月々の収入が少ないという、そういうような理由もありまして、時効完成を迎えたものでございませぬ。

それから、この先の見通しなのですけれども、ご案内のとおり、ことしの3月定例会で地方税に準じた取り扱いをしなければいけないということになっているというご指摘を受けまして、19年度においては今までやっておりませんでしたけれども、差し押さえ等を実行しております。ただ、差し押さえをしたところで売却した土地の価格、財産の価格、それが負担金、町税、それから農協の負債含めた負債を必ずしも収入が上回るとは限りませぬで、なかなか厳しい状況があります。差し押さえをしたところで全額が入らないというのが今直面している実態でございまして、今憂慮しているところでございませぬ。ただ、地方税に準じた取り扱いをすると申しませぬ、受益を伴う負担金ですので、その辺は公正さを欠くことのないような取り扱いを考えていかなければならないとは思っております。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それに、収入未済額が、分担金の、これがふえてきていると思うのです。これらはどうなのですか、来年、再来年に向けて。

それと、この分担金については、一応土地の差し押さえをしているというふうに理解していいのですか。やれるものは、差し押さえか何かしてあるのだということなのですか、それもあわせて。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

収入未済額の増加につきましては、収入未済額の発生がそもそも経営断念をしたところに多く発生しているということで、これはこの先の離農状況と大体比例する関係になってくるのではないかなというふうに思っております。そういうことをご理解をいただきたいと思えます。

それから、差し押さえなのですけれども、滞納者の財産すべてを一括して差し押さえるというところまではいってございません。19年度においては、換価処分が見込まれるものについてまず差し押さえを実施しております。この先の滞納処分の実施については、状況を見ながら適時やっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） あと、別なところでやる以外ないのですけれども、それで次のいわゆる児童福祉費の負担金の関係なわけですが、これらはこの発生は児童福祉負担金と老人の負担金の関係ですが、これらの収入未済額の関係、欠損金は小さいようですから、これは別にしておいても、この収入未済額について、これはどういうことなのか。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 児童福祉費の負担金につきましては、未済額の内訳でございますけども、現年度分21件で334万4,690円、過年度分では103件で1,131万6,530円という内容になっております。

それから、老人福祉費の負担金の収入未済額につきましては、これは過年度分でございます、8件で126万4,624円ということになっております。ただ、平成18年度に限りましては過年度分で12万円ほど収入もされておりますので、少しずつではありますが、未済額は少なくなるようにということにはなっている状況です。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 一生懸命努力はしているわけですね、これ。

それでは、農林水産業のこの手数料の関係でございますが、農業用の水道料の手数料の関係ですが、これもちょっと収入未済額がふえてきております。これもこの内容をお聞きをしておきたいなと思えます。

それと、もう一つ、この住宅使用料の関係の欠損の関係と未済額の関係、今までと同じ

ような内容の質問で悪いのですけども、そういう中身を今後どう展開していくのか、あわせてお聞きをしておきたいなど。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

農業水道の使用料の収入未済額でございますが、全体で164件、870万7,800円となっております。現年度分が67件、238万八千何がし、それから滞納繰り越し分で97件で631万八千何がしということで、滞納繰り越し分については前年度より171万3,000円ほどふえているということで、我々も大変苦慮しております。原因としてはやはり景気及び農業経営の低迷により収納率が落ちているのじゃないかということを確認しております。今後収納率の向上を目指して努力を図りたいなというふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 住宅使用料の不納欠損の関係でございますが、この部分につきましては2件でございます。1件につきましては、入居者、既に退去はしているのですけども、その方本人の死亡で時効援用5年を適用させていただいております。そして、もう一件につきましては自己破産の部分でございます。この部分についても5年間の時効援用ということで対応させていただきました。いずれにしても、基本的には私どもの課の考え方、まず一つ申しておきたいなというふうには思いますけども、基本的にはいかなる理由においても、先ほど税務課長も公平感だったり、納税義務という言葉でご回答していたかというふうに思いますけども、基本的には徴収していくと、基本的な姿勢があります。ただ、今言ったようなやむを得ない事由、理由、状況、それによってはこういうような処分も、何年もしたちよつと記憶私もないのですけども、今年度こういった形で処理をさせていただいたと。

そしてまた、この後の未収額の方向といいますか、それも多分お尋ねになられたというふうに思いますけども、基本的には住宅料の収納率だけで申し上げますと、昨年よりも、あるいは一昨年よりもということで、毎年0.数ポイントずつ住宅の使用料については確実に収納率はアップさせてございます。そういった意味では、金額は確かに未済額ということで2,400万円程度計上してございますけども、担当中心に鋭意努力して一応数字自体については上がってきているのかな、また実効も上がっているのかなと。いずれにしても、ちよつと数字が大きいので、今後ともなお一層努力しなきゃいけないというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。58ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 下水道の11万400円の欠損金なのですが、これ何件の欠損で、理由的にはどんな内容になっているのですか。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君） 不納欠損の11万430円、これにつきましては転出して時効7件が7万8,570円、死亡5件で3万1,860円となっております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、老人保健特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、土地区画整理事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、保険事業勘定、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） いわゆる資産減耗費出ていますよね。

（何事か言う声あり）

○委員（舘田賢治君） どこ、附属書類。

○委員長（末柄 薫君） 附属書類です。

○委員（舘田賢治君） 附属書類だから、どこの部分。こっち。これ後ろ全部いいのでないの。だめ。

○委員長（末柄 薫君） そう、後ろのほう。8ページ。

○委員（舘田賢治君） だから、8ページの後ろ全部いいのでないの。どうなの。いいの
でしょう。だめだと言った人だれ。

○委員長（末柄 薫君） 8ページ以降。

○委員（舘田賢治君） いいのだね。8ページ以降いいのでしょう。

○委員長（末柄 薫君） 附属書類。

○委員（舘田賢治君） 資産減耗費が出ていますよね。そして、有形固定資産の中でこの
資産の減少、これ資産減少していつていますから、これはいいのですが、恐らくさらに
これ資産減耗ですから落としたということになると思うのですが、内容はどんなような内
容なのか。何かさっき説明にちらっと加えていたのだよね。だけど、ちょっと聞き落とし
たので、ここでもう一回お願いをします。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） ちょっと確認をさせていただきますが、お尋ねのところは
18ページのところでしょうか。

○委員（舘田賢治君） 17ページの資産減耗費、減価償却は別として。

事務長、さっきちょっと説明していたのでないか。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

医療機器を廃棄しました、医療事務システムレセプトコンピューター装置等6件のいわ
ゆる残存価格の部分でございます。取得価格3,566万円の残存5%の分でございます。

○委員長（末柄 薫君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） わかりました。

それと、雑損失なのですが、ちょっとこれも聞き漏らして、何か事務長の説明だと、仮
払いと仮受けの消費税どうのこうのと言っていましたね。ちょっともう一度これを説明を
お願いいたします。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

収益的支出の消費税1,130万5,719円から収益的収入の消費税225万272円、その額に今回18年度で備荒資金組合の譲渡資機材の事業を活用しての器械等を購入しております。その部分のいわゆる器械等消費税、これが130万740円で、これを足した額が1,035万6,187円となります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） いわゆる収益的収入及び支出のこの消費税の関係の収入のほうはわかります。いわゆる支出のほうなのですが、支出のほうの消費税ということになると、いわゆる支出のほうの事業外費用のほうの関係の消費税含んだものがどこかにないとこれ出てこないのです。それで、私何年か前に事務長にお願いしたと思うのですが、事務報告書の中に入れていただいておったのですが、それがちょうど、いわゆる資本的収入や何かのところがちょうど何かの必要がないからだと思うのですが、省かれていたものですから、1,130万円からあるこの消費税の積み上げが概算でもわかり得る資料はこの中には出ていないのですよね。それで、このやつを事務報告書の中から見せていただいておったのですが、それないものですから、もう一度この資本的収入の関係について事務報告書の中に載せていただければ、この辺の関係がわかってくると、こういうことなのですが、いかがですか。それとも、私が言っている内容の中では、これが中で大体わかるよというのであれば、説明していただければと。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今委員ご指摘のいわゆる消費税の差し引きをして税込み、税込みでないという部分がわかる資料の提示ということでございますが、私の記憶では平成15年度の決算委員会の際に、たしか舘田委員のほうからご質疑がございまして、私のほうで委員の皆様の方にはなるべくわかりやすい資料の提示をするために検討させていただきたいという、たしかそういう答弁をさせていただいたと思います。

それで、決算委員会終わりましたから早速当時検討させていただきました。まず、私も初めての決算委員会だったものですから、当時の資料を比較しまして、委員が指摘されていたことはどういうことなのかということで理解をさせていただきましたが、重複している資料が5ページにわたっておりまして、これは経費の節減も含めて重複している部分については削除したのだろうというところまえ方をしておりましたし、ご指摘の収益的収入及

び支出の部分、いわゆる税込み、税抜きの部分、この部分の資料につきましては監査報告の中で掲載をしていただいているということもございまして、それにかえさせていただきますというか、そういうことで解釈をさせていただきます、引き続き現状のままで通させていただきますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 事務長、監査報告の中のやつわかるのだ。だけど、提案してきている事務処理をやった側として、いわゆる事務報告書等何らかの形でわかるようにしておくことが正しいのではないのかなと。この監査報告書は報告書で、私これわかるのです。だから、こっちのほうで載せていないぞと、二重だからというのとちょっと話が提案をする側と違うのかなと、そういう思いで私は言っているのですけども、その辺もちょっと検討してみてください。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

委員ご指摘の点につきましては、理解いたしますので、今後検討させていただきます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、認定第8号を終わります。

以上をもって認定第1号から認定第8号までの内容質疑は終了いたしました。

次に、主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 28ページが一番下の欄ですけれども、確認しておきますけれども、これは現校長が使っている住宅でしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） そのとおりであります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 実績報告書の中身です。13ページ、タンポポの里共同作業所運営費補助の部分について、たしか2件あったというのか、ここのタンポポだけの金額がわかれば教えていただきたい。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） タンポポの里に対する作業所補助金としては、207万8,561円です。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 同じ13ページの15番、精神障害者の保健向上を図るために医療費の助成を行った。たしかこれ7名で73件となっているので、その精神障害者の部分で標茶町の部分で医療費を助成しているのか、やはり他町村に行ってその部分の助成をしているのか伺いたと思います。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 間違っていたらもう一度お聞きしていただきたいのですが、これにつきましては町内の標茶町民の7名ということです。これにつきましては、7名で73件というのは延べ、月ごとのかかったものが73件という形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） ちょっと聞いておきます。民生費の15ページになりましょうか。これは、18年度から新しく母子父子福祉の増進ということで道の補助も出ておりますが、今回道の補助はかなり決算では減になっております。ここに対象人員とか事務費等々載っておりますが、これは当初の予定よりは結果的には対象の人員の精査された段階で減になっているか、例えば対象者が全員が助成を行われたのか、その辺だけ聞きます。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） いわゆる母子福祉の増進のひとり親家庭等の医療費の助成でございますけども、基本的にこれは該当した方に対しては自動的に医療費の助成を行うというシステムでございますので、今私の手元には年度当初でどの程度の人数でということではちょっと数字を押さえていませんけども、実績ではひとり親家庭等の医療費につきましては、ここに書いており256名で467万3,000円の医療費の助成しているということでございます。ただ、年度当初何人であったかというのはちょっと今数字手元にございませんけども、対象になる方についてはすべて対象としているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それから、労働費について若干お聞きいたします。

19ページに雇用対策事業として、成果としては技能士会と労働団体に助成を行ったというのですが、例えば技能士会のほうに幾らぐらいの助成、労働団体のほうに幾らぐらいあって、これ内訳わかりますか。

○委員長（末柄 薫君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 技能士会への補助金は4万円、それから労働団体の分については60万円という数字になっております。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 地元の技能士会に助成ということによろしいのですか。

○委員長（末柄 薫君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 釧路管内の技能士会の標茶町支部といますか、標茶の技能士会への補助でございます。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） もう一点、農林水産費の21ページ、育成牧場の運営事業でコンポストが増量生産ということでかなり、例えば草地に散布する肥料、それに対する効果的なもの、例えば肥料を購入する場合にこのコンポストをどのように利用されているかによりますが、これによって肥料の合理化になっているのか、またコンポストはかなり増量に毎年なっておりますから、その活用方法というのは18年度はどういう方法でなっていたか。

○委員長（末柄 薫君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

コンポストの利用につきましては、18年度実績につきましては生堆肥が4,628トンに対しまして、コンポストが871トンつくっております。主にコンポストにつきましては、戻し堆肥として使っております。それ以外に完全な水分調整をし切れない部分の堆肥化されたものについては、畑に還元をさせていただいております。それにつきましては、面積が約84ヘクタールほどになっております。堆肥を散布した結果によって化学肥料がどれだけ減ったかということについては、厳密に計算をしておりますが、収量的には昨年同様含めながら若干ながら収量は伸びているということで堆肥の散布効果はあらわれていると思いますが、それによって今言いましたように化学肥料どれだけ減ったかということは今のところやっております。面積で84と、それも大きい面積ではございませんので、そこまで出ていないということでご理解願いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今の活用方法について、18年度はその活用方法について特になかったですか、そのほかに対する。例えば公共施設に使っていただいたとかそういう面の、要するに町民要望とかそういう面ではいかがでしたか。

○委員長（末柄 薫君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） 今ご指摘の部分につきましては、2カ所ほど公共施設で使っております。まず、権兵衛村のほうに4トン車で5台ぐらい、それと河川敷のコスモス

を植える場所につきまして四、五台ほどをもって使っております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 成果のほうで質問したいのですが、1 ページのいわゆる水質保全、あるいは環境保全の取り組みがここに記述されています。その実績報告書の中でも数字とあって、これきっと一体となったものだというふうに思うのですが、河川近くの野積み堆肥の除去や尿堆肥の適切な散布といった現実的な対応、具体的にどういうふうにこれは展開されたのですか。パンフとかなんとかはいいですけども。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 1 ページに記載の具体的な取り組み内容なのですけれども、時期に合ったチラシを全戸ファクスで送りまして、農家の方々の適正な取り扱いを促すという活動が主になっております。それから、そのほかといたしましては、関係機関でつくっております家畜ふん尿プロジェクトというのがございまして、そのチームによります河川巡視を年に一、二度行っております。それから、それぞれの河川水系の水質保全協議会がございまして、そこと連動した河川巡視ですとか、それから水質のチェック等を行っております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ということは、酪農経営をしている方といろいろ話し合っただけで促すというようなことは具体的にはなかったのですね。ファクスとか、どちらかというとならば一方的なお知らせとか、そういう促し方で終わっているということですか。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

紙によります周知につきましては、委員ご指摘のとおり、一方通行になると思います。あと、その他の部分につきましては、例えば日常的に行われている会議等で適正な取り扱いをしてもらうようお願いをするということでお話しております。そういうところでお願ひする部分につきましては、了解をいただいているということでも理解しております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ここでもう一つ聞きたいのですが、環境保全という立場でいえば、におい、臭気、この問題はここでは取り上げられてはいないですか、現在のところ。そういう取り組みはなされていないですか。なかったですか。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ここに記載の一連の動きと申しますのは、ご案内のとおり、平成11年に家畜排せつ物の処理の適正化に関する法律ができて、平成16年度から家畜排せつ物処理施設による処理を行うことが義務づけられました。それに対応するための動きということで、後段のほうに記載されております事業費についても畜環リース事業で整備した分の町負担金でござ

います。そういうことで取り組みの主眼というのは、家畜ふん尿を堆肥として、資源として循環させる、そういう取り組みがメインになっております。その中で完全な堆肥化が行われれば、臭気の低減というのも図られるのですが、実際のところはまだそこまでは取り組みとして進んでいないというのが現状であろうというふうに思います。

ただ、特に市街地周辺については、ふん尿散布の臭気についても話が、年に何件かは苦情を受けておりますので、社会的な動きという部分で大きくなってくれば、取り組まざるを得ないというふうに思っておりますし、ふん尿を資源として有効に利用するという部分が農家さんたちの自主的な取り組みとして進めば、今は水質の保全ということに主眼が向けられておりますが、自然と臭気という、においという部分で環境、あるいは人に対する不快感を与えないような努力ということで派生されていくというふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 後でまたちょっと深めてみたいと思うのですが、次に6ページ、最近もまた幼い児童が殺されるという不幸な事態があったわけですが、上の5行目、学校、地域、保護者を対象としてパトロールボランティア講習会、これ私も承知しています。これを実施し、安全確保の充実に努めた。このパトロールボランティア講習会、講習会はいいのだけれども、具体的に地域や学校や保護者がいわゆる子供たちを守るためのそういうパトロールボランティア、こういうことが実際としてこの講習会を通して展開されたというような事実ありますか。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

18年度において児童生徒の安全対策については、これまでいろんな問題点を含めながら、地域、あるいは学校、保護者含めて一体となって取り組むというこれまでの方針どおりに進めているわけでありまして、町内においては、パトロール隊それぞれ発足していただきながら、それぞれ磯分内、塘路、桜、あるいはわんわんパトロールを含めてそれぞれ結成をいただいております。また、高齢者学級においての下校時の同伴という形もしていただいております。この部分では、私どもが求めている地域一体となった児童安全確保というのが、まさしくそういった地域活動が先頭になるという部分が非常に喜ばしいことであり、その方向として考えているところであります。今回18年度にパトロールのボランティア講習会ということで、より住民の幅広い中で一人でも多くのボランティアの方々が参加されて、地域全体となった見守りを進めていくことが大変重要と考えておりますので、これからの期待を含めての講習会でありまして、その講習会にはご承知のように町内会、あるいはそれぞれ80名程度参集いただきながら、新たな結成という部分では私ども耳にしていまませんが、それぞれの団体をすそ野の広げるという部分では期待しているところでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、下水道事業特別会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で下水道事業特別会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時46分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 3点ほど質問をいたします。

第1点目は、先ほどちょっとお聞きしたことなのですが、水質保全あるいは環境保全ということで野積み堆肥の除去、尿堆肥の適切な散布という取り組みをしていると、それが大きく成果に上がっているし、平成18年度は3,000万円以上のお金をかけて堆肥舎とか、あるいはシート等でそれを防ぐという、そういう事業も展開されました。ただ、私この文章を読んで、最後の部分だけ読めば語弊があるのかもしれませんが、違反の発生予防に努めたということが成果として上がっている、これ自体は否定するものではないし、大事なことだというふうに私思います。だけれど、この側面だけでこの問題をとらえると、農家の方々というのは大変な、やっぱり追い詰められることになるのではないかというような気がするのです。それで、言葉悪いですけども、家畜ふん尿処理対策で取り締まりの側面からしか見ていないという感じが少しくするのです。もちろんふん尿対策で堆肥舎等々の取り組み、大きなお金も出しているし、補助金も出しているし、それだけではないと思うのですが、私は環境保全の側面からだけでこの問題もちろんとらえていないと思うのですが、酪農をどう守り育てるかという観点から見ることも大事だと思うのです。その点で、そういう観点でこのことを実行しているのかということをもっと伺いたいと思うのですが。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この家畜ふん尿対策の観点でございますが、委員ご指摘のとおり、農家を守るということということで取り組んでおります。先ほども申し上げましたが、平成16年の11月から法律が適用されまして、家畜ふん尿の不適切な取り扱いの場合、違反として最悪告発される可能性もあるということで、酪農主産地としてそういう家畜ふん尿が野積みされているとか、あるいは周辺河川を汚染しているとか、そういうことが実際起きて、広められると安全、安心な乳製品を提供しているという、そういう標茶酪農界全体のイメージにも傷がつきますし、この家畜ふん尿を適切に取り扱うことこそが当面酪農家を守り育てるということにつながるということでやっております。決して、委員おっしゃいましたけれども、言葉じりの部分ではなくて、決して取り締まりという観点で行っているのではなくて、むしろ取り締まられないようにみんなで力を合わせて適切な処理をしていこうという、そういう呼びかけをしているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、そのことで取り締まり、言葉悪いのですがけれども、現実問題として農家の方々がかなり大型化してくると出てくるふん尿が大体、専門家がいっぱいいらっしゃるの、口幅ったいなんですけど、1日50キロぐらい排せつするのですよね。そうすると、本当に大型化した農家だったら、わかっているけど、どうしようもないと、あの堆肥舎だけでもどうしようもないという事態が現実としてあるのじゃないですか。どうですか。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 経営の中の経済的なコスト、あるいは時間的なコストという部分で考えますと、現在その家畜ふん尿処理に向けられる部分というのは、きちんとやらなければいい堆肥、あるいはいいものがないということでもありますから、それをきちんとやるとするとかなりな負担になるというのは事実だろうというふうに思っております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） かなりな負担になるということで、現実にはそのことがなかなかうまくいっていないという実態も私はあると思うのです。今の課長のお話の中でもそうだと思うのです。お隣の町でも相当大規模な国のかん排事業が今実施されていますでしょう。浜中で330億円、別海なんか1,000億円超えるお金を、国費を投じてやっているわけですよね。それだっていろんな研究者の本を読みますと、技術的に完成されていないというような問題も含まれながら、それだけの国費を、巨額な国費を投じてやっているほどの課題なのですよ、この課題は。だから、そういう意味では私はここの成果の中で違反の発生予防に努めたという成果のとらえ方というのは、これは否定するものではないのです。だけれど、一方で経営を健全に守り育てるという観点でこれリンクさせてやらないと、これは絶対うまくいかないというふうに思うのです。その点はどうなのですか、実際問題として、現実的に今。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 今委員からの施設のお話もありました。これも委員ご指摘のとおり、家畜排せつ物処理の施設、あるいは手法につきましては日進月歩の状況でございます。今のベストだということはございません。そういう意味で本町においては、平成16年の本格施行に向けて、当座ある制度の中で堆肥舎なりラグーンなりという整備を急いでまいりました。標茶の酪農家さんの中ではそういう施設を使いながら、なおかつ例えばほかの投入資材を用いてやっている方もいらっしゃると思います。ただ、それにしても今のところは個々の経営努力の中でやってもらうというような取り組みになっております。ただ、委員ご指摘のとおり、家畜ふん尿の処理につきましては、この先酪農を安定的に発展させていくために、配合飼料の高騰等も相まってこの広大な標茶の土地から良質な粗飼料をとるために、そしてコストを下げっていくためにもいい堆肥をつくって、そして草地に還元していかなければならないというふうに思っておりますので、関係機関と協議しながらよりよい方向に進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 18年度の実績の上に立ってそういう方向で何とか頑張っていくというふうにご答弁だったというふうに思うのですが、それはそれでぜひそういうふうに行っていただきたいというふうに思うのですが、先ほど多和の場長が総量がふえたというような評価もなさっていましたけれども、しかし現実的にあのかん排事業の中でも研究者がいろいろ言っているのは、必ずしもその方式が完成されていないと、例えば逆に自然に負荷を与えてしまうようなことだってあり得るのだと、容量以上にまくことによって、という問題だって発生するわけですね。私は、これ以上深めようとは思いませんけれども、要するに言いたかったことは、家畜ふん尿処理で酪農家が今抱えている問題をどうとらえているのだということをこの成果の中でやっぱり見たかったのです、いろいろな取り組みしてきましたから。例えば堆肥舎の3,000万円の予算とか、こういう指導とか、しかしそれでもなおかつ今現実に家畜ふん尿処理問題で酪農家が抱えている問題の先がなかなか見えてこないというのも現実なのだと思うのです。ぜひその面で18年度のそういう実績を踏まえた上で、その方向をぜひ探っていきたいなというふうに思うのです。

ついでと言ったらなんですけども、先ほど私最後のほうでこの環境問題を言うのであれば、いわゆるふん尿の発生する臭気の問題、においの問題、この問題は今どういうふうに具体的に考え、とらえているのか、こういう問題はないのか、それともこういう問題が実際にそっちのほうに入ってきて、解決のめどというか、そういうのは持っているのか、そのことについてもちょっと伺いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 家畜ふん尿の臭気の問題についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、市街地周辺においては家畜ふん尿、堆肥を散布する時期に悪臭の苦情というのが実際にそう多くはないのですけれども、来ているのは事実

でございます。あるいは、農村地帯においても、これは牛のふん尿じゃないのですけれども、違う部分の堆肥、スラリーの散布のときに農家間においてもちょっと臭過ぎるのじゃないかというような話が出てきたりもしております、いずれ課題になってくるのだろうなというふうに考えております。先ほどから申し上げているとおり、まず家畜ふん尿を適正に処理をして、そして資源として有効に活用していこう、そういう政策に沿った取り組みを今展開しております、農村環境を楽しむ方もいらっしゃるわけですから、そういった方々に不快感を与えないようなやり方というのはこの先検討して体制を構築していくべき課題になるのじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ことしの秋口ですけど、私複数の観光者から、場所特定するとまたなんですから、黙っていますけれども、においがひどいという話を聞きました、その人たちが観光に行きたかった場所で。というようなことがあったので、そのことも含めて今質問したのですけども、この臭気の問題もふん尿処理の問題とあわせて早晚避けられない課題になってくるのじゃないかというふうに思うのです。

それで、私は町長にもお伺いしたいなと思うのですけども、指名できないことになっていきますから、あれですけども、私健全な酪農経営と、それから環境保全と、それから基幹産業ですから、標茶町民の強力な後押しや支持や合意や納得、この3つがトライアングルのように絡み合って初めて基幹産業たるというふうに言えるのでないかというふうに思うのです。だから、そういう問題ではその臭気の問題も含めて、それから水質保全の問題も含めてこういう取り組みを総合的にやっぱりやっていると。むしろ農家でない町民の方々も交えたそういう取り組みを大胆にやっていくことがとって今まちづくり、あるいは基幹産業を守るためには必要でないかと。私は、今の日本の国というのはやっぱり農業抜きには、農業にこそ救いの道があるというふうに思っているのです、自分自身は。これを本当に進めなかったら、日本の国は本当に大変な事態になると思う。だから、そういう意味ではまちづくりの観点から一般の町民の方も含めて先ほどの問題を一緒に考えていくというようなことをぜひやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

深見委員の考え方に私全面的に賛成でございますが、ただ現実問題としては非常に解決しなければいけない多くの課題があります。一つには、委員が指摘されましたように、ふん尿が過剰であるという状況、これはいわゆるえさを輸入に頼っているということがありまして、カロリーベースでいうともう既にオーバーフローしているわけで、当然今のグローバリズムの中で資源の争奪戦はもう続かないだろうと。そうすると、資源循環型の環境保全型に切りかえなきゃいけないというのも一つの選択肢であります。ただ、現実問題としては、経営的な問題の中でやはり肥料も飼料も輸入に頼っているという状況がありまし

て、実際に飼養している家畜から生産されたふん尿を100%草地に還元するということが困難になっている地域もかなりあるのは実態だと思います。そこからやはり考えなきゃいけない部分もありますけども、この家畜ふん尿処理施設整備の法律的な問題としては、私どもはこれについては法律ですから守らなきゃいけないけども、有効活用を考えたときに必ずしも現在の法律というものが実態に即していないということは私どもはずっと申し上げてまいりました。法律ですから、地下に浸出することできないということで、とにかくコンクリートでやっていますけども、堆肥を有効に発酵させるためには必ずしもコンクリートというのは、この積雪寒冷地で気温が寒い地帯ではなかなかうまくいかないというのは実態です。これについては、試験場等にも根釧のこういった地帯に合ったふん尿処理の仕方というものをもう少し技術を研究してほしいということはずっと申し上げてきております。

そのことと、それから平成12年に新農業基本法ができて、その中で農業は生産だけでなく、農業の持つ多面的機能、これを発揮することが国にとって必要だと。その中には、やはり国民の都市生活者の方の保健、保養の役割も担うということもありますので、快適な農村環境、文化等々も含めて農業というのは果たさなきゃいけないということで考えております。本町といたしましては、やはりこのふん尿処理施設の整備というのが当初から最低限のハードルだろうと。消費者に理解してもらうためには、やはり水質をきちっと守って環境に対する負荷を与えないという生産の仕方が最低限のハードルだろうとということはずっと取り組んでまいりました。それと、法律が5年間の猶予を経て施行されたという経過がありまして、それ以降も結局標茶の生産物をどうやって付加価値をつけていくかという中で、選択肢の一つとして資源循環型の環境保全型の畜産というものを私どもはずっと提起してまいっておりまして、関係機関と連携をして取り組んでまいっている経過があります。ただ、将来的にはいろいろな問題があるので、現実的にあるのですけども、それを解決するために、先ほど課長のほうからも言いましたように、技術もどんどん進歩しておりますし、輸入の穀物というものが今までほど潤沢に入っていないという、そういった状況もありまして、標茶の農家の方の中でもやはり自分のつくった粗飼料というものをもう一回見直そうという動きもありまして、そういった中で若干状況が変わってくるのかなと思っております。いずれにいたしましても、消費者の方に理解していただける生産でなければ、私は認められないというのは、これは基本だと思っておりますので、そういった意味で消費者の方と一緒にあった標茶らしい生産のあり方というものを模索してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひお互いに努力していきたいというふうに思います。

2つ目の質問です。2つ目の質問は、先ほど教育費の中で小中学校費、しかも管理費を除いた部分でも結構100万円以上の不用額が生じていると。課長は、先ほど私の質問に対して不足のことがあったら言ってくれと、学校に、常日ごろ言っているのだと、それでもなおかつ、言っているのだけども、結果としてあの不用額が出たのだというようなことを言

っていましたよね。

1つだけ質問なのですが、私以前に学校図書の問題でちょっと質問したことあったのですけれども、学校図書の問題でいえば、決して基準から見たって3割ぐらいの基準にしか達していないと。交付税の中でも基準財政需要額なんかの算定見たって、それで算定されているわけですから、これを満度にとすることは僕は全然言っていないわけですが、慢性的に何年も前から、何十年と言ったらいいのでしょうか、慢性的に学校の蔵書が基準と言われている、文部科学省の基準が正しいかどうかはわかりませんよ、別として。その基準と言われているものの3割程度にしかとどまっていないと、慢性的に。そういった中で不用額が生じるというのは、どうしても僕は納得いかないのです。だから、そういう意味ではこの不用額というのは本当に不用額なのか、本当に要らないよと学校で言った金額なのか、その点をちょっと伺いたいと思うのですが。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 先ほど私がお答えしたのと、若干質疑の内容と答えがちょっと違った部分があったなと私今感じております。実際この決算書の報告の不用額というのは、最終予算に対しての執行がしなかった金額であります。その間に当初予算から補正額を含めてそれぞれ異動がありますから、実際には3月の年度の最後にどれだけの予算が必要かという部分での一定程度の精査をしながら予算を組んだ後に残った金額ということでご理解いただきたいと思いますが、ですから私先ほどお答えしました金額というのは、前年度の予算ベースから考えると、大体95ないし98%ぐらいの推移で執行されていると。教育予算総体でいいますと、前年度よりも、委員ご承知のように、教育予算総体的にはふえております。ですから、実際にどこに何をを使うかという部分でいくと、適正なそれぞれ配当をしながら行っていますので、この決算書だけの不用額でされますと、総体的な部分じゃないものですから、最終予算に対しての執行額ということでご理解していただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） では、3番目の質問に入ります。

老人医療の問題なのですが、監査委員会の資料の中にも載っかっていますけれども、私本当に心配しているのは、この老人保健特別会計というのは消滅するのですよね、いずれ。その段取りはどういうふうになっているのですか、そのことをまず伺いたいのですけど。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在の老人保健特別会計、いわゆる老人医療費につきましては、基本的には平成20年の4月1日以降後期高齢者医療制度に変わるということで、会計そのものにつきましては形としては平成19年度をもって終わるような形になりますけれども、医療費の精査等がございますので、高齢者の確保に関する法律の附則の第39条で後期高齢者医療制度が施行後3年間は会計を置いておきなさいということになっておりますので、老人保健特別会計につきましては後期高齢者医療制度が始まって以降3年間は存続すると

いうことになってございます。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 4月1日から後期高齢者医療企業会計という名称でスタートするのですか、それは。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者の保険料の徴収、それから条例で定めた、後期高齢者広域連合で定める条例に基づく減免等にかかわる市町村の負担等含めての歳入歳出予算につきましては、後期高齢者の確保に関する法律の第49条で特別会計を設置しなさいということになっております。それで、今年度中にそれらの条例改正は提案する予定でございます。ですから、何年間かは、後期高齢者医療に関する特別会計と現在の老人保健の特別会計が両方存在する年度が3年間あるということでございます。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、三、四年間は2つの企業会計と一緒に存在するということになりませうね。それで、私が心配しているのは、老人保健企業会計というのは高齢者の方々の医療の最後のとりでだというふうに私は思っていたのです。いろいろ不安な点はあるけれども、そういうふうに私はずっと思っていたのです。しかし、これがいつかは消滅して後期医療制度企業会計のほうに移っていくのだと。

そこで、伺いたいのですが、この老人保健特別会計の中で高齢者が受けていたサービスは消えるものがありますか、あるいは後退するものがありますか、そうなったときに。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私ども、私どもと申しますか、基本的には医療に関する給付の特別会計でございますので、今の老人保健特別会計と基本的には変わらないと。ただ、医療制度にかかわって医療費の負担、いわゆる国、道、市町村、被保険者、それから後期高齢者医療制度以外の保険者等の基本的な負担の枠組み、特に今回の後期高齢者医療制度については被保険者からも保険料を徴収するということが大きな変更点になるというふうには認識しております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どちらも本当に雲をつかむような話で、具体的なものが出ていないので、なかなかご答弁できないのかなと思うのですが、18年度の決算の中では、それは第3期高齢者保健福祉計画というのを私たち持っていますでしょう。それに基づいてこの老人保健特別会計だって実施されてきているのです。それで、その第3期の計画の中で高齢者がいつまでも健やかに安心して暮らせるために今回も18年度もこういう内容で取り組みましたということなのですか。その実績と成果が今後この老人保健特別会計が消滅していくときに一緒に消滅していくのではないかとというような不安があるのです。その点はどうか。不安は持たなくても大丈夫ですか。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の後期高齢者医療保険制度につきましては、国全体の医療保険制度の枠組みの中で出てきたものであるというふうには受けとめております。今委員ご指摘になりましたサービス等につきまして、そういう意味では現在老人保健の保険者につきましては各市町村が行っております。これが都道府県を単位とした広域連合に保険者がかわるといことからしますと、以前の本会議等でも、それから予算委員会でもその辺の議論はしていたところですが、大きないわゆる被保険者がパイといますか、被保険者が大きくなることによってのいわゆる保険料を負担する側としての部分ではそれなりのメリットというのは出てくるのかなという気がいたします。ただ、今の18年度から19年度になりまして、かなり後期高齢者医療制度に関することにつきましては新聞等でもいろいろと報道されておりますけれども、特に先ほども申し上げましたけれども、後期高齢者医療制度になっての部分では被保険者がそれぞれ保険料を負担するということが大きくなってきています。そういう面では、社会保険等の今の被保険者が保険料を負担するということは新たに出てきますけれども、それ以外の部分では今の老人保健でかかっている医療機関での診療等については基本的には変わらないものというふうには考えております。そういう面では、あとどれだけそのサービスが維持されるのかということにつきましては、これは広域連合の条例のほうで決まってくるということになっておりますので、その条例を見ても一概には私どもとしては今ここで答えするということにはちょっとならないのかなというふうには思っております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問にしますけれども、細かい内容について私聞いているわけではなくて、標茶町の持ち物として、私たちは第3期高齢者保健福祉計画というのを自分らの持ち物として持っているわけです。それに基づいて18年度だって執行されたわけですよね、老人保健企業会計の中で。そのことが、国がそういう悪い法律を決めたからといって私たちの持ち物を壊すということがあってはならないわけで、この老人保健企業会計や保健福祉計画でつくり上げてきたものを、これはそういうことがあってもその精神やサービスは持続させていくのだという姿勢が私は必要だと思うのです。最後にそのことを質問したいのですが、どうですか。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

まず、本町の高齢者福祉計画の考え方でありまして、これにつきましてはただいま委員が指摘しているとおりでありまして、その時点での想定し得る範疇で無理のない、あるいは当然町民の皆さんが期待するそういうあり方について計画として規定しているものでありますから、本来的には国の計画と並行して進むとかという趣旨のものではないことは事実であります。しかしながら、国が法律をつくるという、あるいはつくったという段階でいいますと、そのことはまた厳粛に受けとめなければならぬという一方の問題があります。例えば今議論いただいております老健についていえば、ご案内のように、老人医療

という形で、あるところの自治体が特別国民健康保険の被保険者、あるいは保険の被保険者のうち高齢者について医療給付をするという、いわゆる自己負担分について軽減措置をとるという福祉的な施策から出た制度でありまして、それが今日的には老健という形になっておりますし、これからは法律が改正になって後期高齢者という形になっていくわけにありますけども、そういったときにいわゆる従来から議論されています標茶の福祉がどこら辺に位置するかという、あるいはそうしていくべきなのかという議論は実はこれからの問題だというふうに思います。今できた法律について自治体として不満な部分、意見の言いたい部分については、9月の定例会でもそのようなことについて申し上げておりますけども、もう一つは政府自民党そのものもこの制度のあり方について考え方を直している部分もございます。そういうことを含めて、前段言われたいわゆる高齢者福祉計画の精神、考え方は基本としながら、今後後期高齢者のあり方も、でき得ればその精神に沿ってほしいというのがありますし、今お約束どうこうするということは特別言いませんけども、その精神にだけについていえば、一方的に法律ができたということで破棄するような趣旨のものでないことだけはぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 私は、2点ほど質問をしたいと思います。

今まちづくり委員会が設置されているわけですが、18年度には何回ぐらい会議が開かれたのか、出席者の出席状況はどうであったか、お答えをお願いしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

平成18年度につきましては、計6回開催されまして、出席者につきましては6回で65名という内容になっています。

○委員長（末柄 薫君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） かなり出席がいいというふうに私はこれで受けとめましたが、私どもに、議員のほうに何らかの形でこういう方向になっていることを示してほしいなというふうに常日ごろ思っていました。18年度は、大体どういうことを成果というか、委員会の集約がされて、町としては取り上げてどういうふうに反映していったかを具体的に示していただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

各委員の中で約半年間議論されて、その中で一つの取り組みは地域資源マップというものをつくってございます。それで、地域の中のよさというものを再発見しようという動きでそれらの提案がございました。それから、メッセージという形で今後のまちづくりについてのコメントを寄せられたという、この2点が大きな成果として残ってございます。

○委員長（末柄 薫君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今2点発表になりましたが、もうちょっと詳しく、まちづくりマップはどこまでやられて、ただそれで終わったのですか、もっと継続していくのですか。

それから、もう一つのほうは、資源の再発見というか、そういうようなことも取り組んで、単発的に18年はこれ2つやったよ、今年度になってはそれは終わったので、また次をやるのだよとか、いろんなやり方あると思うのだけど、事務局としてはどういうふうを受けとめられて考えていますか。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まちづくり地域資源のマップ、本地域における観光地域資源マップというものが提出されて、それぞれ歴史、文化、観光、イベント、景観、自然、農業用体験、スポーツ等々があります。これらにつきましては、これらの提案を受けて各セクションでこれらを十分生かしながら施策に反映していくという考えを持っています。

それから、まちづくり推進委員会からのメッセージということで、すべての町民がこの町で暮らす誇りをということで町の皆さんに向けたメッセージとしてありましたので、これらについては広報等を通じての周知を行っていくということになります。

それで、この部分につきましては、前町長の強い思いの中で第1回始まったわけですが、引き続き池田町長の指針の中でもこれを継続するというので、現在19名の委員さんをもって進めてございます。その中で今第2回目ということで進めておりますけども、その中では一つは新たなものをつくっていくというものも一つのまちづくりでありますけども、まちづくり、こういう町がいいなというものを阻害するものを取り除くというのも一つのまちづくりの方法だろうということがあります。それと、もう一つは、まちづくり委員会の大きな視点というのは、協働のまちづくりということが大きな柱になっています。したがって、まちづくり委員さんにも趣旨として説明してございますのは、行政も住民の皆さんもみんなで取り組める観点、そういうテーマというものを絞り込みながら掘り下げていこうということでいろいろ議論が始まったところでもあります。これから、この19人の皆さんが引き続きキャッチボールをしながら、よりよいまちづくりという、協働のまちづくりに資するようなテーマを掘り下げてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（末柄 薫君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今事務局を持っている森山課長が詳しく説明していただきましたので、概略わかりました。私は、余りこの委員さん方と接することがなかったので、初めは勢いよく飛び出したけれども、継続性があるかどうかということちょっと心配で質問したわけで、18年度は成果があったというふうに私は認めたいと思います。

次に、企業会計の病院会計のことで私なりに随分18年度は悪いなと率直に思いました。前年度に比すると入院患者もマイナス1,600人、外来患者はマイナス8,300人、外来は前年比に直すとマイナス17%だと、こういうことです。何とかならないのかなという思いで今

発言をしましたが、中でも監査委員の方からもお話がありまして、これは重要だなと、こう思ったことは、収益は下がっておりますけど、その医療収益の中で管理費の大きな部門、職員給与費が約6%、5.7%も増加している。普通経営をやるときは、こういうことでは雪だるまになってどんどん坂道を転がっていくわけです。この点について事務長から説明をしていただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

ただいまご指摘のありました給与費の関係、これにつきましては前段ご指摘のとおり入院患者数、外来患者数ともに減じているということで年々状況的には悪い状況になってきております。そういう中で収益が下がる、給与費は現状プラス給料表に基づいて昇給もございまして、その分で給与比率は上がると、収益に対して。そういうことではございませぬが、ただ町立病院をじかに見まして、例えば看護部の看護師数含めて、大変18年度の4月からの診療報酬の改定等々でかなり看護師不足というのも生じております。しかしながら、町立病院におきましては看護師が充足されておまして、そういう中で人員の確保という部分では十分でございまして、そういう中で給与費の比率の高さというのがございませぬが、今般今月から、前に厚生文教委員会の中でもちょっと説明をさせていただいた経過もございませぬが、入院基本料、看護師体制15対1から今13対1に移行するという実績づくりも行っておりまして、来月には収益増につながる13対1への移行ということでの届け出も考えております。大体単年度収益にしまして1,600万円以上の収益増にはつながるかなということも考えておりますし、一方ではそういう収益の増ということももちろん考えておまして、引き続き給与比率、収益の増、いわゆる患者さんへの医療サービスの低下につながらないような形での町立病院の運営というものを考えていきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 確かに制度的に診療報酬の計算が変わりましたから、そういうふうになるのかなとは思いますが、でもこれだけ患者さんが町立病院に来られなくなったということになると、入院患者は入院ベッドが85ですから、これで見ますと現在は40人から50人の範囲で入院の方がいるような数字です。こんなものではベッドに空気が寝ているわけで、お金になりませぬ。そうすると、やはり収支をこれ以上悪くしないような手だてを考えてほしいと。これは、町長か副町長にご答弁願いたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけど、私の責任上ちょっと、企業会計の部分でいいますと、責任ある立場にいないのでありますけども、ただ病院、上水もそうでありますけども、会計経営上のあり方については当然私としてもあり方についての責任があるかと思っておりますので、そういった立場で答弁したいなというふうに思いますが、基本的には一番何といっても町立病院といえども皆さんに選択をされるという状況であります。したがって、皆さんから選択されるあり方をどうするかというのが一つの問題

であります。それから、今の特に入院等における問題でありますけども、これにつきましては特に入院を要するような部分でいいますと、通常でいうと2次医療圏で対処すべきような患者さんを町立病院で抱えても医者不足といえますか、医者も医業も分業化になっておりますから、同じ外科的なことであっても一人のお医者さんで処置することがまず不可能であると。3人も4人も必要だということからしますと、こういった意味での患者さんというのがなかなか抱えておけないと。一番患者さんのためにいいのは、2次医療圏での処置をしてもらうことを端的にご案内するというのが一番だなと、そういう状況が一つあります。

それから、事務長のほうから特別説明はなかったようでありますけども、もう一つは外来の患者さんの中で実は薬の部分についてもっと長く欲しいと、病院に来るのが面倒くさいと、おれは何でもない、薬さえ飲んでいけば何でもないのだと、だからもうちょっと長くくれということで、従来30日を出していた処方箋を60日分に変えて処方箋を出すということになりますと、当然病院に来る人数が半減しますから、そういった意味の分が人数として下がってきているのも事実であります。このところをまず拒否をしてやる方式もあるのでしょうか、何といても町民の皆さんの病院だという自覚からしますと、皆さんのご意向に、そして医者判断としてそのことが妥当だとすると、30日の方も引き続きおられますけども、60日の方がふえてくるという形で外来の患者が減っていくということがあります。

それで、私どもとすれば、人口も減少する中で、病人に対する要望、医療需要の動向を的確にとらまえてどう対処するかというのがまさしくこの経営の基本だというふうに考えていますので、その辺の患者さんの、お客さんの求めるあり方にできるだけ対応していきたいということできております。それについては、お医者さん含めて、看護師含めてそれぞれの分野でそういう努力を日々院長を先頭に、あるいは看護師長を先頭に努力していただいている。ご案内のように、土足の問題も含めてそれぞれ日々変化をしているところがありますし、引き続きそういう努力をすべきだなというふうに思っています。おかげさんで早い時期に、昔よく指摘ありました看護師の態度の問題等々について、かなりその点については最近私どものほうにも直接そういう苦情が来るようになっておりますし、それからご案内のように病院のほうでもコンサートをやるとか、あるいは外科の先生が1カ月交代ではありますけども、来ておられる中で、北大の先生で大変な教授という方が交代で来られるときに、その方の持っているいろんな技術、情報をぜひ町民の皆さんに、患者さんにといい意味じゃなくて、町立病院がセットをして町民の皆さんにその情報提供をする。具体的には、乳がんの問題についてやるとか。今すぐお客さんにならなくても、いかにどうやって町立病院の信頼を得るかという意味で、そういう努力もしながら、経営努力をしていきたいなど。

先ほど言いました外来の下がる部分についてどうするかというのは、先ほども事務長から話してありますけども、内部で私のほうからも一般論として人件費の削減のあり方について

て、これは職員の努力によって病院の持続が可能であれば、少し職員としても人員を削減しながら努力する方法も考えるべきでないか。ただ、一方医療費の基準で職員の配置もしなきゃなりませんから、その辺のことをどの部署で職員を落としていいのかということを検討しながら、今逐次やっております、毎年1つや2つの成果が出るように今取り組みをしておりますけども、さらにこのところを加速していくように事務長ともよく相談してやってまいりたいなと思います。

○委員（黒沼俊幸君） 終わります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） （発言席） 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、商工労働係のほうで労働者生活安定資金貸付状況という報告があったので、その中で貸付申請数がゼロ件、貸付決定ゼロ、貸付金額もゼロですね。その中で、やはり相談件数だけ7件ありました。その相談に来られた中で、やはり何らかの形で要するに貸し付けできなかった状況があったのかなと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

過去においても、この事務報告書の様式の中では過去に何年間かゼロという数字が掲載されたことがございまして、ここに実際にその相談件数はあるのだろうということでこの様式に変えた経過がございまして、相談件数も足すというふうな形で事務報告書にあります。18年度につきましては、7件の相談が実際ございました。この部分につきましては、条例の中で冠婚葬祭、入学であるとか、医療であるとか、目的が明確になっております。借りれる目的が明確になっております。相談件数の部分につきましては、今こういう状況でございまして、相談があった方々の部分につきましては、今借りている債務、その分の切りかえであるとか、もう一つは収入が、これはお貸しをして返していただくということが原則でございまして、あくまでも労金の基本的な返済能力といいますか、それをクリアしていただくというそれぞれの銀行の決まった額というのがございまして、この部分につきましては最低でも150万円程度の年収は必要だろうと、一般的な部分あります。そういう部分からして、その年収がそこに至らなかった部分だとか、そういう銀行での審査基準というものと借りる目的がこの条例にマッチしなかったということの内容でございまして。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） どうしてもこの労働者の部分の資金の貸し付けという形の中で、やはり本町にとりましても基準をやわらかくして少しでも貸し付けをできないものかなと。やはり金融機関の基準に合わせますと、年収150万円といっても、それまで達しれないで、12カ月の間に年収ですからぎりぎりの生活をしてやっている労働者の方がおります。その中で、これは今後まだまだふえていく可能性が僕は大きいと思いますので、何らかの形で

18年度はやはり条件が満たないで貸し付けはできなかったよと、また新たに19年度、また20年度と貸し付けできる設定を設けられないものかと提案したいのですけども、その中で検討されたのか、されていないのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この労働者の生活安定資金の部分につきましては、過去に何回か、その下限といいますか、貸し付けの最低限度額の収入についての論議、何度かした記憶がございます。その中で新たな方策として、じゃ1年間続けて雇用されている方はいいよと。ただ、季節労働者として半年しか雇用されていない人はじゃどうするのだという論議がございまして、季節労働者の方の部分についての新たな項目を追加した経過がございます。その部分につきましては、普通1年間での収入という分を換算するのですが、季節労働者の方については2年間にわたった収益を1年間の収入というふうな形で見て貸し付けをしましょうという新たな方策を今実行しているところでございます。ただ、以前に論議したこともございますが、貸し付けをするということになりますと、やはり貸し付けをする専門家でございますので、銀行は。そうしますと、1年といいますか、収入が年間通じて、大体子供1人、2人、夫婦でいくと年収150万円を切ってしまうと、生活をしていくだけでもう精いっぱいというふうな形になってくると、償還まで手が回らないという形になるだろうと。ましてや銀行さんの部分につきましては、それと似たような、同じような制度の部分がありますので、この部分でいくと、町の部分については目的がある程度決められておりますので、それからいきますと、これの相談の部分では貸し付けができなかった部分もありますが、銀行さんの要するに制度の銀行独自の部分では目的に合った、沿った制度として貸し付けが実行されたというお話も銀行さんのほうから聞いておりますので、この7件すべてが1円の借り受けもできなかったということではないということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） そういう条件等々もかんがみまして、本町が労働者の方、町民の方々の最後のとりでとして頼れる役場となっていきたいと、そういう状況を模索して進めていっていただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 労働者の安定資金の論議をする委員会が今年度も開催されますので、今のご意見も委員会の中にお伝えをしながら、再度どうなのかということも、あり方も、その委員の中にも銀行の方も委員として参画しておりますので、再度課題として提起をしたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、食材供給センター、ピルカ・トウロの点について質問をさせていただきます。

ピルカ・トウロ、委託料が上がっております。町の大事な施設でもございますし、その経営状況なり、これはどうなのかとお聞きするあれにはならないのかと思いますけども、その18年度の経過並びにそういうものがどういう状況の中で進められているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

有限会社ピルカの運営、経営状況に関しましては、委託の関係がありますから、決算書等については拝見させていただいております。以前にも議会の中で申し上げましたけれども、大変厳しい経営状況になっているというのは事実でございます。詳細な数字については、ちょっとこの場ではお答えいたしかねます。

それから、18年度の状況なのですが、これももしかすると今までどこかの場面で申し上げたかもしれませんけれども、宿泊については809人で1,114万5,000円の売り上げがございます。これは、17年対比で135万1,500円の減となっております。それから、レストランにつきましては2,720人のお客様で、741万4,777円の売り上げ、17年比で338万4,927円ということで、売り上げの合計につきましては17年と比べますと128万6,170円増になっております。いずれにしても、100万円ほど17年と比べますと成績はよくなっているのですけれども、総体的な中では厳しい経営だというふうに私どもは認識しております。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 僕も経営されている方とお話をして、自分たちは本当に予算の中でも保健所の、自分たちでつくったものを供給していく、それを認可もとる、そして自分たちの仕事も本業も大事にして継続していきたいのだというお話を聞いたことがあります。その中でやはりここを委託2年、3年とやっていく間に見直し、委託契約の当初の計画からどうしてもこういう状況下の中ですから、毎年この契約なり委託する場合にどのような委託先から条件というか、そういうものが要望というものが上がってきているのか、その中身について、この点だけ改善できればもう少し経営が継続できる見通しがつくという経営者との懇談というか、そういう状況はないのかお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

有限会社ピルカの経営陣とお話については、正式な場ということではないのですけれども、時に応じてお話をさせてもらっております。その中で契約条件等のお話も時折出てくるのは事実でございます、会社のほうとしては実質的な委託料をもう少したくさんいただけないものかというような、そういう要望も出されてございます。ただ、有限会社ピルカに委託するまでに至った経過がございまして、従前公社が経営しておりまして、そこから民間の活力、民間のノウハウを生かして効率的な経営ができるという、そういう発想のもとで有限会社を新たにつくらせていただきまして、お願いしていただいた経過がございまして、また、会社選定の中でもさまざまな条件を持つ方がいらっしやいまして、取捨選択

する中で有限会社ピルカさんのほうにお願いするという形になってございまして、当時の状況を全く今の段階で白紙に戻して新たな契約を組むというのは、当時のスタート段階での約束事に違反することになるということで経営者のほうにはお話をしてお話をしてお話をいただいているとございまして。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 当初の契約ありき、すべてが順調にいったら、さすがピルカだな、民間委託にしての経営はやはりよかったのだなというお話が聞こえてくれば、僕自身もここでこういう質問はしないのです。どうしても本業の中で、自分たちの選択肢の中でも見直しをして密にしなくちゃ、標茶町の食材供給センターという形の中での事業並びに民間に委託しての努力目標も経営者も持っておられたと思います。しかし、ここ何年かの間に状況も変われば、その委託先の方々にも変化があらわれてくると思いますので、その見直し、もう少し突っ込んだ中で委託の部分で緩和なり、町民の方々も納得できる範囲内で経営ができるような方向に持って行っていただきたいなと思いますので、18年度、結果として今後の経営状況を委託についてどういう形で持っていけるのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

経過等については、農林課長のほうから説明したとおりでありますけれども、ただご案内でない委員の方もおられるかもしれませんけれども、出発時点について説明いたしますと、実は先ほども農林課長から説明あったように、ピルカ・トウロを、ああいうものを行政がやるのが間違いであると、民間に任すべきだという商工会との行政懇談会で二、三年ほど続けて主張されました。ありがたい話でありますので、それでは商工会の会員の皆さんでぜひ検討いただきたいということでありまして、その中で何グループかありました。そこで、町としては通年の条件と当該施設が塘路地域の振興の支援システムになっていただきたいという条件で、それにクリアできるということで有限会社ピルカがそれで最終的に残ったという経過であります。私どもも当然良好な経営を期待しているところではありますが、実質やってみますと、特に冬期間の部分について収入がほぼ皆無でコストだけがかかるという状況で、決算的にはかなりの赤が出ると。これは、町が第三セクターでやっていたときと同じ結果であります。

それで、ただ施設的な問題として、特に全部を会社のほうにお任せするというのは、酷だなと。これも協議結果ですけども、一年一年の協議結果で出てきた話でありますけれども、その結果、町が当然負担すべき、業者に負担されてはならない部分について町が直接管理をしていくという部分等々含めて、二百何十万円かのお金を町が負担をして運営をするという形をとりました。

その後、さらにそれでもなかなか難しいというお話がありました。正直言いますと、今町が負担している額の3.5倍ぐらい、大まかに言いますと約4倍ぐらいな金額、3.5倍から

4倍ぐらいの金額を町に負担をしていただきたいという意向が最近出されてきているようであり、しかし、これは先ほど言いましたように、当初商工会の中で議論していたときから町の負担はなしで進むことになっておりますし、通年という話でありますから、それを皆さんに相談をしないで、ピルカにだけじゃその金を送るということも、これも難しい話だなど、そういうことでありますので、できるだけ早い時期に商工会さんのほうに通年の約束できたのだけでも、3年間やってみたら通年では無理だと、会社からもそういうことを言われているので、それでは通年でない形でどうかということで商工会さんのほうに、当時の希望を出された方々にもその話をしながら了解を得ていくというのが一つの方法かなと。

もう一つは、通年の問題は別にして、かなりの金額を町が負担してくれれば通年もできるのだという話に、どうしてもそういう話だということになれば、これまた当初に参加いただいた皆さんとしっかり話をして了解していただくと。その中で、ピルカも含めてその中から、じゃ引き続いてやってもらえる方がいるかいけないかという議論をしなきゃならん。いずれにしても、通年でなくてもいいのでないかということと、もう一つは結構な金額を負担するという事について、これはもう正直言うと、多くの方々に、町民の皆さんも含めて了解していただかないと、そこに町としては踏み切れないという、ややもすると町が決意すればそれでいいのでないかという期待もあるようでありますけども、ピルカ・トウロの経営含めていろいろ議論、議会の皆さんと相当協議してきましたけども、そのことを含めた経過からすると、簡単に町長が700万円、800万円結構ですよと、わかりましたという簡単に決断できる性質のものではないなと。場合によっては、最悪は1年間、2年間休まなきゃならんことも起きるのではないかなと思いますけども、ただいずれにしても皆さんで理解し合った状況で再出発することが大事だなというふうに思いますので、近いうちに商工会のほうに担当のほうからそのことを申し入れて協議をしていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（末柄 薫君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 副町長並びに町の考え方、自分もそうしていくのが筋道じゃないのかなと思います。関係所にまたお願いをして、このピルカ・トウロ、食材供給センターとしてますます標茶町の誇れるものにしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） （発言席） 教員住宅の改修工事について1点のみお聞きをしたいと思います。

先ほどのお話では、塘路の教員住宅ということでございますけれども、これは今校長住宅として使っているところでございますけれども、状況としては建物自体が傾いていて使用に耐えられないということになっておりました。その原因は何かということで、前にお

聞きしたことがございますけれども、宅地造成をして間もないことで地盤が安定していなかったというお話を聞いておりましたが、昨年その改修工事をしたということは、既にもうこの地盤が安定してこれ以上もう崩れる、不安定になることがないという判断で実施したのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

この教員住宅の予算を組む場合のときに、地域要望からそれぞれ校長住宅がまだ新しいとか、入れる状態で傾いて入れないということで空き家になっていた状況であります。当時前の校長先生が入っていたときに傾いて、非常に住んでいて目まいがするとかという話はされていまして、実際に転居して違う住宅に入っただいて空き家になっていた経過が1年、2年ぐらいあったと思います。実際に専門家のほうに相談しまして、対応策をそれぞれ協議したところなのですが、実際にかなり地下の部分ですので、判断が難しいということで、その期間が対応していなかったという部分であります。いろんな各方面にその住宅の対応策といいますか、さらに専門の基礎だけを上げてきちとした土台をつくれるという専門的な業者があるということで、その部分に調査をしていた結果、ある程度対応ができるという調査結果が出ました。それに基づいて塘路の校長住宅を改修ということになったわけなのですが、実際に工事を進める中でお聞きしますと、あそこの住宅の下に古い建設材が入っていたということが判明しました。昔のことの経過がちょっと把握できなかったのですが、多分学校建設か何かの部分で、造成した部分についてかどうかわかりませんが、材木が出てきたということで、今時点ではそれを撤去しながら住宅の基礎をきちとした部分で対応できたということで完了しております。

○委員長（末柄 薫君） 越善君。

○委員（越善 徹君） あの建物自体、まだ入れるということでございますけれども、ただ建設してからかなりの年数がたっていると思われまして。それで、当時の断熱材も入れていると思いますけれども、今回の改修工事にあわせて今の基準法に合致するような断熱材を入れたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 内部の壁は、今の基準で200ミリは入れました。そして、天井にはブローもしまして、断熱効果を上げたところであります。ただ、全面的にするとかなりの金額張りますので、床……床は多分一部だけしたと思います。

○委員長（末柄 薫君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時20分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 教育委員会のほうから建設課のほうに工事そのものについて依頼がありまして、私どものほうで監督並びに設計等行っておりますので、私のほうから技術的な部分についてお答えしたいと思います。

塘路の教員住宅につきましては、今お尋ねのいわゆる断熱材等の部分につきましては、基本的な考え方として、うちの技術屋のほうで調査いたしまして、内装、外装含めて使えるものは何々があるだろうと、これは直したほうがこの際よろしいのではなかろうかという部分を教育委員会のほうに提案させていただきました。それで、最終的に基礎の部分につきましては基礎ぐいを、今そのままの状態の家を壊さないで基礎ぐいを打つ方策がありましたので、その作業で基礎を打たせていただきました。それから、グラスウール等の断熱材につきましては天井の部分、昭和50年代につくられた建物ですので、天井あたりの断熱材を中心にして、いわゆるブローイングと言われる200ミリの部分を吹きつけました。壁や何かの断熱材につきましては、そのまま使えるということで、その部分についてはそのまま使っております。

○委員長（末柄 薫君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 使えるものはそのまま使ったということは、わからないこともないのですが、せっかくそこまで改修工事をするのであれば、断熱材の部分というのは恐らく二、三十万円追加すれば、壁の厚さもあるかと思えますけれども、そういうものはできるのでないかというふうに考えるのですが、その辺どうですか。

○委員長（末柄 薫君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

あくまでも使える使えないという判断も、ここは我慢しようとかというレベルで判断したわけではございませんで、十分今の断熱効果上がるという部分で、このほかに作業内容としては屋根自体、それから外壁の部分も、それからガラスの関係も断熱の部分にかかわってきますので、そういう部分も直しました。それから、おふろの関係、ユニットバス、この部分等の附属物等に、給排水、給湯、ユニットバス等にかかわる部分については当然はがしたりや何かしますので、その部分には再度断熱材等施工いたしまして、これで断熱効果を得られるという状態で施工をしたところでございます。

○委員長（末柄 薫君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 塘路の教員住宅については、冬場は冷蔵庫は要らないとよく言われております。夜、茶の間にバケツに水をくんで置いておくと、次の朝氷ができていくというようなことも言われておりますけれども、かなりやはり断熱材は古いときの基準ですから、あの教員住宅に限らず、恐らく現在の基準にはすべて合わないんじゃないかと思えます。となると、恐らく来年度で水洗化が教員住宅も始まると思えますけれども、そうなるトイレ内だけが断熱材が入って、暖かいのはそこだけだというような形にもならざるを

得ない、そんな状況も生じますけれども、その際にほかの教員住宅の断熱材の入れかえというのは考えておりますでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校施設整備基金でこの間かなり教員住宅の断熱、外壁、あるいは屋根のふきかえ等をそれぞれの各学校での所属の教員住宅に行っております。それで、塘路の教員住宅について計画をしていたのですが、下水がちょうど来年入るということで、その時点で行うということのうちの方は計画しております。ただ、かなり古い住宅もございますから、下水を通すものと通さないものをある程度分けないとならないということは念頭に置きながら、現在入居されているところは改修を含めての下水を設置するというふうにはなろうと思っておりますけれども、空き住宅でかなり古いのが2戸ほどありますから、その部分は多分直してもそもたないので、投資的には無駄になるかなというのは現課のほうでは考えていますから、現在入居している分だけを何とか下水開通と同時に一定程度の冬対策も含めて行いたいというふうに考えております。

○委員（越善 徹君） 終わります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

小野寺君。

○委員（小野寺典男君） （発言席） それでは、帰られた委員もおりますので、何点かについて簡単に質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、先ほど内容審議のときちょっと、きょうまさか総括とっていなかったもので、若干調査不足の面があつて先ほど内容審議でも聞かなかったのですが、ウタリ住宅の改良資金の関係でありますけれども、この決算書を見ますと、今調定額が4,000万円超しておりますけど、年間の元金の返済額が394万7,000円、これはことしも同じ額になっておりますから、10年くらいは多分返済になっていないのだろうなど。これの戸数、そして何年から何年までの返済期間であるのか、そのことをまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 18年度のウタリ住宅改良資金の貸付金の元利収入でございますけれども、調定額は事項別明細書に載っているとおり4,038万768円で、内訳では現年度償還分13件で352万1,760円、過年度滞納分で159件、3,685万9,008円という状況で、収入済額の358万7,060円につきましては現年度分が288万5,340円、過年度分で70万1,720円という内容になっております。収入未済額の内訳は、現年度分3件で63万6,420円、過年度分では156件の3,615万7,288円という状況でございます。滞納が発生している年度では昭和の53年からの分でございます。合計で3,679万3,708円というような状況になってございます。

（「何年まで」の声あり）

○住民課長（妹尾昌之君） 本来は、基本的には償還回数は180回から、それから昭和58年に貸し付けしたのものについては300回というものもございまして、180回ということに

なりますと15年ということになりますので、償還期間を過ぎてもかつ滞納しているというものが相当数あるということでもあります。

(「58年の貸し付けのほうは何年、償還期限」の声あり)

○住民課長(妹尾昌之君) 償還300回になっておりますので、25年、300回ですと25年になります。

○委員長(末柄 薫君) 小野寺君。

○委員(小野寺典男君) 25年というと……非常に大きな金額でありまして、それが片方はまたあれなのですけども、以前に町営住宅家賃滞納して町営住宅を出ざるを得なかったという方もいたと思うのです。そういう状況から考えますと、元利で今、年間394万7,000円、それがずっともう償還期限を過ぎても返されないということは、このことについて受益者とどんなやりとりの中で進めてこられているのかお聞きをいたします。

○委員長(末柄 薫君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 滞納している方々につきましては、現在徴収員を委託しまして納入が進むように話もしているわけですが、ただ実際には分割納入ということでお話をしまして、やっている方もおります。ただ、現在の時点では例えば生保を受給するような経済状況になっているとかという方もございますし、それから死亡ということでのまんま滞っているということなど、それぞれ理由があるものですから、そういう面では生活状況に合わせて、収入状況に合わせて償還をしていただくという努力はしているところでございます。そういう面では、確かに回数も長いですし、なかなかそういう生活の状況もございますので、一気にはいかないと思えますけども、18年度につきましても過年度分で70万1,720円というような金額も入ってきておりますので、それぞれの借り受けした方の生活の実態等も含めて償還に向けて努力をしているというような状況でございます。

○委員長(末柄 薫君) 小野寺君。

○委員(小野寺典男君) このことを、住んでいる方もいるわけですから、出ていけというわけにはいかないでしょうけど、ただ町の行政の公平性ということから考えると、やはり一方では家賃滞納3年くらいしたら出されたと、片方は返済もしていなくてもずっと、これはどっちもお金を払うほうと思うのです。やっぱりそういう部分ではもっとも公平な、これはほかの収入未済額でずっとあるものもありますから、そういうものもすべてそうなのですけども、実際そういう権限を行使している部分としては、これは大きな問題だなというふうに思いますので、ぜひ前向きに今以上に頑張っってひとつ徴収をしていただきたい、またその方々にも理解をいただいて協力をしていただきたい、そんなことをお願いをいたしたいなど。

これから聞く分についても、この町の財政の問題等も含めて、きょう前段企画課長のほうからお話ありましたが、非常に厳しいと。監査委員の指摘の中にもいろいろな部分が厳しさを増してきている。ましてや標茶は自立の町という形の中で今町を挙げて進んでいっている、そういうことを十分理解をしていただきながら、このウタリの関係に限ら

ず、やはりもっともっと町に対する、町を愛する、そんな中で自分もそこに住んでいる、いられるということのありがたさを知ってもらって、そういう気持ちの通い合いの中でひとつ回収を早くしていただきたいなど、そんなふうに思っておりますけれども、そのことをどう感じますか。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委員ご指摘のように、町のウタリ住宅含めてですけども、いろんな部分での使用料含めて、税含めて内部でもいろいろと協議たしている最中ですがございますけれども、今ご指摘ありましたように、ウタリ住宅のものにつきましても、改良住宅につきましても、これにつきまして生活している実態等々も十分把握しながら、今後とも貸付金の償還に努めてまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） ぜひそんなような方向でやっていただきたいなど、こう思います。

それでは、次に、きょうも内容審議の中で分担金のお話が出て、これ昨年も、私じゃありませんけれども、ある議員から出ておりました。非常に大きなお金であります。先般の臨時議会のときにも、若干公社営の関係でお話したときに、副町長のほうからもこれについてちょっと前向きなお話もございました。その副町長から後ほどお話を伺いたいと思っておりますけれども、その前に農林課長のほうに。19年度以降この分担金、標茶町内今よりふえていく方向にありますよね、23年まで。そして、この中に大体6,000万円から8,000万円、プラス滞繰の分が1億1,000万円ぐらいありますから、この6,000万円プラス1億何ぼ。たしか去年は9,000万円ぐらいの不納欠損だったと思うので、本当にだんだんふえていっている。これ先ほどもお話あったように、幾ら第3の税金といっても、なかなかそこに住んでいる人もいれば、強制執行、差し押さえで済む問題でもないかもしれませんが、私この中に農家で、もちろん農家なのですけれども、組勘を契約していない農家と組勘を契約している農家が農業分担金にかかわる部分であるということがあるので、これは不納になっている部分というのは組勘を契約していない人、契約している人、この割合というか、その件数、例えば19年度は組勘契約している方は41名、59件のうち41件、18件が組勘契約がない人なのか、別な方法で支払おうとしているのか、その辺をお答え願います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農業費分担金の滞納の状況についてお答えいたします。

基本的に当該年度分につきまして組勘が正常に使えているところにつきましては、納入いただけるという形になってございます。年度末に経営状況が思わしくなく組勘停止、あるいは組勘停止後の貯金扱いとか、そういう形、段階を踏みまして、納入のほうが思わしくなくなってくるというような状況にあります。それで、現時点、時間が過ぎておりますので、件数的にはちょっと合致しないところがあるのですけれども、18年度段階で滞納が

ある方のうち18年度途中まで組勘扱いとなっている方については7件だというふうに資料のほうでは押さえております。ただ、この7件につきましても現時点では組勘がとまっていると思われる方も含まれておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 今の答弁からいきますと、相当数が組勘外になってきていると。これは、農家の組勘とめられて、直接貯金で取引するとか、いろいろな農協が手法で、えさ買うのも現金で買うというような対応をしている農家もかなりいるようでありますけども、そうなればこれからこの分担金の不納になってくるものというのは相当ふえてくるのではないかなと思うのです。それで、農協を通して組勘、もちろん最後は農家は組勘で払う、あるいは本人が払うか、どっちかなのですけども、期成会をつくってやっている地域というのはこの中にあるのですか、茶安別、磯分内、萩野、標茶の西部で。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 国営事業につきましては、基本的に導入段階で期成会が結成されているところがほとんどだというふうに理解しております。ただ、事業導入に当たっての期成会ということで、現時点で分担金の納入まで責任を持つような活動というのは行われていないかというふうに思っております。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 過去の経緯からいけば、阿歴内もそういうことでお世話になりました。茶安別地域も期成会、しかし期成会は、例えばこれも仕事で、こればかりではないのですけども、昔、昔はというか、経験上は離農した跡地を買った場合にこれはついていくのですよね、借金が。今は、離農したところを買うときに、これは清算されて土地だけが残った受益者が買い取る方向になってきていますよね。したから、こうやって分担金でも、あるいは農協が負債を抱えていくというようなことになるのでしょうか、私は期成会があるのであれば、分担金の返済まで責任がないということじゃなく、その期成会がこういう事業をやって責任を持ってやっていこうということで進めているわけですから、農協は直接的には関係ない話なので、支払いの部分では組勘の状況がいい人は出せる人は出すけど、出せない人は出さない。したから、結局その人が離農したときに農協の貸しているそういう貸付金だけは取って分担金だけが残るという現状が今まで続いてきたと思うのです。これももう少し、期成会があるのであれば、その期成会としっかりと議論すると。その中で解決方法をやっぱり見つけていかないと、これも本当にどんどん、どんどん大きくなっちゃって大変な問題になるのではないのかなと。多分この調子でいったら、ことしだって1億7,000万円ですよ、これ、滞繰まで入れて。それで、去年入ってきたやつが4,600万円ですから、1億7,000万円、1億3,000万円か4,000万円ぐらいまだ残っていく勘定になっちゃうのです。同じような状況であればですよ。これは、やっぱり今までの徴収方法と少し、そういう期成会があるのであればそこともっともときちと議論して、そしてそのことによって農家も当然利益を受けているのだし、町側も税収として利益を受けている、農協

もそこで事業を営むことによって利益供与されているわけですから、そのことと、そしてここでちょっと副町長に、これは農協と分担金にかかわる何らかの念書的なものを交わせないのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、私のほうからは、期成会のかかわり方についてお答えいたしたいと思います。

委員ご心配のとおり、先ほども申し上げましたけれども、離農数と比例して分担金が残ってくる可能性があるということで大変憂慮しているところでございますが、実は今回19年度において差し押さえを実行いたしまして、農協さんと差し押さえの解除についての相談というのをしているところがあります。その中で過去を振り返ってどうあるべきだったのかという、そういう議論もさせてもらっております。その中で、確かに期成会が責任を持つべきだったのじゃないのかとか、あるいは事業が完了したらすぐに分割払いに、分担金分割払いですけれども、それと同時にその段階で抵当の設定ですとか、担保の徴収とか、そういうことができるのであればしたほうがよかったのじゃないのかとか、そういうお話も出てきたところでございます。しかしながら、先ほど期成会の現状をお話ししましたが、事業実施に当たって参加者の同意を得るのが当時の期成会の主な任務だったというふうに理解しております。また、時間も相当たっている事業もありますので、当時の方が全員ご生存かどうかというのがわからないという中では、現実的には当時の期成会をもう一度揺り動かして、そこに分担金の話をするというのは難しい話じゃないかということでその打ち合わせの段階では結論づけておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

先ほどの前段のやりとりでいわゆる組勘の外れた、外れないの話がありますけれども、基本的には現在の滞納者の方については大半が離農によって組勘が使えない、その結果個人払いということになっているということでご理解いただきたい。ただ、中にはまだ営農中の方でありますけれども、事情があってその分の支払いについてちょっと待ってほしいということで、そこにはまた別な事情があるので、そこについては誓約といいますか、将来的な支払いの誓約については一応お願いをしております。したがって、大半が離農になった部分ということでご理解いただきたいなど。

それで、実は委員もご案内だと思いますけれども、離農になった方がそれではその後の生活が容易であるかどうかという問題にかかわるわけでありまして。ご案内のように、財産は大体農協さんで押さえておりますから、大半がそこからそれをもって支払うということがまずできないと。そうすると、農業をやめて違った形で生活をする、中には年金受給でしかもうないとか、いろいろ事情があります。しかしながら、お約束なので、何とか幾ば

くかでも、千円でも二千円でも払っていただきたいということでいただいているのも現実問題であります。滞納の部分については、いずれにしても公的債権の処理については税務のほうともよく連携させてそういった手続をとらせていただくということでもあります。ただ、生活権を脅かすような取り立てはできないということが原則でありますから、そのどこ含めてやっていかなければならないということがございます。

じゃ、問題なのは、新たに発生させないということが一番重要なことというふうに考えています。委員のほうから農協との約束ができないかということでもありますけども、農協と契約できるのは組勘が正常に動いている段階の分しか契約として成り立たないといえますか、できないということになっています。そこで、私どもも今年度から、前の臨時会等々のこれまでの答弁でもしておりますけども、従前と違ったやり方は多少荒っぽいですけども、財産の差し押さえを組勘が停止になる前にかけてしまうという方式であります。正直言って、担当含めてどなり込みも含めて行われました。しかしながら、何といっても公的債権を放棄するわけにいかないということで押さえさせていただきました。その結果、全額ではないのですが、とりあえず町で滞納になる部分の幾ばくかは、100万円単位であったかなと思いますけども、回収することができたということで、農協さんと対を張ってやっていくためには、離農後のですね、離農までは組勘が動きますから、離農後の部分について危険を回避するためにはこの財産の差し押さえをしていくという形が一番、最低限といえますか、やれる方法としてはこれしかもうないかなということやって、今農林課長から説明あったとおり、やっているという状況でありまして、これまでは期待感といえますか、常識的に皆さんにお払いいただけるという考え方でやってまいりましたが、これもなかなかそうにはいかないという状況あるのと、もう一つは財産が処分される時点までに手続をとらないと、今までの経過からすると、その後に償還してもらおうとか、なかなか難しいということがありますから、ぜひ財産の差し押さえをできるだけやっていただきたいということと、もう一点、今回新たに農協さんとのやりとりの中で長時間かけて担当が苦労したのは、農協の私的債権、いわゆる農協の債権は公的債権じゃありません。私どもの債権、これ税金含めてでありますけども、公的債権が私的債権よりも優先するのだよという解釈がややもすると、もしかするとこれまで農協のほうに薄かったかもしれないです。そのこのところを今回かなり長時間かけて公的債権が優先ですということを説明しながら、変な意味ですけども、分捕り合戦をやるということも今回行ってまいりました。そういう面では、委員の皆さんからすると、あるいは監査委員さんからすると、ややもするとまだ遅々としている部分があるかもしれませんが、引き続きそういうできることを的確にやっていくことをぜひやっていきたいなと思います。

それから、期成会の話については農林課長から言ったとおりでありますけども、今期成会を法的な団体として正面の舞台に出てもらってやりとりするという法的根拠がございませんので、もしくは相当年数が経過していますから、当時の期成会の役員の方が相当高齢で、ほとんどそういった債権のやりとりの話にかかわってもらえる状況がないということ

が一つあるかなと思っています。ただ、これ私部長時代から何度も答弁しておりますけども、釧根地区において土地改良事業が土地改良団体が形成されないままに行われてきたということがこの問題を難しくした経過だなというふうに私は思っています。現地で期成会をつくって議員さん等がそれを受けて陳情をする、あるいはそのことの事業採択を決定するというやり方をすると。そうすると、土地改良事業団もありませんし、農協さんもそこにかかわらないわけでありますから、この債権回収について言うと、責任がないという言い方をされます。これは、正直言うと、そういった歴史的な経過が背景にあることが一番今日難しい問題になっているなというふうに私思っております。担当して苦い思いもしました。

それで、結局は今その問題をきちんとやるのにどうするかというのは、前段の実はウタリについてもそうでありますし、児童福祉負担金もそうであります、税金もそうでありますけども、ややもすると行政がまちづくりを一手に引き受けてやってきたという理解がもう一つ、正直言うと、町に対する支払うべきものが余り、余りといいますか、滞納が出てくるというものの一つのあらわれもあるのではないかなというふうに思っています。前段企画財政課長のほうからこれからのまちづくり、今までのまちづくりはそうであったかもしれませんけども、これからのまちづくりについては、ただいま委員からも指摘されていますように、自立をするということをどういうふう to 実現していくかということになると、これは公の担い手が、いわゆる行政組織だけでなく、まさしく町民お一人お一人、あるいは地域会、企業、団体含めて、こここのところが公の担い手としてしっかりそれぞれ協働して任務を果たしていただくことがこの標茶のまちづくりを永遠に力強いものにする、まさしくそれがエネルギーになるのだろうなど。そういった意味で滞納問題も含めて取りかかっていかないと、ただ払え、払えの、あるいは取り立てだけでは、なかなか生活もあって理解していけないなということで、二面的な具体的な差し押さえとあわせて、もう一方ではまちづくりの理念の変更をご理解をいただいてやっていくしかないのではないかなというふうに考えているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 大変明快にご答弁をいただきました。ぜひそういうようなことで分担金の回収にはご努力をいただきたいな、そんなふうに思っております。

それでは、次に、施策の成果という中で先ほど深見委員からも非常に農家にとっては力強いお話がございました。この中に後継者不足や経済的な理由から離農も後を絶たない、そのことによって遊休農地の発生があつて、その抑制が大きな課題になる、課題として取り上げたのは大変いいのではないかなと。ただ、課題として取り上げたのだから、今度これをじゃどうするかということだろうなど。町長は、公社出身ということで、農林課も長だったので、これは今回の決算委員会でもお答えできるというふうに思うのですが、今油が高い、あるいは飼料が高い、日本の飼料の自給率が25%と言われております、全部の動物、牛だけじゃなくて、含めて。いつも、先般ですか、町長から私の言ったことちょっと

誤解されたというか、ちょっと聞き違い、私も町長この前答えたと同じように大規模農家だけでなく、いろんな規模の農家が、やっぱり多様なそういう農家があって町の成り立ちがあることによって地域のコミュニティーも図れるし、過疎化を防止できるしというようなことは賛成でありますし、そうあるべきだというふうに思っております。大規模農家に集中していくという理由の一つに、規模が大きいということには、会社、法人化、あるいはそれに似たような組織にしないと国の補助制度が入ってこないというか、そういう現状にあるのです。昔は、個人で2人ぐらい組めば補助制度が入ってきた、例えば機械入れるにしても。今何ぼ小さい農家が頑張っても、個人であれば補助制度を適用になるものはほとんどないのです。そして、大きいところはそういう70%ぐらいどんどん補助、あるものはもっとあります。何をやるにも補助、だからメガファームみたいのがどんどんできちゃう可能性がある。しかし、大事なのは、でかい農家がパンクしたら、それは相当なダメージがある。私が今言ったように、そういう地域のコミュニティーをなくさない大事な問題だと思います、少子高齢化の中で。そういうことを含めて、当然ここにも書いてあるように、去年FTA、オーストラリア、EPAの問題もあります。日本の1次産業の例えば酪農の製品が外国に輸出されるなんていうことあり得ないのです。今言ったように、25%の飼料の自給率しかないのに、これは何を買ってきたって安いところに売れるわけない。国の補助金でも、輸出補助金でも、アメリカみたく、どんどんつけながらやっているのだったらいいのだけど、日本はそういう国じゃない。

言いたいのは、標茶の酪農のやはりこれからの姿、それを町はもちろんそうだし、農業振興会議というのもあるのしょうけども、真剣になって制度のあり方も含めて見直すというか、その指針をやっぱり立てていくべきでないか。私は、今言ったメガファーム的なものになっていくと全部、個人でもやっている人はおりますけども、ほとんどがパーラーで、牛が外へ出ない、フリーストール方式、ここに遊休農地が余ってくるというけど、余るはずなのです。そういう方式でやれば、配合飼料と粗飼料、そんなに要らない。これ、放牧に切りかえたら面積が相当要ります。ただ、そういう立地条件にも、それぞれの農家の立地条件にも、ですからそのためにも農地の集積を早くしなきゃだめだということは、私はこれは前から言っています。農地保有合理化事業でやっぱり農地の集積をしないとだめなのだ、飛び地があつたら牛の放牧もできないし。ですから、そういうやっぱり標茶のすばらしい、面積だけあるとっていついたって、その面積を産業でどう100%利用していつて消費者に喜ばれる生産物を提供できる、これフリーストールでどぶ飼いまたくしていたら、内地の酪農だって標茶の酪農だって同じですよ。逆に言うと、消費者が見に来ないほうがいいです。やっぱり北海道は、標茶、根室は、釧路、根室は、十勝と違って畑作もできない。牛しかないのです。斜網のほう行っても。向こうは若干畑と。そういうのが本当の1次産業のすばらしさを都会の人に訴えながら、自分たちの商品をPRしながら付加価値をつけていく原点だと。そのためには、やっぱり行政が今までの農業政策ともう少し変えていかなきゃならない面があるのじゃないのか。変えようのない面もあります。それは、制

度資金の問題、補助金の問題だとか、これは道なり国へ訴えていくよりしようがないのですけども。そのことについて、副町長でも町長でもどちらさんでもいいですから、ぜひ考え方をお聞かせいただきたい。

○委員長（末柄 薫君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 非常に大きなテーマでございますので、どこまでお答えできるかわかりませんが、私すべて現在があるのは過去の経過があることだと思います。日本の酪農が大規模化をどんどん進めていく過程の中でこういった条件があったのかということ、燃料も含めて飼料も潤沢に安いものが入ってきたということがあったと思います。そのことが未来永劫続くのかということになりますと、先ほどもお答えしましたように、限られた資源の争奪戦という様相を呈していると、今は。せっかくの資源のあるものをどうやってうまく活用していくのかといいますと、一つには当然経営ですから、効率的な生産を上げるためには農地の再編、それは私は全く同感でございます。ただ、過去に食料増産の時代で家畜の個体も含めて余り能力が高くなかった時代にかなり無理をしてつくった農地というものもあるわけです。私よく言いますが、この手のひらみたいなのをした農地というのは今の大型機械の中ではなかなか使えない。したがって、これをどうやって再編していくのかといったときに、国の補助事業の考え方でいまだに変わっていないのは、いわゆる費用対効果といいますか、100のものを101にしなれば補助事業として認めないというのがある。ただ、そのことが草地面積だけで事業対象になるかということ、どうしてもそこがネックになってくるわけで、私は農地を農地として使うだけでなく、別な形で使うことによって農地の利用率を高めることも含めて補助事業対象にすべきじゃないのかなということはずっと申し上げています。面積だけをふやすということは、現実的な問題としては非常に難しい問題だと思います。今委員がご指摘になったように、確かにどんどん、どんどん大型化をして生産量をふやしていく過程の中で、そういった形に対して補助事業が厳然としてあるのは事実だと思います。ところが、未来永劫それが続いていくかということ、そういうことはならない。先ほど申したように、やはり輸入して持ってきた肥料と飼料で生産されてオーバーフローしたものをどうやって今処理するかということが非常に大きな問題になっているのも事実でございます。だから、そういったいろんなものを考えたときに、標茶が結局今まで多くの皆さんが努力されてせっかくつくったこの基盤を生かしながらどういった方向に向かっていくのか。それは、ひとえにはやはり消費者に理解されるものでなければいけない。その前段として、生産支援も含めて、やはり消費者に支援されるような生産のあり方、一つには環境への問題も当然あるだろうし、私が先ほど申しました資源循環型の畜産というもの一つの考え方だろうと思います。どんどん、どんどん大型化されてフリーツールで効率的な生産されている方たちは、技術的には非常に高い方たちだと思いますので、私はそれはそれでいいと思います。

ところが、委員もご承知のように、生き物ですから、これは物が自由化されているということは犯罪と病気も自由化されているということを考えなければいけない。だから、現

時点においてはいろんな病気というの、それほど牛に関しては深刻な病気はないのかも
しれませんけども、これはやっぱり将来的に、例えばの話ですけども、口蹄疫という問題
もあります。こういったものが一たん発生したときに大型化した経営というのはどうなる
かということは、やはりそういった場合のリスク分散というのも当然必要だろうと思いま
すし、それから大量に生産してコストを下げるという方法もありますし、私先ほど言いま
したように、今の牛というのが濃厚飼料をたくさん食べさせてたくさん牛乳を搾るとい
う形に改良されてきています。これをもう一回、例えばそのことのほうが高上がりになる
ということになれば、牛そのものをやっぱりもう一回見直すということも私は必要では
ないのかなと。今平均で2.6産ぐらいですか、分娩が。これが例えば0.5産ふえること
によって、全然そのコストというのは違ってくるわけです。そういったことも含めてい
ったときに、いろんな選択肢としてあるかと思えます。

ただ、いずれにいたしましても牛は草を食べるわけですから、標茶にこれだけある草地
を有効に活用していくためには、当然酪農も含めて草を食べる家畜というの私も選
択肢であろうかと思えます。例えば乳牛の平均の分娩が2.6から3.6になったとす
ると、後継牛を選ぶ確立というのも違ってくるわけです。そうすると、やっぱり肉資
源の活用というものが出てくる。いろんな活用があるのでないのかと。要は、今
までの酪農の経営の基盤を支えてきた根幹が変わってきているということに
対して、どうやって対応していくかではないのかなと思っています。

ただ、いずれにしても私は何回も申し上げていますが、経営というのは農家の方
が経営者として判断されるべきものだと思います。どういったものをつくってど
ういった消費者に提供していくのかというのは、それは農家自身が決めることで
あり、農家の連合体といいますか、経済団体が決めるべきものだと思います。そ
れに対していろんな情報を提供していくとか、例えば事業の導入等について私ど
もがいろんな役割を果たすと、そういった形で行政としてはかかわり合っていく
のが私はあるべき姿ではないのかなと思っております。こういった状況の中で農家
の方がやはりゆとりを持って自分の生活をやっていけるというのが一番いい方
法だと思いますので、関係機関とそういった情報交換もしながら、一緒になっ
て標茶の基幹産業酪農を守り立てていきたいと、そのように考えてお
りますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 大変明快に丁寧にご答弁をいただきました。標茶の1次産業
がなくなれば町もなくなるというほど、酪農というのは標茶の町にとって基幹産
業でありますから、ぜひこれ以上離農がふえるようなことのないように、そうい
う後継者が夢を描けるような標茶型の酪農のビジョンを農協なり関係機関と協
議しながら打ち出してほしいなど、そんなふうをお願いをしておきます。

それでは、最後に、これは私のライフワークじゃありませんけども、やっぱりある程度
けじめをつけておかなきゃならないなという問題があります。前大島議員が3月の定例会

で言ったからやるわけでありませんで、私もなかなか4年間やる機会がなかったので、きょうやって、後はやりません。管理課長にお聞きをいたしたいと思えますけど、現在町有地で個人あるいは法人に貸し付けしている件数は、法人、個人何件ありますか。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 若干18年度の決算の数値と異なるかもしれませんが、基本的には増減ありませんから、今55件に対して町有地を貸し付けしてございます。

（「法人と個人」の声あり）

○管理課長（今 敏明君） これは、ちょっとピックアップしなきゃいけないので、お時間をいただければ、後ほど。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 時間がかかりますから、それはいいです。

その貸し付けの中で立毛目的と例えば資材置き場、あるいは建物が目的という部分ではわかりますか。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 私どもそろえている資料では、基本的にジャンル別には押さえてございませんので、それぞれ一つ一つ55件についてご報告を申し上げていかないと。ただ、以前に議会のほうで求められまして、資料を提出しているというふうに思いますが、おおむね大きく先ほど言ったとおりにばつきはございませんから、当時の資料をお目通しいただければ一定程度わかるのかなというふうに思えますけど、足りない分については後からきちっと調べさせていただきます。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 私も資料要求しておりませんので、それは仕方がない。

実は、私は、先般も新聞紙上にも出ていましたけど、たまたま町有地を立毛、資材置き場の場合はいいのですけども、建物を目的ということになると、その時点で借地権が発生すると、そのことは何度も聞いておりますし、それが30年と。私がある会社の関係を引き合いに出しながら、ほかの建物を目的に借り入れしている人も含めて、そういう借地権が発生している件数も、じゃ今はわからないということになりますから、それはいいでしょう。

ただ、昭和六十何年に区画整理事業が始まって、平成元年に借りた部分で、建物を目的として借り入れした方の部分で、これは前からも言っていますけれども、振興委員会で、私は何で言うかという、きょうの決算資料にも土地を買い取ったというものが載っていないので、言うのですけども、当時平成9年ですけども、平成9年の2月の6日に振興委員会開催されまして、このときに企業誘致条例に沿って補助金を支出することにはこの土地を買い取ることが条件だということが諮問委員会でも出されました。諮問ですから、あくまでも町長がこれに拘束されるわけでありませんが、尊重はしてもらわなきゃならない。そんな中で当時の社長さんと当時の千葉町長さんのお話し合いが持たれて、現在

貸借関係にある町有地は買い取りする、買い取りの時期及び価格は示されなかったということなのです。これの中で、これじゃだめだと、時期と価格を示すべきだと。このやりとりの中で、多分不動産鑑定士を入れてあそこを鑑定したことがあります。そこら辺までは知っています。最初は、面積が大きい、面積小さくしたら金額が高い、そんなようなことでまだ買い取っていないのですけども、先般の管理課長の大島さんへの答弁では、木材不況のためになかなか買い取れないというようなことがありました。その後どうなっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 今のご質問ですけども、基本的には3月の時点の、大島議員というお名前今出していますけども、その時点でお答えした状況とは変わっていません。なぜかという、今年度を初めとする、19年度から平成21年ですか、いわゆる貸付基準で言う長期の貸し付け3年間、その今年度始期でございますので、あの定例会の段階では買い取りについての当然従前と同じ姿勢で要望もしてございますし、協議もしてございます。そういった中から前回の3月の答弁というのは、当然その状況を踏まえて答弁したもので、現状とは変わってございません。ただ、常々この部分につきましては、状況が変わったときにはいつでも私ども協議に乗りますし、いつでもこの議会、あるいは住民の方々のご指摘、ご意見を踏まえて、いつでも買い取りの協議、買い受けの協議、そういったものを開始してくれというふうなことは常々お話ししているということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 当時吉田助役もこのことについてはその年の3月31日の期限まで買い取りしたいということで、それは議事録にもあります。ただ、その期限が来ていないので、現段階では町の庁舎の中に設置されている町有地管理協議会の中で検討していきたいというふうなお答えだったので、そのときはそれで終わったのです。別に私は借りているのが悪いというわけじゃないのです。大いに借りて町の振興のために町のあいている土地を使って経済活動をしてもらえば、それはもういいことだ。ただ、たまたまこのときのいきさつからいってどうなのかということなのです。特にやっぱり借りているということになれば、当然土地に対する固定資産税もかからないわけですよ、これは。ですから、ほとんど区画整理でこういう事例があったのですけど、皆土地を購入して補助金を受けている。そうでないのは、この1件だけなのです。皆さん知っているからあれですけども、それは公の立場にある者として私はちょっと情けないなど、そんなふうな気がしています。それで、今これをどうこう私は言う気がありません。ただ、これも30年の期限が、平成元年ですから、平成30年に期限が来るのです。

そこで、私はこの契約書の、これは何も書いていないひな形でありますけども、条例のほうはいいので、この契約書を見る限り、満了したら原状復帰をするのだということは書いてありますけども、例えばこの借りている土地、上物に担保設定してある場合、あるい

は残念ながら倒産したと、あるいはやめたけど、お金がないと、今不景気だからお金がなくて買えないと言っているのだから、現状としてほかの建物を目的にして貸している部分についても原状復帰に係る分を借地料のほかに、私はこれは基金というわけにいかないの、やっぱり原状復帰のための積み立てというのか、預託金というのか、それと上物に抵当権が設定されている場合に、担保ついている場合に、それはパンクしたと。しかし、それがたまたま借りて1年目だったら30年間ある。だれもそれを買わなければ、29年間町が処分するか、そうでないとそのままいくか、そういうことに対してもっと危機管理を高めていく必要がある。みんな関連しています。やっぱり町が自立していくという以上は、厳しい町側の対応、そして住民、町民も厳しくそういうことに対して自分を律していかなきゃならない。そのことをこの契約書だけではなかなか、頭のいい人はうまいこといきますよ、はっきり言って。ですから、そうならないように今言ったような手法ができないか。これは、途中からでもできるように書いてありますから、この契約に定めない事項は、疑義が生じたときは協議の上決定することができるということになっていますから、今借りている人にでも対応できるような方法というのはとれるわけです。そのことについてどうお考えですか。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 町全体のリスク、住民の全体のリスクということでのご心配なご指摘だろうということで、基本的には私もその部分については委員がお尋ねの意を十分理解できるわけです。ただし、今契約書の中身の話ですけれども、この契約というのは一体どういうことなのかと考えますと、実は契約自体が司法上の契約行為、いわゆる法律下におかれる、民法上におかれる有効な契約行為だということをまず一つは言わなければいけないのかなど。どういうことかという、当然今信義をお互いに重んじてこの契約書を、一般的に同じ契約書で、それぞれ使用目的に基づいて若干中身は違うのですけれども、町が通常賃貸借に使っている契約書というのがこのようなことなのですけれども、これはやはり公法上あるいは司法上問わず契約行為で成り立っているものに対して、なおかつ追い担保といえますか、そこを求められるのかという問題に対しては、これは少し調査研究、検討、もちろん法令、条例等、当然弁護士さん等も含めていろんな角度からちょっと検討させていかなきゃいけないかなと思いますけれども、前段で申し上げたとおり、まずは基本的には司法上といえども契約行為が成立している、その中で一定程度の条件を付している、当然ここで信義を重んじる、そして訴訟という条項もありますから、当然この契約条項で争い事になるということになると、委員ご指摘の借地借家法という部分で係争になります。実は、この借地借家法というのは、委員もご承知のとおり、これは裁判の係争に使われるための法律だと。実は、貸し主よりはかなり借り手側に有利だと。いわゆる弱者ということになるのだというふうに思いますけれども、そちらのほうに有利なように実はできているという法律でございますので、なかなか今委員指摘されている部分も含めて厳しいのかなと思います。ただ、先ほど言ったとおり、町が、あるいは住民全体の方々がリスクをしょう

ということに対しては、私も当然同じ立場でございますので、この部分についてはもう少し先ほど言ったとおり検討、研究をさせていただければなというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 今、課長のほうから追い担保がどう、資産評価が下がれば当然追い担保は法律上できますよね。この場合、賃貸料が適正なのかどうかというのは、その路線価のあれに100分の3を乗じて得た額というようなことになっていますね。そこを何とかこの第15条の項目を使ってその契約代のほかに原状復帰のリスク分を、リスクを回避できるような手法を、これはこれから借り入れする、借りる人には簡単にやれるのだろうなと思うのです。この分も含めて、やっぱり私はやる必要があると思うのです。今平成19年ですから、あと11年で例えばこの件に関しても期限が来るのです。そのときに経営が悪くてそこを原状復帰できるようなあれがないといったときに、ないからそのままおいておけば、そこを再利用したい人がいても使えないし、町が原状復帰すれば、今これ何百万円もかかりますよ。やっぱりそういうことを考えれば、原状復帰の分を担保しておかないと、これはなかなかこれから町有地貸すのにも、これ資材置き場とか立毛目的だと何の問題もないのだけでも、やっぱり建物の場合は、そもそもこれ平成9年前は1年間だったのがこういう問題で3年間になったのだけでも、これはやっぱりそういうリスク回避するような方法を考えられないのかどうか、副町長、どうですか。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

基本的に貸していることがどうであるかこうであるかということよりは、これからの問題として町有地の適正な管理のあり方についてのご指摘といいますか、そういうことだというふうに思います。先ほど管理課長のほうから司法上の契約といいますか、そういうことで成り立っているということをお話ししておりますけども、まさしくこの問題の先の取り扱いについていえば、現状の条件を変更するという条件になります。その際に、契約の当事者である一方から契約の当事者のもう一方の方にその契約内容の変更を主張したときに、良好な状態で司法上の契約が成立するかどうかという技術的な問題と法的な問題があるかなと。ただ、一番いいのは、正直言いますと、借地借家法の趣旨とは反対の意味でいわゆる法的な裏づけがあると一番私どももただいま委員が指摘されたことがしやすいかなというふうに思っておりますし、期待をするところでありますけども、ご指摘受けている部分については十分町のといいますか、行政のといいますか、財産がどうのこうのというよりも、町民の皆さんの財産が適正に確保できるかということと無駄な支出をすることをどう防ぐかという、そういうご指摘だと思いますので、そういった意味で趣旨を理解した上で、そういったことができないかどうかは十分検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） このことを長々聞くつもりもありませんけれども、参考までに

今まで貸し付けしてきてそういう町が最終的に原状復帰をしなきゃならない状況になったというものはありますか。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 私の知っている範囲といたしますか、私が資料の範疇では過去にそういったケースというのとはなかったというふうに認識してございます。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） わかりました。この問題は、今副町長も言われるように、やっぱり町民の財産であるということをお前提にして、公平に、だれから見ても変だなと思われるような立場があればなど、そんな言われないような、これは行政として一番公平にやっていくのは大事なことだと思いますので、ひとつ前向きに、そのリスク回避の方法も、手法も含めてぜひ検討していただきたいなというふうに思いますけど。

○委員長（末柄 薫君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 実は、ただいま指摘受けたような部分について、ご指摘があった以降、実は町有地管理委員会を発足させてございます。その中で、ただいま管理課長も申しましたように、そういうことについてはないという答えをしておりますけども、これは貸す、借りる、あるいは譲渡する、取得する際に不要ないわゆる町としての支出を防ぐ、あるいは財政的な損失を防ぐということをお前提に町有地管理委員会で議論をしているということで、制度的にそうしているということをおまずご理解をいただきたいなと思います。

ただ、ただいまご指摘受けているのは、その以前から引き続いてきちゃっているものについてどうするかという問題になろうかと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたように、ぜひこういう指摘の趣旨をお真摯に受けとめて実現できるように検討してまいりたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） ぜひそういうことで、行政は継続するものでありますから、だれがどういう立場になっても町民に対するいろんな行政の制度が的確に公平にいくようにぜひお願いをしたいなということをお申し上げまして、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(末柄 薫君) 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 6時35分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 末 柄 薫